

資 料 編

1 災害危険箇所に関する資料

1.1 土砂災害危険箇所

【平成 28 年現在】

			がけ崩れ				地すべり				土石流		
			川 辺 地 域	中 津 地 域	美 山 地 域		川 辺 地 域	中 津 地 域	美 山 地 域		川 辺 地 域	中 津 地 域	美 山 地 域
国	国交省		—	—	—	地すべり 危険箇所	19				—	—	—
	林野庁	山腹崩壊 危険地区	411			地すべり 危険地区	—	—	—	崩壊土砂 流出危険 地区	472		
和歌山県		急傾斜地 崩壊危険 箇所	614			地すべり 危険箇所	—	—	—	土石流 危険溪流	272		
			220	153	241						87	109	76

1.1.1 地すべり危険箇所

県砂防課（平成15年3月31日現在）

箇所番号	面積 (ha)	箇所名	位置	地すべり地域指定
58	6	下長志	下長志	
59	4	佐々木	初湯川	
60	5	片串	片串	
61	9	上ノ段	上ノ段	
62	3	芝の上	三十木	
63	11	宮の前	上田原	
64	6	上坂本	上坂本	
65	7	早稲田	早稲田	
66	6	谷口	西原谷口	
67	5	碓	上瀧本	
68	7	間野	田中	
69	7	下滝本	下瀧本	
70	23	岡崎	岡崎	
71	8	地頭の鼻	横	
348	5	土生	土生	
443	16	三百瀬	三百瀬	
444	15	観音峠	山野	
445	14	炭屋谷	山野	
446	6	江川	江川	

1.1.2 山腹崩壊危険地区

近畿・中国森林管理局

地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考	地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考
384-0001	1.12	千津川	古垣内		385-0036	2.28	上田原		
384-0002	2.57	平川	下平川		385-0037	1.25	姉子	姉子	
384-0003	2.91	伊藤川			385-0038	0.69	姉子	姉子	
384-0004	3.9	伊藤川			385-0039	5.98	姉子	瀬戸	
384-0005	6.36	藤野川			385-0040	1.87	原日浦	井の又	
384-0006	2.14	藤野川			385-0041	2.01	原日浦	岡崎	
384-0007	2.91	平川	吉子		385-0042	9.73	原日浦	岡崎	
384-0008	3.49	平川	吉子		385-0043	5.61	原日浦	平岩	
384-0009	2.09	玄子			385-0044	15.42	原日浦	平岩	
384-0010	1.27	山野			385-0045	7.07	原日浦	平岩	
384-0011	0.35	山野			385-0046	3.95	原日浦	平岩	
384-0012	1.6	市川	中組		385-0047	0.69	原日浦	平岩	
384-0013	1.11	市川	上組		385-0048	0.8	原日浦	平岩	
384-0014	3.97	山野			385-0049	1.08	三十井川	宮ノ口	
385-0001	3.59	高津尾川	内ノ谷		385-0050	3.71	西原	小畑	
385-0002	0.98	伊佐の川	八軒道		385-0051	0.86	田尻		H14 一部→概成
385-0003	8.27	高津尾	広瀬		385-0052	5.33	畑ヶ瀬		
385-0004	3.77	高津尾	広瀬		386-0001	4.71	上初湯川	中庄	
385-0005	0.69	高津尾	広瀬		386-0002	2.36	上初湯川	中庄	
385-0006	2.35	西原	喜戸口		386-0003	0.83	上初湯川	和田	
385-0007	10.77	高津尾	広瀬		386-0004	0.79	上初湯川	鉢	
385-0008	1.76	西原	伊佐の川		386-0005	1.17	弥谷	裕	
385-0009	1.73	西原	檜山		386-0007	1.48	皆瀬	阿田木	
385-0010	2	西原	檜山		386-0008	3.32	皆瀬	鳥居	H21 年度末で一部概成
385-0011	3.29	西原	檜山		386-0009	1.86	皆瀬	笹ノ瀬	
385-0012	1.44	高津尾	小畑		386-0010	1.27	皆瀬	皆瀬	
385-0013	0.63	高津尾	小畑		386-0011	12.38	皆瀬	阿田木	H11 予防治山
385-0014	2.31	船津	岩の谷		386-0012	5.02	皆瀬	河原河	H13 未成→概成
385-0015	2.6	船着	上滝本		386-0013	7.3	皆瀬	河原河	
385-0016	2.45	船着	上滝本	急傾斜施工済	386-0014	5.57	浅間	井の脇	
385-0017	2.04	船着	上滝本		386-0015	6.64	浅間		
385-0018	4.65	高津尾	本郷		386-0016	3.6	浅間		
385-0019	2.18	高津尾	わらび平		386-0017	0.68	熊野川	中垣内前	
385-0020	2.54	高津尾	西原		386-0018	0.31	初湯川	笠松	
385-0021	0.94	高津尾	西原		386-0019	2.74	皆瀬	皆瀬	
385-0022	2.42	高津尾	西原	H 9 復旧治山	386-0020	3.81	愛川	李	
385-0023	16.37	高津尾	尾曾		386-0021	1.91	皆瀬		
385-0024	7.29	高津尾	中木	H14 一部→概成	386-0022	1.74	皆瀬	丸嶋	
385-0025	3.98	佐井	本田		386-0023	4.51	皆瀬	北谷	H13 一部→一部
385-0026	0.6	板野川	中の切		386-0024	1.33	皆瀬	打尾	
385-0027	2.76	大又	檜ノ土	H17 無→一部	386-0025	6.01	初湯川	愛口	
385-0028	2.35	三佐			386-0026	7.89	初湯川	愛口	
385-0029	5.8	三佐			386-0027	2.79	初湯川	愛口	
385-0030	1.03	三佐			386-0028	5.19	初湯川	笠松	
385-0031	1.79	田尻			386-0029	11.05	初湯川	笠松	
385-0032	6.22	小釜本			386-0030	5.47	初湯川	浪瀬	
385-0033	2.42	下田原			386-0031	2.12	寒川	串本	
385-0034	9.74	上田原			386-0032	4.79	初湯川	広原	H23 度末で区域変更
385-0035	2.74	上田原			386-0033	5.18	初湯川	猪谷	

地区番号	面積	大字	字	備 考	地区番号	面積	大字	字	備 考
	(ha)					(ha)			
386-0034	0.67	初湯川	うつぼ谷		392-1018	0.78	愛川	李	
386-0035	4.07	初湯川	塔の島		392-1019	1.97	皆瀬	河原河	
386-0036	1.68	初湯川	塔の島		392-1020	2.58	皆瀬	河原河	
386-0037	4.87	上初湯川	花尻		392-1021	16.93	皆瀬	河原河	
386-0038	5.48	上初湯川	葛谷	H10 予防治山	392-1022	4.87	皆瀬		H23 年度末無→ 一部概成
386-0039	1.54	上初湯川	橋渡		392-1023	3.86	皆瀬	打尾	
386-0040	1.46	上初湯川	中谷		392-1024	5.56	皆瀬	打尾	
386-0041	4.1	寒川	中村		392-1025	2.04	皆瀬	阿田木	
386-0042	1.53	寒川	中村西原		392-1026	0.5	寒川	串本	
386-0043	1.11	寒川	下長志		392-1027	1.13	上初湯川	花尻	
386-0044	1.6	寒川	下長志	山腹工施工地	392-1028	3.23	初湯川	猪谷	
386-0045	5.08	寒川	上小藪川		392-1029	1.49	寒川	串本	
386-0046	0.29	寒川	日浦長下		392-1030	1.35	初湯川		
386-0047	4.6	寒川	川合		392-1031	1.25	初湯川	笠松	
386-0048	1.22	寒川	川合		392-1032	1.68	初湯川	笠松	
386-0049	0.69	寒川	川合		392-1033	1.48	初湯川		
386-0050	1.37	寒川	上小藪川		392-1034	0.19	上越方		
386-7508	1.66	皆瀬	皆瀬		392-1035	6.9	浅間		
392-0001	1.07	大又			392-1036	2.65	初湯川		
392-0002	1.03	田尻			392-1037	4.89	初湯川		
392-0004	0.68	畑ヶ瀬			392-1038	8.18	初湯川	笠松	
392-0006	1.51	畑ヶ瀬			392-1039	1.4	初湯川		
392-0007	1.55	船着	上滝本		392-1040	0.69	初湯川		
392-0008	0.22	西原			392-1058	1.74	若野		
392-0010	1.08	下田原			392-1060	0.48	若野		
392-0011	1.71	下田原			392-1061	0.22	若野		
392-0012	0.95	上田原			392-1062	1.04	船津		
392-0013	0.64	上田原			392-1063	2.75	船津		
392-0014	0.54	下田原			392-1064	0.92	西原	檜山	
392-0015	0.89	上田原			392-1065	0.43	初湯川		
392-0016	0.86	原日浦			392-1066	0.83	初湯川		
392-0017	0.48	上田原			392-1067	0.62	寒川		
392-0018	0.82	上田原			392-1068	2.45	寒川	上小藪川	
392-0019	0.59	上田原			392-1069	7.62	上初湯川	花尻	
392-0020	2.33	上田原			392-1070	0.79	寒川	朔日	
392-1001	5.88	寒川	小川		392-1071	1.49	初湯川		
392-1002	2.25	寒川	小川		392-1072	8.99	皆瀬		H21 年度末に一 部概成
392-1003	1.92	寒川	滝ノ上		392-5001	0.51	上初湯川	中谷	
392-1004	2.06	寒川	滝ノ上		392-5002	0.67	上初湯川	中谷	
392-1005	2.38	寒川	滝ノ上		392-5003	0.28	上初湯川		
392-1006	0.64	寒川	上小藪川		392-5004	0.15	愛川	李	
392-1007	1.08	寒川	下小藪川		392-5005	0.55	愛川	李	
392-1008	2.8	寒川	下小藪川		392-5006	0.16	愛川	李	
392-1009	2.42	寒川	上板		392-5007	0.4	西原		
392-1010	1.7	寒川	上長志		392-5008	0.22	西原		
392-1011	4.32	寒川	下長志		392-5009	0.15	西原		
392-1012	3.8	寒川	下長志		392-5010	0.23	伊佐の川		
392-1013	0.81	寒川	下高野		392-5011	0.39	伊佐の川		
392-1014	0.46	寒川	下長志		392-5012	0.15	伊佐の川		
392-1015	1.36	上初湯川	中谷		392-5013	0.29	伊佐の川	八軒道	
392-1016	1.58	寒川	川合		392-5014	0.13	伊佐の川	八軒道	
392-1017	11.42	寒川	川合	H21 年度末無→ 概成	392-5015	0.12	伊佐の川		

地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考	地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考
392-5016	0.05	伊佐の川			392-5072	0.51	船津	岡本	
392-5017	0.24	西原			392-5073	0.19	西原		
392-5018	0.16	西原			392-5074	1.54	浅間		
392-5019	0.11	西原			392-5075	0.1	初湯川	愛口	
392-5020	0.28	西原			392-5076	0.16	初湯川		
392-5021	0.85	愛川			392-5077	0.77	初湯川	笠松	
392-5022	1.18	愛川			392-5078	0.45	初湯川	笠松	
392-5023	1.31	上初湯川			392-5079	0.24	初湯川	笠松	
392-5024	2.99	寒川	滝ノ上		392-5080	0.17	初湯川	笠松	
392-5025	1.17	初湯川			392-5081	0.08	寒川		
392-5026	0.88	初湯川	塔ノ島		392-5082	0.32	寒川		
392-5027	0.98	初湯川	塔ノ島		392-5083	0.24	寒川		
392-5028	1.08	愛川			392-5084	0.09	寒川	中村	
392-5029	0.3	愛川			392-5085	0.23	寒川	中村	
392-5030	0.61	愛川			392-5086	0.51	寒川	下長志	
392-5031	0.14	愛川			392-5087	1.15	寒川		
392-5032	0.06	愛川			392-5088	0.23	寒川		
392-5033	0.08	愛川			392-5089	1.14	寒川	上板	H22 無→一部概成
392-5034	0.04	愛川			392-5090	0.85	寒川	下小藪川	
392-5035	0.23	愛川			392-5091	0.26	寒川	下小藪川	
392-5036	0.23	皆瀬	河原河		392-5092	0.17	寒川	上小藪川	
392-5037	0.07	皆瀬	河原河		392-5093	0.36	寒川	下小藪川	
392-5038	0.35	高津尾	広瀬		392-5094	0.28	寒川	下小藪川	
392-5039	0.09	姉子	姉子		392-5095	0.22	寒川	上板	
392-5040	0.05	皆瀬	打尾		392-5096	0.49	寒川	上板	
392-5041	0.03	皆瀬	打尾		392-5097	0.41	寒川	上長志	
392-5042	0.27	皆瀬	打尾		392-5098	0.54	寒川	上長志	
392-5043	0.29	皆瀬	打尾		392-5099	0.45	寒川	下長志	
392-5044	0.1	初湯川			392-5100	0.68	寒川		
392-5045	0.26	初湯川			392-5101	0.3	初湯川		
392-5046	0.69	初湯川			392-5102	1.52	初湯川		
392-5047	0.21	寒川			392-5103	1.01	下田原		
392-5048	0.16	寒川	朔日		392-5104	0.19	下田原		
392-5049	0.5	寒川	朔日		392-5105	1.62	下田原		
392-5050	0.33	寒川	下小藪川		392-5106	0.38	下田原		
392-5051	0.1	寒川	下小藪川		392-5107	0.48	高津尾	中木	
392-5052	0.12	寒川	朔日		392-5108	0.25	高津尾		
392-5053	0.05	寒川	朔日		392-5109	0.73	船津	上瀧本	
392-5054	0.23	寒川	中村		392-5110	0.19	船津	上瀧本	
392-5055	0.18	初湯川	猪谷		392-5111	0.52	船津	岡本	
392-5056	0.29	初湯川	猪谷		392-5112	0.05	船津	岡本	
392-5057	1.06	初湯川	猪谷		392-5113	0.74	船津	坂本	
392-5058	0.3	初湯川			392-5114	0.14	船津	坂本	
392-5059	0.27	初湯川			392-5115	0.04	船津	坂本	
392-5060	0.16	初湯川			392-5116	0.21	伊佐の川		
392-5061	0.13	初湯川			392-5117	0.2	伊佐の川		
392-5062	0.89	皆瀬	下越方		392-5118	0.42	伊佐の川		
392-5063	1.05	上越方			392-5119	0.08	高津尾		
392-5064	0.31	高津尾			392-5120	0.77	西原		
392-5065	0.44	高津尾			392-5121	0.14	船津	坂本	
392-5066	0.09	高津尾			392-5122	0.1	船津	坂本	
392-5067	0.11	高津尾			392-5123	1.72	高津尾	中木	
392-5068	0.69	船津	下瀧本		392-5124	0.26	高津尾	中木	
392-5069	0.42	船津	下瀧本		392-5125	0.44	下田原		
392-5070	0.75	船津	下瀧本		392-5126	0.09	中津川		
392-5071	0.08	船津			392-5127	0.18	蛇尾		

地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考	地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考
392-5128	0.13	中津川			392-5179	0.23	山野		
392-5129	0.25	蛇尾			392-5180	0.21	和佐		
392-5130	0.05	蛇尾			392-5182	1.08	山野		
392-5131	0.04	蛇尾			392-5183	0.08	若野		
392-5132	0.15	平川			392-5184	0.16	山野		
392-5133	0.12	平川			392-5185	0.65	西原	檜山	
392-5134	0.08	蛇尾			392-5186	0.92	西原	檜山	
392-5135	0.06	田尻			392-5187	0.5	西原	檜山	
392-5136	2.07	早藤			392-5188	0.21	山野		
392-5137	0.7	早藤			392-5189	0.32	山野		
392-5138	0.34	伊藤川			392-5190	2.01	山野		
392-5139	0.32	伊藤川			392-5191	0.27	山野		
392-5140	0.34	伊藤川			392-5192	0.27	若野		
392-5141	0.23	伊藤川			392-5193	0.08	和佐		
392-5142	1.05	大又			392-5194	0.16	和佐		
392-5143	0.49	三佐			392-5197	0.38	早藤		
392-5144	0.1	大又			392-5198	0.07	早藤		
392-5145	0.14	大又			392-5199	0.32	早藤		
392-5146	0.07	大又			392-5200	0.09	早藤		
392-5147	0.06	大又			392-5201	0.07	玄子		
392-5148	0.1	山野			392-5202	0.23	玄子		
392-5149	0.11	山野			392-5203	0.27	土生		
392-5150	0.62	船津			392-5204	0.5	佐井		
392-5151	0.07	船津			392-5205	0.22	佐井		
392-5152	0.25	船津			392-5206	0.24	佐井		
392-5153	0.21	船津			392-5207	0.3	佐井		
392-5154	0.19	船津			392-5208	0.16	佐井		
392-5155	0.28	船津			392-5209	0.07	佐井		
392-5156	0.07	山野			392-5210	0.46	初湯川	笠松	
392-5158	0.51	山野			392-5211	0.55	初湯川	笠松	
392-5159	0.07	山野			392-5212	0.41	伊佐の川		
392-5160	0.05	山野			392-5213	0.18	寒川		
392-5161	0.16	山野			392-5214	0.27	寒川		
392-5162	0.11	山野			392-5215	0.74	寒川		
392-5163	0.05	山野			392-5216	0.1	寒川		
392-5164	0.2	山野			392-5217	0.23	寒川		
392-5165	0.12	山野			392-5218	0.34	寒川	朔日	
392-5166	0.07	山野			392-5219	0.25	西原		
392-5167	0.18	山野			392-5220	0.28	船津	上瀧本	
392-5168	0.11	山野			392-5221	0.18	愛川	李	
392-5169	0.65	山野			392-5222	3.83	上越方		
392-5170	0.09	山野			392-5224	0.06	寒川		
392-5171	0.14	山野			392-5225	0.1	山野		
392-5172	0.04	山野			392-5226	1.28	寒川	小藪川	
392-5173	0.1	山野			392-5227	6.77	寒川	小藪川南原	
392-5174	0.04	山野			392-5228	0.51	寒川	長志南原	H20 年度末に新規追加 H21 年度末に無→概成
392-5175	0.07	山野			392-9001	0.77	平川	彦大	H21 年度末に新規追加 H22 無→概成
392-5176	0.24	山野							
392-5177	0.28	山野							
392-5178	0.12	山野							

1.1.3 崩壊土砂流出危険箇所

地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考	地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考
384-0001	10.66	平川			385-0046	19.87	小釜本	長子	
384-0002	10.31	平川			385-0047	8.3	三佐	井の上	
384-0003	53.81	藤野川	黒松	H12 復旧治山	385-7501	4.92	西原		
384-0004	5.95	江川			386-0001	31.9	上初湯川	中谷	
384-0005	14.01	大滝川			386-0002	21.17	上初湯川	中谷	
384-0006	19.98	伊藤川			386-0003	18	上初湯川	和田	
385-0001	31.63	大又			386-0004	95.65	上初湯川	東垣内	
385-0002	160.69	大又	洞谷	水総 床固・護岸 工等施工地	386-0005	36.4	上初湯川	滝谷	
					386-0006	83.35	上初湯川	滝谷	
385-0003	55.36	三佐			386-0007	200.5	上初湯川	鉢	
385-0004	69.86	三佐			386-0008	8.11	上初湯川	北又	
385-0005	3.62	田尻	田尻谷		386-0009	67.37	上初湯川	宮ノ谷	
385-0006	6.54	坂野川	望月		386-0010	21.05	寒川	小川	
385-0007	62.37	船津	坂本		386-0011	63.79	弥谷	西谷	
385-0008	31.67	船津	岩の谷	砂防指定地	386-0012	86.83	弥谷	東又	
385-0009	32.57	船津	下瀧本		386-0083	246.2	寒川	東谷	H21 年度末に一 部概成→概成
385-0010	5.34	西原			386-0084	33.3	寒川	小藪川南 原	
385-0011	6.4	西原	大熊	H16 無→一部	386-0085	5.37	寒川	新行谷	
385-0012	31.56	西原	檜山		386-0086	249.08	寒川	川合	H20 年度末にラ ンク E→Cに変 更、H21 年度末に 一部概成→概成
385-0013	17.57	西原	檜山		386-0087	7.85	皆瀬	下阿田木	
385-0014	6.37	西原	檜山		386-7502	3.39	熊野川		
385-0015	9.67	西原	檜山		386-7505	14.64	寒川		
385-0016	28.43	西原	檜山		386-7506	64.49	寒川		
385-0017	13.95	西原	檜山		392-1001	2.87	三十井川		
385-0018	20.21	西原	檜山		392-1002	69.09	上初湯川		
385-0019	11.45	西原	檜山		392-1003	152.21	上初湯川		
385-0020	19.54	西原	檜山		392-1004	31.35	上初湯川		
385-0021	4.44	西原	檜山		392-1005	0.5	上初湯川		
385-0022	10.37	西原	檜山		392-1006	22.46	上初湯川		
385-0023	5.29	伊佐川	八軒道		392-1007	129.1	上初湯川		
385-0024	40.03	高津尾	伊佐川		392-1008	83.29	上初湯川		
385-0025	59.2	高津尾	伊佐川	H10 復旧治山	392-1009	74.61	寒川		
385-0026	36.82	高津尾	八軒道		392-1011	189.56	寒川		
385-0027	38.84	高津尾川	内ノ谷		392-1012	68.05	寒川		
385-0028	140.74	高津尾	広瀬		392-1013	167.44	寒川		
385-0030	87.47	三十井川	芦谷		392-1014	92.35	寒川		
385-0031	50.97	三十井川	滝谷		392-1015	17.02	寒川		
385-0032	12.15	三十井川	滝谷		392-1016	5.56	寒川		
385-0033	6.81	姉子	姉子		392-1017	18.26	寒川		
385-0034	8.71	姉子	姉子		392-1018	1.42	寒川		
385-0035	5.89	原日浦	岡崎		392-1019	80.97	上初湯川		
385-0036	6.77	原日浦	岡崎		392-1023	3.22	上初湯川		
385-0037	60.22	原日浦	平岩		392-1024	23.55	寒川		
385-0038	12.88	原日浦	平岩		392-1025	5.07	愛川		
385-0039	11.19	原日浦	平岩		392-1026	0.48	愛川		
385-0040	20.15	上田原	池の尻		392-1027	2.03	愛川		
385-0041	31.19	下田原	瀬詰	H13 未成→概成	392-1028	2.59	愛川		
385-0042	15.4	下田原	瀬詰	H14 一部→概成	392-1029	4.66	愛川		
385-0043	18.12	下田原	瀬詰	H 9 水総	392-1030	2.29	川原河		
385-0044	58.55	高津尾	尾曾中木		392-1031	9.34	皆瀬		H23 年度末 無 →概成
385-0045	12.2	長子		H10 予防治山	392-1032	0.8	浅間		

地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考	地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考
392-1033	2.22	浅間			392-5058	16.03	高津尾		
392-1034	7.48	川原河			392-5059	6.02	佐井		
392-1035	6.52	寒川			392-5060	5.46	佐井		
392-1036	6.57	上初湯川			392-5061	40.95	高津尾		
392-1037	74.09	上初湯川			392-5062	21.33	船津		
392-1038	3.69	初湯川			392-5063	17.67	船津		
392-1039	7.91	初湯川			392-5064	12.44	船津		
392-1040	1.22	初湯川			392-5065	5.6	平川		
392-1041	2.03	初湯川			392-5066	4.88	平川		
392-1042	8.29	初湯川			392-5067	7.5	平川		
392-1043	40.24	串本			392-5068	60.65	高津尾		
392-1044	1.34	串本			392-5069	48	寒川		
392-1045	68.8	串本			392-5070	44.49	串本		
392-1046	13.91	串本			392-5071	20.87	初湯川		
392-1047	2.14	熊野川			392-5072	48.08	弥谷		
392-1048	2.03	熊野川			392-5073	11.68	弥谷		
392-1049	5.34	熊野川			392-5074	12.36	弥谷		
392-1050	6.96	熊野川			392-5075	5.38	弥谷		
392-1051	1.1	熊野川			392-5076	10.53	弥谷		
392-1052	34.65	上越方			392-5077	32.88	三十井川		
392-1053	3.44	熊野川			392-5078	7.68	姉子		
392-1054	6.97	熊野川			392-5079	6.48	姉子		
392-1055	2.12	船津			392-5080	9.42	姉子		
392-1056	1.89	船津			392-5081	68.73	三十井川		
392-1057	14.3	高津尾川			392-5082	8.18	高津尾川		
392-1058	1.73	高津尾川			392-5083	27.78	高津尾川		
392-1059	0.99	高津尾川			392-5084	43.51	高津尾川		
392-1060	0.67	高津尾川			392-5085	4.38	下田原		
392-1061	1.53	高津尾川			392-5087	23.3	小釜本		
392-1062	8.7	高津尾川			392-5088	8.65	高津尾		
392-1063	1.41	西原			392-5089	3.19	高津尾		
392-5030	4.9	三十木			392-5090	27.94	高津尾		
392-5031	6.77	姉子		H21 年度末に進 捗無→概成	392-5091	18.13	佐井		
392-5032	7.64	姉子			392-5092	18.87	高津尾		
392-5033	7.49	姉子			392-5093	41.42	田尻		
392-5034	9.76	姉子			392-5094	6.61	佐井		
392-5035	18.9	姉子			392-5095	42.26	老星		
392-5036	19.88	下田原			392-5096	13.08	老星		
392-5037	28.27	下田原			392-5097	24.5	姉子		
392-5038	25.7	下田原			392-5098	5.09	姉子		
392-5039	28.34	下田原			392-5099	3.58	姉子		
392-5040	6.51	下田原			392-5100	10.82	大又		
392-5041	17.02	下田原			392-5101	9.69	大又		
392-5042	21.69	上田原			392-5174	4.12	和佐		
392-5043	23.95	上田原			392-5175	3.84	和佐		
392-5044	14.54	上田原			392-5176	3.47	和佐		
392-5045	23.05	上田原			392-5177	4.28	和佐		
392-5046	10.24	上田原			392-5178	3.07	和佐		
392-5047	9.61	上田原			392-5180	20.66	江川		
392-5048	11.85	原日浦			392-5182	3.75	江川		
392-5049	33.34	高津尾			392-5183	16.49	山野		
392-5050	22.68	下田原			392-5185	6.27	山野		
392-5051	12.59	上田原			392-5186	28.66	山野		
392-5052	8.83	下田原			392-5187	37.38	山野		
392-5053	13.43	下田原			392-5188	4.79	山野		
392-5054	7.56	下田原			392-5189	10.89	伊藤川		
392-5055	6.33	高津尾			392-5190	27.06	伊藤川		
392-5057	29.85	小釜本			392-5191	123.69	和佐		

地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考	地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考
392-5192	12.81	中津川			386-0053	12.78	初湯川	片串	
392-5193	57.95	中津川			386-0054	10.24	串本	巻の瀬	
392-5194	11.67	千津川			386-0055	25.85	初湯川	佐々木谷	H11、H12 予防治山
392-5195	7.67	中津川			386-0056	19.17	初湯川	塔の島	
392-5196	18.79	千津川			386-0057	7.01	上初湯川	橋渡	
392-5197	78.16	千津川			386-0058	65.17	上初湯川	葛谷	H10 予防治山
392-5198	31.72	千津川			386-0059	199.16	上初湯川	追谷	
392-5199	21.06	蛇尾			386-0060	88.95	上初湯川	神場	
392-5200	39.32	平川			386-0061	64.33	寒川	上西川西原	
392-5201	49.52	平川			386-0062	52.09	寒川	上西川東原	
392-5202	10.66	平川			386-0063	152.51	寒川	朔日東原	
392-5203	78.45	平川			386-0064	32.94	寒川	朔日東原	
392-5204	15.43	平川			386-0065	47.01	寒川	朔日東原	
392-5205	77.97	平川			386-0066	54.03	寒川	谷山	
392-5206	36.47	平川			386-0067	52.88	寒川	西の谷	既設あり
392-5207	6.88	高津尾			386-0068	3.98	寒川	谷山	
392-5208	27.92	高津尾			386-0069	19.51	寒川	中村	
392-5209	53.91	中津川			386-0070	9.24	寒川	中村	
392-5210	39.38	中津川			386-0071	2.77	寒川	土居東原	
392-5211	10.11	寒川			386-0072	3.11	寒川	土居東谷	
392-5212	82.72	船津			386-0073	41.55	串本	高野西原	
386-0013	30.37	皆瀬	笹ノ瀬		386-0074	40.19	串本	長志南原	
386-0014	75.66	浅間	大串		386-0075	55.12	寒川	長志南原	
386-0015	5.22	熊野川	中垣内前		386-0076	32.56	寒川	長志南原	
386-0016	5.82	熊野川	西の谷	H8 復旧治山	386-0077	8.43	寒川	下坂	
386-0017	46.04	熊野川	野々川		386-0078	97.5	寒川	板垣内南原	
386-0018	5.89	熊野川	野々川		386-0079	19.35	寒川	小藪南原	
386-0019	16.46	熊野川	野々川		386-0080	59.59	寒川	小藪川南原	
386-0020	21.24	熊野川	野々川		386-0081	46.14	寒川	小藪川	
386-0021	35.21	熊野川	野々川		386-0082	43.19	寒川	滝上	
386-0022	6	熊野川	野々川		392-1064	0.88	高津尾		
386-0023	11.54	熊野川	野々川		392-1065	3.48	三十井川		
386-0026	22.43	皆瀬	皆瀬		392-1066	5.31	原日浦		
386-0027	56.71	皆瀬	露谷		392-1067	0.72	原日浦		
386-0028	29.01	愛川	李		392-1069	0.79	田尻		
386-0029	2.08	愛川	李		392-1070	12.45	三佐		
386-0030	8.34	皆瀬	下郷原		392-1072	4.14	三佐		
386-0031	16.95	皆瀬	丸嶋		392-1074	3.98	大又		
386-0032	10.7	皆瀬	打尾		392-1075	4.09	老星		
386-0033	17.71	皆瀬	打尾		392-1076	0.38	老星		
386-0034	5.67	皆瀬			392-1077	1.33	老星		
386-0035	6.37	皆瀬			392-1078	0.88	三佐		
386-0036	6.78	皆瀬	梅坂		392-1079	7.08	三佐		
386-0037	12.21	皆瀬	梅坂		392-1080	1.49	船津		
386-0038	72.83	熊野川	黒川		392-1081	0.26	西原		
386-0039	49.65	滝頭	木滝		392-1082	0.55	西原		
386-0040	28.95	熊野川	野々川		392-1083	3.91	西原		
386-0043	55.82	熊野川	野々川		392-1084	3.38	高津尾		
386-0044	41.63	熊野川	野々川		392-1085	1	高津尾		
386-0045	126.07	初湯川	渡瀬		392-1086	7.08	佐井		
386-0046	56.33	初湯川	鳥淵		392-1088	1.79	下田原		
386-0047	142.05	串本	小畑		392-1089	27.49	下田原		
386-0048	2.37	串本	宮ノ谷		392-1090	5.62	下田原		
386-0049	52.06	串本	宮ノ谷		392-1091	2.86	下田原		
386-0050	14.58	串本	本村		392-1092	1.2	下田原		
386-0051	121.67	串本	中谷		392-1094	7.13	下田原		
386-0052	251	串本	串谷		392-1096	1.85	下田原		

地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考	地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考
392-1097	1.91	下田原			392-5115	70.68	三十井川		
392-1098	11.21	下田原			392-5116	107.56	三十井川		
392-1099	5.66	高津尾川			392-5117	60.84	三十井川		
392-1101	7.04	上田原			392-5118	103.71	原日浦		
392-1102	8.52	上田原			392-5119	30.52	上初湯川		
392-1103	1.12	上田原			392-5120	73.69	上初湯川		
392-1104	5.27	上田原			392-5121	19.22	初湯川		
392-1105	6.5	上田原			392-5122	22.59	上初湯川		
392-1106	12.5	上田原			392-5123	30.12	上初湯川		
392-1107	4.8	玄子			392-5124	7.85	愛川		
392-1108	1.67	和佐			392-5125	7.99	愛川		
392-1110	1.85	山野			392-5126	47.15	愛川		
392-1111	5.64	藤野川			392-5127	47.88	初湯川		
392-1112	2.33	平川			392-5128	22.33	初湯川		
392-1113	1.15	玄子			392-5129	36.44	初湯川		
392-1114	1.06	三十井川			392-5130	42.46	上初湯川		
392-1115	1.84	高津尾			392-5131	21.52	串本		
392-5001	2.45	寒川			392-5132	7.39	佐井		
392-5002	73.19	寒川			392-5133	9.28	佐井		
392-5003	72.58	寒川			392-5134	55.09	船津		
392-5004	75.24	中津川			392-5135	28.17	船津		
392-5005	86.95	上初湯川			392-5136	6.43	船津		
392-5006	100.06	上初湯川			392-5137	52.45	大又		
392-5007	22.9	下田原			392-5138	28.27	山野		
392-5008	15.98	寒川			392-5139	16.77	山野		
392-5009	26.57	寒川			392-5140	13.11	山野		
392-5010	14.22	寒川			392-5141	2.63	山野		
392-5011	12.6	寒川			392-5142	51.28	山野		
392-5012	15.2	寒川			392-5143	21.4	山野		
392-5013	25.36	寒川			392-5144	50.16	山野		
392-5014	25.87	寒川			392-5145	33.8	山野		
392-5015	90.76	寒川			392-5146	106.49	山野		
392-5017	92.21	上初湯川			392-5147	7.99	大又		
392-5018	125.73	上初湯川			392-5148	4.54	大又		
392-5019	39.43	初湯川			392-5149	2.63	大又		
392-5020	27.64	初湯川			392-5150	9.05	大又		
392-5021	3.55	浅間			392-5151	4.03	大又		
392-5022	19.48	上越方			392-5152	3.91	大又		
392-5023	19.51	上田原			392-5153	21.15	大又		
392-5024	13.9	三十木			392-5154	3.9	伊藤川		
392-5025	18.01	三十木			392-5155	16.41	伊藤川		
392-5026	14.08	三十木			392-5156	27.27	伊藤川		
392-5028	17.42	三十木			392-5157	6.14	伊藤川		
392-5029	16.05	三十木			392-5158	4.37	伊藤川		
392-5102	28.38	大又			392-5159	3.99	山野		
392-5103	20.4	佐井			392-5160	9.53	山野		
392-5104	17.34	老星			392-5161	3.41	山野		
392-5105	26.36	坂野川			392-5162	42.81	山野		
392-5106	10.52	山野			392-5163	12.79	山野		
392-5107	18.07	山野			392-5164	8.57	山野		
392-5108	27.56	山野			392-5165	23.7	山野		
392-5109	50.62	山野			392-5166	30.19	山野		
392-5110	9.83	山野			392-5167	6.68	大又		
392-5111	34.51	山野			392-5168	30.31	伊藤川		
392-5112	4.24	山野			392-5169	27.19	伊藤川		
392-5113	17.12	高津尾川			392-5170	28.29	伊藤川		
392-5114	6.01	高津尾川			392-5172	5.52	伊藤川		

地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考	地区番号	面積 (ha)	大字	字	備 考
392-5173	4. 67	和佐			392-5227	3. 82	上田原		
392-5213	10. 86	船津			392-5228	11. 22	上田原		
392-5214	8. 17	上田原			392-5229	4. 86	高津尾	本郷	
392-5215	3. 79	川原河			392-5230	70. 05	初湯川		
392-5216	1. 87	初湯川			392-5231	2. 02	寒川		
392-5217	20. 8	串本			392-5232	3. 06	寒川		H22 無→概成
392-5218	3. 08	寒川		H22 無→概成	392-5233	2. 31	大又		
392-5219	52. 04	坂野川			392-5234	3. 95	高津尾	小原	
392-5220	5. 24	佐井			392-5235	4. 78	寒川		
392-5221	9. 34	佐井			392-5236		高津尾	伊佐ノ川	H20 年度末に追加 H21 年度末に無→概成
392-5222	2. 18	佐井			392-5237		初湯川		H20 年度末に追加 H21 年度末に無→概成
392-5223	132. 33	田尻			392-9001		三佐	本川谷	H21 年度末に追加 H23 年度末無→概成
392-5224	67. 6	田尻		H21 年度末に一部概成→概成	392-9002		三佐	本川谷	H21 年度末に追加 H23 年度末無→概成
392-5226	3. 64	上田原							

1.1.4 急傾斜地危険箇所

(1) 川辺地域

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
1	982	東宮脇	山野	1	2169	上ノ裏	小熊
1	983	留馬場	山野	1	2169	上ノ裏	小熊
1	984	向山野	山野	1	2282	江川	江川
1	985	上五味	山野	1	2283	若野	若野
1	987	主郷	山野	1	2283	若野	若野
1	989	高畑	江川	3	2585	三百瀬 9	三百瀬
1	990	市井谷	江川	3	2586	千津川 9	千津川
1	991	胡桃谷	江川	3	2587	伊藤川	伊藤川
1	992	下江川	江川	3	2588	山野大滝川 11	山野
1	993	和佐	和佐	3	2589	山野大滝川 12	山野
1	994	志どし	和佐	3	2590	山野大滝川 13	山野
1	995	松瀬 2	松瀬	3	2591	山野大滝川 14	山野
1	998	東谷口	藤野川	3	2592	和佐 13	和佐
1	999	平川	平川	3	2593	江川 17	江川
1	1000	平川	平川	3	2594	江川 18	江川
1	1001	森前田首	平川	3	2595	江川下江川 1	和佐
1	1003	三津ノ川	山野	3	2596	江川 19	江川
1	1004	岡原	和佐	3	2597	江川下江川 2	和佐
1	1005	野上寺畑	玄子	3	2598	山野	山野
1	1006	下玄子	玄子	3	2599	江川 20	江川
1	1007	入野(2)	入野	3	2600	江川下江川 3	和佐
1	1008	入野	入野	1	3967	重家	平川
1	1008	入野	入野	1	3968	三百瀬	三百瀬
1	1008	入野	入野	1	3969	三百瀬 2・三百瀬	三百瀬
1	1009	回り道	千津川	1	3969	三百瀬 2・三百瀬	三百瀬
1	1010	滝ノ谷	小熊	1	3970	下平川中	平川
1	2165	岡本 2	山野	1	3971	藤野川	藤野川
1	2166	山野西	山野	1	3972	鐘巻	鐘巻

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
1	3973	小熊 2	小熊	2	4166	蛇尾西蛇尾 1	蛇尾
1	3974	山野大滝川 1	山野	2	4167	三百瀬 4・三百瀬	三百瀬
1	3975	山野大滝川 2	山野	2	4167	三百瀬 4・三百瀬	三百瀬
1	3976	江川	江川	2	4168	蛇尾東蛇尾 3	蛇尾
1	3977	江川 2	江川	2	4169	蛇尾東蛇尾 4	蛇尾
1	3978	江川 3	江川	2	4170	千津川 3	千津川
1	3979	江川下江川	江川	2	4171	三百瀬 (10) ・三百瀬	三百瀬
1	3980	江川 4	江川	2	4172	平川 7	平川
1	3981	山野市川 1	山野	2	4173	三百瀬 5	三百瀬
1	3982	山野市川 2	山野	2	4174	平川 8	平川
1	3983	土生	土生	2	4175	蛇尾西蛇尾 2	蛇尾
2	4149	平川吉子 1	平川	2	4176	平川 9	平川
2	4150	平川吉子 2	平川	2	4177	千津川 4	千津川
2	4151	平川 1 1	平川	2	4178	森ノ口	藤野川
2	4152	平川 2	平川	2	4179	蛇尾東蛇尾 5	蛇尾
2	4153	平川中平川	平川	2	4180	中津川 1	中津川
2	4154	平川 3	平川	2	4181	蛇尾西蛇尾 3	早藤
2	4155	平川 4	平川	2	4182	早藤 1	平川
2	4156	千津川 1	千津川	2	4183	蛇尾	蛇尾
2	4157	平川 5	平川	2	4184	藤野川 1	藤野川
2	4158	三百瀬 7	三百瀬	2	4185	藤野川 2	藤野川
2	4159	三百瀬 8	三百瀬	2	4186	千津川 5	千津川
2	4160	千津川 2	千津川	2	4186	千津川 5	千津川
2	4161	三百瀬 3	三百瀬	2	4187	千津川 6	千津川
2	4162	蛇尾東蛇尾 1	蛇尾	2	4188	早藤 2	早藤
2	4163	後垣内西垣内・下平川中	平川	2	4189	早藤 3	早瀬
2	4164	蛇尾東蛇尾 2	蛇尾	2	4190	玄子 1	早藤
2	4165	平川 6	平川	2	4191	玄子 2	早藤

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
2	4192	早藤 4	早藤	2	4220	山野 1	和佐
2	4193	玄子 3	早藤	2	4221	山野三津川 1・三津ノ川	山野
2	4194	寺間谷	千津川	2	4222	山野三津川 2・三津ノ川	山野
2	4195	玄子 4	早藤	2	4223	山野 2	山野
2	4196	早藤 5	早藤	2	4224	山野三津川 3	山野
2	4197	伊藤川 1	伊藤川	2	4225	山野 3	山野
2	4198	伊藤川 2	伊藤川	2	4226	和佐 1	和佐
2	4199	伊藤川 3	伊藤川	2	4227	和佐 2	和佐
2	4200	伊藤川 4	伊藤川	2	4228	和佐 3	和佐
2	4201	伊藤川 5	伊藤川	2	4229	和佐 4	和佐
2	4202	伊藤川 6	伊藤川	2	4230	山野大滝川 9	山野
2	4203	伊藤川 7	伊藤川	2	4231	四十垣内	山野
2	4204	土生 2	土生	2	4232	山野大滝川 10	山野
2	4205	伊藤川 8	伊藤川	2	4233	三津ノ川	山野
2	4206	土生 3	土生	2	4234	山野 4	山野
2	4207	土生 4	土生	2	4235	山野大滝川 3	山野
2	4208	土生 5	土生	2	4236	山野大滝川 4	山野
2	4209	小熊 6	小熊	2	4237	山野大滝川 5	山野
2	4210	小熊 3	小熊	2	4238	山野大滝川 6	山野
2	4211	小熊	小熊	2	4239	山野大滝川 7	山野
2	4212	土生 6	土生	2	4240	山野大滝川 8	山野
2	4213	北畑	小熊	2	4241	山野 5	山野
2	4214	和佐上和佐 1	和佐	2	4242	山野 6	山野
2	4215	和佐上和佐 2	和佐	2	4243	和佐下和佐 2	和佐
2	4216	入野下入野	入野	2	4244	山野 7	山野
2	4217	入野 3	入野	2	4245	和佐下和佐 3	和佐
2	4218	入野 4	入野	2	4246	和佐下和佐 4	和佐
2	4219	和佐上和佐 3	和佐	2	4247	山野北	山野

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
2	4248	和佐 5	和佐	2	4276	山野市川 16	山野
2	4249	和佐下和佐 5	和佐	2	4277	山野市川 17	山野
2	4250	江川 10	江川	2	4278	山野市川 3	山野
2	4251	江川 14	江川	2	4279	山野市川 4	山野
2	4252	和佐 6	江川	2	4280	山野市川 5	山野
2	4253	和佐 7	和佐	2	4281	山野市川 6	山野
2	4254	江川 15	江川	2	4282	山野市川 7	山野
2	4255	中ノ瀬	和佐	2	4283	山野市川 8	山野
2	4256	江川 16	江川	2	4284	山野市川 9	山野
2	4257	和佐下和佐 6	和佐	2	4285	山野市川 15	山野
2	4258	和佐下和佐 7	和佐	2	4286	山野市川 10	山野
2	4259	山野西	山野	2	4287	山野市川 11	山野
2	4260	和佐下和佐 8	江川	2	4288	山野市川 12	山野
2	4261	江川下江川 4	江川	2	4289	山野市川 13	山野
2	4262	和佐 8	和佐	2	4290	山野市川 14	山野
2	4263	江川 5	江川	2	4291	三百瀬 6	三百瀬
2	4264	江川 6	江川	2	4292	中津川 2	中津川
2	4265	江川 7	江川	2	4293	平川 10	平川
2	4266	江川 8	江川	2	4294	千津川 8	千津川
2	4267	江川 9	江川	2	4295	千津川 7	千津川
2	4268	平川 1	江川	2	4296	小熊 5	小熊
2	4269	和佐 9	和佐	2	4297	山野三津川 4	山野
2	4270	和佐下和佐 9	和佐	2	4298	和佐 12	和佐
2	4271	和佐 10	和佐	2	9003	中津川	中津川
2	4272	江川 11	江川				
2	4273	和佐 11	和佐				
2	4274	江川 12	江川				
2	4275	江川 13	江川				

(2) 中津地域

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
1	1011	坂本 1	船津	3	2584	船津	船津
1	1013	岡本 1	船津	3	2601	三十井川 7	三十井川
1	1014	下老星	船津	3	2602	高津尾川	高津尾川
1	1016	下滝本	船津	3	2603	高津尾伊佐の川 8	高津尾
1	1018	上滝本	船津	3	2604	高津尾伊佐の川 9	高津尾
1	1021	西原	西原	3	2606	上田原 4	上田原
1	1022	本郷	高津尾	3	2607	上田原 5	上田原
1	1024	広瀬	高津尾	3	2608	上田原 3	上田原
1	1025	滝尻	高津尾	3	2609	船津岡本 4	船津
1	1028	尾曾	高津尾	3	2610	高津尾中木	高津尾
1	1029	蔵平	高津尾	3	2611	小釜本 7	小釜本
1	1030	中木	高津尾	3	2612	船津坂本 3	船津
1	1031	佐井	佐井	3	2613	佐井 4	佐井
1	1033	佐井新田 1	佐井	3	2614	佐井 5	佐井
1	1035	坂野川	佐井	3	2615	小釜本 8	小釜本
1	1038	三佐 1	三佐	3	2616	田尻 3	田尻
1	1040	田尻	田尻	3	2617	坂野川 9	坂野川
1	1041	小釜本	小釜本	3	2618	坂野川 10	坂野川
1	1042	下田原 1	下田原	3	2619	老星 3	老星
1	1044	上田原	上田原	1	3984	原日浦平岩 1	原日浦
1	1045	三十木	三十木	1	3985	原日浦平岩 2	原日浦
1	1046	姉子 1	姉子	1	3986	姉子 2	姉子
1	1048	原日浦	原日浦	1	3987	船津下滝本 1	船津
1	1049	平岩	原日浦	1	3988	船津下滝本 2	船津
1	2285	畑ヶ瀬	坂野川	1	3989	下田原 2	下田原
1	2286	三十井川	三十井川	1	3990	船津上滝本・上滝本	船津
1	2288	上老星	高津尾	1	3991	船津下滝本 3・下滝本	船津
1	2289	伊佐ノ川	高津尾	1	3992	坂野川 2・坂野川	坂野川

危険箇所 の種類	箇所 番号	箇所名	位置	危険箇所 の種類	箇所 番号	箇所名	位置
1	3993	坂野川 3・坂野川	坂野川	2	4324	姉子 3	姉子
1	3994	長子	小釜本	2	4325	三十木 2	三十木
1	3995	三佐 2	三佐	2	4326	姉子 4	姉子
2	4299	三十井川 1	三十井川	2	4327	高津尾広瀬 1	高津尾
2	4300	三十井川 2	三十井川	2	4328	西原 1	西原
2	4301	三十井川 3	三十井川	2	4329	高津尾広瀬 2	高津尾
2	4302	高津尾川 1	高津尾川	2	4330	高津尾広瀬 3	高津尾
2	4303	高津尾川 2	高津尾川	2	4331	西原 2	西原
2	4304	三十井川 4	三十井川	2	4332	高津尾広瀬 4	高津尾
2	4305	高津尾川 3	高津尾川	2	4333	大江	西原
2	4306	三十井川 5	三十井川	2	4334	上田原 1	上田原
2	4307	高津尾八軒道 1	高津尾	2	4335	高津尾本郷	高津尾
2	4308	高津尾川 4	高津尾川	2	4336	西原 3	西原
2	4309	高津尾八軒道 2	高津尾	2	4337	上田原 2・上田原	上田原
2	4310	高津尾八軒道 3	高津尾	2	4338	船津下滝本 4	船津
2	4311	高津尾八軒道 4	高津尾	2	4339	下田原	下田原
2	4312	高津尾伊佐の川 1	高津尾	2	4340	高津尾小原	高津尾
2	4313	高津尾伊佐の川 2	高津尾	2	4341	船津岡本 1	船津
2	4314	三十井川 6	三十井川	2	4342	高津尾尾曾 1	高津尾
2	4315	高津尾伊佐の川 3	高津尾	2	4343	船津小津茂 1・下滝本	船津
2	4316	高津尾伊佐の川 4	高津尾	2	4344	船津岡本 2	船津
2	4317	高津尾伊佐の川 5	高津尾	2	4345	高津尾尾曾 2	高津尾
2	4318	高津尾伊佐の川 6	高津尾	2	4346	船津上滝本 2	船津
2	4319	高津尾伊佐の川 7	高津尾	2	4347	船津岡本 3	船津
2	4320	姉子 5	姉子	2	4348	高津尾尾曾 3	高津尾
2	4321	原日浦 1	原日浦	2	4349	船津小津茂 2	船津
2	4322	原日浦 2	原日浦	2	4350	高津尾中木	高津尾
2	4323	姉子 6	姉子	2	4351	小釜本 1	小釜本

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
2	4352	小釜本 2	小釜本	2	4380	大又 1	大又
2	4353	佐井 1	佐井	2	4381	大又 2	大又
2	4354	船津坂本 2	船津	2	4382	大又 3	大又
2	4355	佐井 2	佐井	2	4383	大又 4	大又
2	4356	小釜本 3	小釜本	2	4384	大又	大又
2	4357	佐井新田 2	佐井	2	4385	大又 6	大又
2	4358	佐井新田 3	佐井	2	4386	大又 7	大又
2	4359	小釜本 4	小釜本	2	4387	大又 8	大又
2	4360	小釜本 5	小釜本	2	4388	大又 9	大又
2	4361	小釜本 6	小釜本	2	4389	大又 10	大又
2	4362	佐井 3	佐井	2	4390	大又 11	大又
2	4363	田尻 1	田尻	2	4391	大又 12	大又
2	4364	田尻 2	田尻	2	4392	大又 13	大又
2	4365	坂野川 5	坂野川				
2	4366	坂野川 6	佐井				
2	4367	下老星	老星				
2	4368	小津茂・下滝本	老星				
2	4369	三佐 3	三佐				
2	4370	下老星	老星				
2	4371	坂野川 1・坂野川	坂野川				
2	4372	坂野川 7	坂野川				
2	4373	坂野川 8	坂野川				
2	4374	老星	老星				
2	4375	老星 2・老星	老星				
2	4376	八軒道	老星				
2	4377	上老星	老星				
2	4378	上老星	老星				
2	4379	三佐 4	三佐				

(3) 美山地域

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
1	1050	弥谷	弥谷	1	1087	和田 1	上初湯川
1	1052	鳥居原	皆瀬	1	1088	西ノ川	寒川
1	1053	川原河 1	川原河	1	1093	ヲソ越エ	寒川
1	1054	大津呂	皆瀬	1	1096	梅原	寒川
1	1055	皆瀬	皆瀬	1	1098	ハザノ谷・碓ノ谷(2)	寒川
1	1056	堂ノ前・霧谷	皆瀬	1	1099	蛇原	寒川
1	1058	下郷原	皆瀬	1	1101	平野	寒川
1	1060	西 1	愛川	1	1102	上平 1	寒川
1	1061	李	愛川	1	1103	曾ワ垣内	寒川
1	1062	北林	愛川	3	2605	下越方 1	上越方
1	1063	李	愛川	3	2620	上初湯川 3	上初湯川
1	1065	北谷 2	皆瀬	3	2621	上初湯川葛谷 3	上初湯川
1	1066	梅坂	皆瀬	3	2622	上初湯川葛谷 4	上初湯川
1	1067	浅間 1	浅間	3	2623	上初湯川葛谷 5	上初湯川
1	1068	上越方	上越方	3	2624	上初湯川葛谷 6	上初湯川
1	1069	下越方	皆瀬	3	2625	上初湯川葛谷 7	上初湯川
1	1070	中垣内前 1・中垣内前 2	熊野川	3	2626	上初湯川岡田 4	上初湯川
1	1071	中切レ (1) ・中切レ 2	熊野川	3	2627	弥谷	弥谷
1	1072	上の段 1	熊野川	3	2628	愛川愛川	愛川
1	1073	愛口	初湯川	3	2629	初湯川佐々木 7	初湯川
1	1075	笠松	初湯川	3	2630	寒川滝ノ上 4	寒川
1	1076	片串	初湯川	3	2631	上初湯川 4	上初湯川
1	1078	追谷	上初湯川	3	2632	初湯川佐々木 8	初湯川
1	1079	坂本 3	初湯川	3	2633	寒川 1	寒川
1	1080	橋渡	上初湯川	3	2634	寒川 2	寒川
1	1081	門	上初湯川	3	2635	寒川滝ノ上 5	寒川
1	1084	橋渡	上初湯川	3	2636	寒川滝ノ上 6	寒川
1	1085	垣内原	上初湯川	3	2637	寒川上西ノ川 4	寒川

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
3	2638	寒川下西ノ川7	寒川	2	4393	上初湯川針	上初湯川
3	2639	皆瀬皆瀬2	皆瀬	2	4394	小川	寒川小川
3	2640	寒川下西ノ川8	寒川	2	4395	上初湯川瀬谷	上初湯川
3	2641	初湯川佐々木9	初湯川	2	4396	中谷	上初湯川
3	2642	浅間5	浅間	2	4397	上初湯川中庄1	上初湯川
3	2643	初湯川猪谷	初湯川	2	4398	上初湯川中庄2	上初湯川
3	2644	浅間6	浅間	2	4399	上初湯川中庄3	上初湯川
3	2645	寒川朔日	寒川	2	4400	上初湯川中庄4	上初湯川
3	2646	上越方3	上越方	2	4401	上初湯川中庄7	上初湯川
3	2647	上越方4	上越方	2	4402	上初湯川中庄5	上初湯川
3	2648	寒川3	寒川	2	4403	上初湯川中庄6	上初湯川
3	2649	寒川4	寒川	2	4404	上初湯川1	上初湯川
3	2650	寒川5	寒川	2	4405	上初湯川2	上初湯川
3	2651	寒川6	寒川	2	4406	上初湯川葛谷1	上初湯川
3	2652	寒川土居2	寒川	2	4407	上初湯川葛谷2	上初湯川
3	2653	初湯川笠松	初湯川	2	4408	愛川李1	愛川
3	2654	寒川高野上	寒川	2	4409	愛川李2	愛川
3	2655	寒川上長志	寒川	2	4410	愛川李3	愛川
1	3996	川原河2	川原河	2	4411	上初湯川岡田1	上初湯川
1	3997	阿田木	皆瀬	2	4412	葛谷	上初湯川
1	3998	皆瀬打尾	皆瀬	2	4413	上初湯川岡田2	上初湯川
1	3999	浅間2	浅間	2	4414	入谷	上初湯川
1	4000	熊野川中垣内前	滝頭	2	4415	愛川李4	愛川
1	4001	皆瀬下越方	熊野川	2	4416	愛川李5・西(3)	愛川
1	4002	寒川土居・碓ノ谷(1)	寒川	2	4417	上初湯川岡田3	上初湯川
1	4003	滝頭3	滝頭	2	4418	愛川木滝1・西(1)	愛川
1	4004	熊野川上ノ段1	熊野川	2	4419	愛川木滝2	愛川
1	4005	熊野川上ノ段2	熊野川	2	4420	木滝	愛川

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
2	4421	愛川木滝 3	愛川	2	4449	初湯川初湯川 1	初湯川
2	4422	弥谷 1	弥谷	2	4450	東谷	寒川
2	4423	弥谷 2	弥谷	2	4451	皆瀬打尾 1	川原河
2	4424	露谷	皆瀬	2	4452	初湯川初湯川 2	初湯川
2	4425	愛川 1	愛川	2	4453	寒川朔日 1	寒川
2	4426	初湯川塔ノ島 1	初湯川	2	4454	寒川上西ノ川 2	寒川
2	4427	皆瀬皆瀬・下郷原	皆瀬	2	4455	初湯川猪谷 1	初湯川
2	4428	初湯川塔ノ島 2	初湯川	2	4456	初湯川猪谷 2	初湯川
2	4429	上初湯川妹尾 1	上初湯川	2	4457	朔日	寒川
2	4430	阿田木 1・阿田木	皆瀬	2	4458	皆瀬打尾 2	皆瀬
2	4431	田ノ上	愛川	2	4459	浅間 3	浅間
2	4432	川原河	川原河	2	4460	寒川朔日 2	寒川
2	4433	上初湯川妹尾 2	上初湯川	2	4461	堂浦	初湯川
2	4434	愛川李 6	愛川	2	4462	初湯川猪谷 3	初湯川
2	4435	上初湯川妹尾 3	上初湯川	2	4463	寒川朔日 3	寒川
2	4436	愛川愛川 1	愛川	2	4464	初湯川片串 1	初湯川
2	4437	初湯川佐々木 1	初湯川	2	4465	上越方 1	上越方
2	4438	愛川 2	愛川	2	4466	上越方 2	上越方
2	4439	愛川愛川 2	愛川	2	4467	初湯川片串 2	初湯川
2	4440	初湯川佐々木 2	初湯川	2	4468	寒川朔日 4	寒川
2	4441	寒川滝ノ上 1	寒川	2	4469	浅間 4	浅間
2	4442	寒川滝ノ上 2	寒川	2	4470	初湯川猪谷 4	初湯川
2	4443	初湯川佐々木 3	初湯川	2	4471	初湯川猪谷 5	初湯川
2	4444	寒川滝ノ上 3	寒川	2	4472	寒川上西ノ川 3	寒川
2	4445	初湯川佐々木 4	初湯川	2	4473	初湯川片串 3	初湯川
2	4446	寒川上西ノ川 1	寒川	2	4474	初湯川猪谷 6	初湯川
2	4447	初湯川佐々木 5	初湯川	2	4475	寒川朔日 5	寒川
2	4448	初湯川佐々木 6	初湯川	2	4476	寒川下西ノ川 1	寒川

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
2	4477	初湯川猪谷 7	初湯川	2	4505	初湯川笠松 2	初湯川
2	4478	寒川中村 1	寒川	2	4506	西ノ谷	寒川
2	4479	寒川西ノ谷 1	寒川	2	4507	串本小滝浦	串本
2	4480	寒川西ノ谷 2	寒川	2	4508	大門	初湯川
2	4481	寒川西ノ谷 3	寒川	2	4509	熊野川 1	熊野川
2	4482	初湯川平 1	初湯川	2	4510	寒川下板 1	寒川
2	4483	寒川中村 2	寒川	2	4511	寒川上板 1	寒川
2	4484	寒川下西ノ川 2	寒川	2	4512	寒川高野下 1	寒川
2	4485	寒川中村 3	寒川	2	4513	熊野川 2	熊野川
2	4486	寒川中村 4	寒川	2	4514	寒川高野下 2	寒川
2	4487	寒川中村 5	寒川	2	4515	高野 1	寒川
2	4488	寒川下西ノ川 3	寒川	2	4516	初湯川笠松 3	初湯川
2	4489	寒川下西ノ川 4	寒川	2	4517	寒川下小薮川 1	寒川
2	4490	寒川中村 6	寒川	2	4518	寒川下小薮川 2	寒川
2	4491	寒川下西ノ川 5	寒川	2	4519	熊野川 3	熊野川
2	4492	初湯川愛口 1	初湯川	2	4520	熊野川 4	熊野川
2	4493	初湯川平 2	初湯川	2	4521	熊野川 5・中切レ(2)	熊野川
2	4494	寒川中村 7	寒川	2	4522	寒川下長志 1	寒川
2	4495	初湯川愛口 2	初湯川	2	4523	寒川下板 2	寒川
2	4496	初湯川平 3	初湯川	2	4524	寒川高野下 3	寒川
2	4497	小棚垣内	寒川	2	4525	初湯川笠松 4	初湯川
2	4498	中村	寒川	2	4526	寒川下長志 2	寒川
2	4499	寒川上小薮川 1	寒川	2	4527	寒川下長志 3	寒川
2	4500	初湯川愛口 3	初湯川	2	4528	寒川上板 2	寒川
2	4501	初湯川笠松 1	初湯川	2	4529	寒川下長志 4	寒川
2	4502	寒川西ノ谷 4	寒川	2	4530	寒川上板 3	寒川
2	4503	寒川上小薮川 2	寒川	2	4531	熊野川上ノ段 3	熊野川
2	4504	小薮垣内	寒川	2	4532	滝頭	熊野川

危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置	危険箇所の種類	箇所番号	箇所名	位置
2	4532	滝頭	熊野川				
2	4533	熊野川上ノ段 4	熊野川				
2	4534	寒川下長志 5	寒川				
2	4535	熊野川友渕 1	熊野川				
2	4536	熊野川友渕 2	熊野川				
2	4537	熊野川友渕 3	熊野川				
2	4538	寒川上長志 1	寒川				
2	4539	寒川上長志 2	寒川				
2	4540	寒川上長志 3	寒川				
2	4541	熊野川友渕 4	熊野川				
2	4542	寒川下西ノ川 6	寒川				
2	4543	初湯川 1	初湯川				
2	4544	初湯川 2	初湯川				
2	4545	寒川下板 3	寒川				
2	9001	高野下 1	寒川				
2	9002	上の段	熊野川				
2	9005	猪谷 1	初湯川				

1.1.5 土石流危険溪流

(1) 川辺地域

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地(大字)
5-384-1-001	日高川	北吉田川	支溪	鐘巻
5-384-1-002	日高川	日高川	支溪	鐘巻
5-384-1-003	日高川	土生川	土生川	千津川
5-384-1-004	日高川	矢田川	支溪	土生
5-384-1-005	日高川	矢田川	右支溪	土生
5-384-1-006	日高川	日高川	栗の谷	玄子
5-384-1-007	日高川	日高川	右支溪	玄子
5-384-1-008	日高川	日高川	支溪	早藤
5-384-1-009	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-1-010	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-1-011	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-1-012	日高川	室河川	室河川	平川
5-384-1-013	日高川	室河川	左支溪	平川
5-384-1-014	日高川	古池谷川	古池谷	平川
5-384-1-015	日高川	藤野川	支溪	藤野川
5-384-1-016	日高川	藤野川	右支溪	藤野川
5-384-1-017	日高川	藤野川	藤野川	藤野川
5-384-1-018	日高川	日高川	支溪	三百瀬
5-384-1-019	日高川	日高川	支溪	三百瀬
5-384-1-020	日高川	伊藤川	支溪	伊藤川
5-384-1-021	日高川	伊藤川	支溪	伊藤川
5-384-1-022	日高川	伊藤川	支溪	伊藤川
5-384-1-023	日高川	伊藤川	左支溪	伊藤川
5-384-1-024	日高川	日高川	支溪	和佐
5-384-1-025	日高川	江川	右支溪	江川
5-384-1-026	日高川	江川	右支溪	江川
5-384-1-027	日高川	江川	支溪	山野
5-384-1-028	日高川	江川	右支溪	山野
5-384-1-029	日高川	江川	支溪	山野
5-384-1-030	日高川	江川	支溪	山野
5-384-1-031	日高川	江川	支溪	山野
5-384-1-032	日高川	江川	笹の谷	山野

溪流番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	所在地 (大字)
5-384-1-033	日高川	大滝川	支溪	山野
5-384-1-034	日高川	江川	支溪	江川
5-384-1-035	日高川	江川	支溪	江川
5-384-1-036	日高川	江川	支溪	江川
5-384-2-001	日高川	土生川	支溪	千津川
5-384-2-002	日高川	矢田川	支溪	土生
5-384-2-003	日高川	日高川	支溪	玄子
5-384-2-004	日高川	土生川	支溪	中津川
5-384-2-005	日高川	日高川	支溪	蛇尾
5-384-2-006	日高川	日高川	支溪	蛇尾
5-384-2-007	日高川	日高川	支溪	早藤
5-384-2-008	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-2-009	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-2-010	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-2-011	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-2-012	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-2-013	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-2-014	日高川	日高川	支溪	平川
5-384-2-015	日高川	藤野川	支溪	藤野川
5-384-2-016	日高川	日高川	支溪	三百瀬
5-384-2-017	日高川	日高川	支溪	三百瀬
5-384-2-018	日高川	日高川	花尻川	三百瀬
5-384-2-019	日高川	日高川	支溪	三百瀬
5-384-2-020	日高川	伊藤川	支溪	伊藤川
5-384-2-021	日高川	伊藤川	支溪	伊藤川
5-384-2-022	日高川	伊藤川	支溪	伊藤川
5-384-2-023	日高川	日高川	支溪	和佐
5-384-2-024	日高川	日高川	支溪	和佐
5-384-2-025	日高川	日高川	支溪	和佐
5-384-2-026	日高川	江川	支溪	江川
5-384-2-027	日高川	江川	支溪	江川
5-384-2-028	日高川	江川	支溪	江川
5-384-2-029	日高川	江川	支溪	江川
5-384-2-030	日高川	江川	支溪	江川

溪流番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	所在地（大字）
5-384-2-031	日高川	江川	支溪	山野
5-384-2-032	日高川	江川	支溪	山野
5-384-2-033	日高川	江川	支溪	山野
5-384-2-034	日高川	江川	支溪	山野
5-384-2-035	日高川	大滝川	支溪	山野
5-384-2-036	日高川	大滝川	支溪	山野
5-384-2-037	日高川	大滝川	支溪	山野
5-384-2-038	日高川	大滝川	支溪	山野
5-384-2-039	日高川	大滝川	支溪	山野
5-384-2-040	日高川	江川	支溪	江川
5-384-2-041	日高川	猪内川	支溪	山野
5-384-2-042	日高川	猪内川	支溪	山野
5-384-2-043	日高川	猪内川	支溪	山野
5-384-2-044	日高川	猪内川	岡の谷	山野
5-384-2-045	日高川	猪内川	支溪	山野
5-384-2-046	日高川	猪内川	支溪	山野
5-384-2-047	日高川	猪内川	支溪	山野
5-384-2-048	日高川	猪内川	支溪	山野
5-384-2-049	日高川	江川	支溪	江川
5-384-2-050	日高川	江川	支溪	江川
5-384-2-051	日高川	江川	支溪	江川

(2) 中津地域

溪流番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	所在地 (大字)
5-385-1-001	日高川	日高川	支溪	船津
5-385-1-002	日高川	日高川	支溪	船津
5-385-1-003	日高川	日高川	右支溪	船津
5-385-1-004	日高川	岩の谷川	岩の谷	船津
5-385-1-005	日高川	日高川	森の谷	船津
5-385-1-006	日高川	日高川	滝本谷	船津
5-385-1-007	日高川	日高川	右支溪	西原
5-385-1-008	日高川	伊佐の川	岩の谷	西原
5-385-1-009	日高川	伊佐の川	右支溪	西原
5-385-1-010	日高川	伊佐の川	左支溪	高津尾
5-385-1-011	日高川	高津尾川	左支溪	高津尾
5-385-1-012	日高川	日高川	右支溪	高津尾
5-385-1-013	日高川	日高川	右支溪	高津尾
5-385-1-014	日高川	日高川	あし谷	高津尾
5-385-1-015	日高川	日高川	左支溪	高津尾
5-385-1-016	日高川	日高川	左支溪	高津尾
5-385-1-017	日高川	日高川	支溪	高津尾
5-385-1-018	日高川	日高川	支溪	佐井
5-385-1-019	日高川	日高川	支溪	佐井
5-385-1-020	日高川	日高川	右支溪	坂野川
5-385-1-021	日高川	日高川	庵の谷	坂野川
5-385-1-022	日高川	日高川	右支溪	坂野川
5-385-1-023	日高川	日高川	右支溪	小釜本
5-385-1-024	日高川	日高川	右支溪	小釜本
5-385-1-025	日高川	日高川	東株井谷	姉子
5-385-1-026	日高川	日高川	支溪	姉子
5-385-1-027	日高川	三十井川	芦谷	三十井川
5-385-1-028	日高川	三十井川	大股谷川	三十井川
5-385-1-029	日高川	日高川	西の谷	原日浦
5-385-1-030	日高川	日高川	井戸谷	原日浦
5-385-1-031	日高川	日高川	紺屋谷	原日浦
5-385-1-032	日高川	日高川	支溪	下田原
5-385-1-033	日高川	日高川	左支溪	田尻

溪流番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	所在地（大字）
5-385-1-034	日高川	日高川	支溪	三佐
5-385-1-035	日高川	日高川	左支溪	三佐
5-385-1-036	日高川	日高川	奥の谷	三佐
5-385-1-037	日高川	日高川	久保ノ谷	三佐
5-385-1-038	日高川	大又谷川	津々の川	老星
5-385-1-039	日高川	日高川	風呂の谷	佐井
5-385-1-040	日高川	日高川	左支溪	高津尾
5-385-1-041	日高川	日高川	左支溪	船津
5-385-1-042	日高川	日高川	支溪	船津
5-385-1-043	日高川	日高川	左支溪	船津
5-385-1-044	日高川	日高川	滝谷	船津
5-385-1-045	日高川	日高川	大谷	船津
5-385-1-046	日高川	日高川	小谷	船津
5-385-2-001	日高川	日高川	西の谷	船津
5-385-2-002	日高川	日高川	右支溪	船津
5-385-2-003	日高川	日高川	井の関谷	船津
5-385-2-004	日高川	日高川	右支溪	船津
5-385-2-005	日高川	伊佐の川	支溪	高津尾
5-385-2-006	日高川	伊佐の川	支溪	高津尾
5-385-2-007	日高川	伊佐の川	支溪	高津尾
5-385-2-008	日高川	伊佐の川	支溪	高津尾
5-385-2-009	日高川	伊佐の川	支溪	高津尾
5-385-2-010	日高川	伊佐の川	支溪	高津尾川
5-385-2-011	日高川	高津尾川	支溪	高津尾川
5-385-2-012	日高川	高津尾川	支溪	高津尾川
5-385-2-013	日高川	高津尾川	井の谷川	高津尾
5-385-2-014	日高川	高津尾川	内の谷	高津尾
5-385-2-015	日高川	日高川	左支溪	高津尾
5-385-2-016	日高川	日高川	中木谷	高津尾
5-385-2-017	日高川	日高川	左支溪	高津尾
5-385-2-018	日高川	日高川	支溪	坂野川
5-385-2-019	日高川	日高川	支溪	小釜本
5-385-2-020	日高川	日高川	支溪	小釜本
5-385-2-021	日高川	日高川	支溪	小釜本

溪流番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	所在地（大字）
5-385-2-022	日高川	日高川	支溪	小釜本
5-385-2-023	日高川	日高川	支溪	小釜本
5-385-2-024	日高川	三十井川	支溪	小釜本
5-385-2-025	日高川	三十井川	前谷	三十井川
5-385-2-026	日高川	三十井川	瀧の谷	三十井川
5-385-2-027	日高川	三十井川	三十井川	三十井川
5-385-2-028	日高川	三十井川	支溪	三十井川
5-385-2-029	日高川	三十井川	みの谷	三十井川
5-385-2-030	日高川	三十井川	だいが谷	三十井川
5-385-2-031	日高川	日高川	原の谷	原日浦
5-385-2-032	日高川	日高川	平岩谷	原日浦
5-385-2-033	日高川	日高川	坂の谷	原日浦
5-385-2-034	日高川	日高川	支溪	三十木
5-385-2-035	日高川	日高川	支溪	三十木
5-385-2-036	日高川	日高川	支溪	下田原
5-385-2-037	日高川	日高川	東谷	上田原
5-385-2-038	日高川	日高川	左支溪	上田原
5-385-2-039	日高川	日高川	宮の谷	上田原
5-385-2-040	日高川	日高川	田首谷	田尻
5-385-2-041	日高川	日高川	支溪	老星
5-385-2-042	日高川	大又谷川	支溪	老星
5-385-2-043	日高川	大又谷川	支溪	老星
5-385-2-044	日高川	大又谷川	支溪	老星
5-385-2-045	日高川	大又谷川	支溪	老星
5-385-2-046	日高川	大又谷川	支溪	老星
5-385-2-047	日高川	大又谷川	支溪	老星
5-385-2-048	日高川	大又谷川	支溪	老星
5-385-2-049	日高川	日高川	支溪	老星
5-385-2-050	日高川	日高川	支溪	老星
5-385-2-051	日高川	日高川	支溪	老星
5-385-2-052	日高川	日高川	支溪	老星
5-385-2-053	日高川	日高川	支溪	老星
5-385-2-054	日高川	日高川	支溪	老星
5-385-2-055	日高川	日高川	左支溪	佐井

溪流番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	所在地（大字）
5-385-2-056	日高川	日高川	支溪	佐井
5-385-2-057	日高川	日高川	右支溪	高津尾
5-385-2-058	日高川	日高川	支溪	高津尾
5-385-2-059	日高川	日高川	支溪	高津尾
5-385-2-060	日高川	日高川	支溪	船津
5-385-2-061	日高川	日高川	支溪	船津
5-385-2-062	日高川	日高川	支溪	船津
5-385-2-063	日高川	日高川	支溪	船津

(3) 美山地域

溪流番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	所在地 (大字)
5-386-1-001	日高川	日高川	加門谷	皆瀬
5-386-1-002	日高川	日高川	堂の谷	皆瀬
5-386-1-003	日高川	日高川	露谷	皆瀬
5-386-1-004	日高川	日高川	右支溪	皆瀬
5-386-1-005	日高川	日高川	梅坂谷	皆瀬
5-386-1-006	日高川	日高川	右支溪	皆瀬
5-386-1-007	日高川	日高川	池の谷	皆瀬
5-386-1-008	日高川	愛川	右支溪	愛川
5-386-1-009	日高川	初湯川	左支溪	初湯川
5-386-1-010	日高川	初湯川	左支溪	初湯川
5-386-1-011	日高川	猪谷川	右支溪	初湯川
5-386-1-012	日高川	猪谷川	猪谷川	上初湯川
5-386-1-013	日高川	猪谷川	左支溪	初湯川
5-386-1-014	日高川	日高川	右支溪	寒川
5-386-1-015	日高川	寒川	左支溪	寒川
5-386-1-016	日高川	寒川	木戸の串谷	寒川
5-386-1-017	日高川	日高川	左支溪	熊野川
5-386-1-018	日高川	日高川	左支溪	熊野川
5-386-1-019	日高川	日高川	田上谷	上越方
5-386-1-020	日高川	日高川	湯の谷	浅間
5-386-1-021	日高川	日高川	左支溪	川原河
5-386-1-022	日高川	日高川	左支溪	川原河
5-386-1-023	日高川	日高川	左支溪	川原河
5-386-2-001	日高川	弥谷川	右支溪	弥谷
5-386-2-002	日高川	日高川	右支溪	皆瀬
5-386-2-003	日高川	日高川	コン谷	皆瀬
5-386-2-004	日高川	日高川	右支溪	皆瀬
5-386-2-005	日高川	日高川	右支溪	皆瀬
5-386-2-006	日高川	日高川	右支溪	浅間
5-386-2-007	日高川	日高川	右支溪	熊野川
5-386-2-008	日高川	日高川	右支溪	熊野川
5-386-2-009	日高川	日高川	右支溪	熊野川
5-386-2-010	日高川	日高川	右支溪	熊野川

溪流番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	所在地（大字）
5-386-2-011	日高川	日高川	右支溪	初湯川
5-386-2-012	日高川	愛川	右支溪	初湯川
5-386-2-013	日高川	愛川	右支溪	愛川
5-386-2-014	日高川	愛川	左支溪	愛川
5-386-2-015	日高川	愛川	奥谷	愛川
5-386-2-016	日高川	愛川	鍛冶屋谷	愛川
5-386-2-017	日高川	愛川	木地屋谷	愛川
5-386-2-018	日高川	愛川	左支溪	愛川
5-386-2-019	日高川	愛川	左支溪	愛川
5-386-2-020	日高川	愛川	左支溪	愛川
5-386-2-021	日高川	初湯川	右支溪	初湯川
5-386-2-022	日高川	初湯川	葛谷	上初湯川
5-386-2-023	日高川	初湯川	井戸の谷	上初湯川
5-386-2-024	日高川	初湯川	右支溪	上初湯川
5-386-2-025	日高川	初湯川	支溪	上初湯川
5-386-2-026	日高川	初湯川	支溪	上初湯川
5-386-2-027	日高川	初湯川	支溪	上初湯川
5-386-2-028	日高川	初湯川	右支溪	上初湯川
5-386-2-029	日高川	初湯川	左支溪	初湯川
5-386-2-030	日高川	初湯川	左支溪	初湯川
5-386-2-031	日高川	初湯川	左支溪	初湯川
5-386-2-032	日高川	初湯川	左支溪	初湯川
5-386-2-033	日高川	猪谷川	右支溪	初湯川
5-386-2-034	日高川	猪谷川	左支溪	初湯川
5-386-2-035	日高川	西の川	右支溪	寒川
5-386-2-036	日高川	西の川	右支溪	寒川
5-386-2-037	日高川	西の川	左支溪	寒川
5-386-2-038	日高川	朔日川	右支溪	寒川
5-386-2-039	日高川	朔日川	右支溪	寒川
5-386-2-040	日高川	朔日川	右支溪	寒川
5-386-2-041	日高川	朔日川	右支溪	寒川
5-386-2-042	日高川	朔日川	左支溪	寒川
5-386-2-043	日高川	寒川	右支溪	寒川
5-386-2-044	日高川	寒川	右支溪	寒川

溪流番号	水 系 名	河 川 名	溪 流 名	所在地（大字）
5-386-2-045	日高川	寒川	小薮川右支溪	寒川
5-386-2-046	日高川	寒川	左支溪	寒川
5-386-2-047	日高川	寒川	左支溪	寒川
5-386-2-048	日高川	日高川	左支溪	寒川
5-386-2-049	日高川	日高川	左支溪	寒川
5-386-2-050	日高川	日高川	左支溪	熊野川
5-386-2-051	日高川	日高川	西の谷	熊野川
5-386-2-052	日高川	初湯川	中谷	上初湯川
5-386-2-053	日高川	寒川	谷山谷	寒川

1.2 法指定区域

土砂災害の危険性に関する法指定区域に関して、以下の区域が指定されている。

【平成 28 年現在】

		がけ崩れ			地すべり			土石流		
			川 辺 地 域	中 津 地 域	美 山 地 域		川 辺 地 域	中 津 地 域	美 山 地 域	
ハード 施策等	砂防法		—	—	—		—	—	—	砂防 指定地
										70
										14 30 26
ソフト 施策	地すべり 防止法		—	—	—	—	—	—	—	—
	急傾斜地 法	急傾斜地 崩壊危険 区域	97				—	—	—	—
			29	37	31		—	—	—	—
ソフト 施策	土砂災害 防止法	警戒 区域 うち 特別 警戒 区域	急傾斜地 の崩壊	184			6			97
				13	52	119	—	3	3	15 44 38
				0			0			82
				—	—	—	—	—	—	11 35 36

1.2.1 砂防指定地

(1) 川辺地域

整理番号	幹川名	支川名	溪流名	大字	指定年月日	告示番号
川辺町 01	日高川	中津川	中津川及び同右支川	中津川	S62. 12. 8	2069
川辺町 02	日高川	土生川		千津川	H1. 10. 21	1282
川辺町 03	日高川	土生川		千津川	H3. 4. 9	1020
川辺町 04	日高川	土生川		千津川	H6. 1. 28	137
川辺町 05	日高川	土生川		土生	H16. 12. 2	1484
川辺町 06	日高川		平川	平川	H17. 12. 22	1443
川辺町 07	日高川		土生川	土生、千津川	H18. 3. 30	423
川辺町 08	日高川		滝の方谷川	平川	H19. 11. 5	1467
川辺町 09	日高川	大瀧川	桃そげ谷川	山野	H20. 8. 26	1007
川辺町 10	日高川		土生川	土生、藤井	H20. 8. 26	1007
川辺町 11	日高川	江川	清水谷川	山野	H24. 3. 29	339
川辺町 12	日高川	江川	宗井の谷川	山野	H24. 3. 29	339
川辺町 13	日高川	伊藤川	堂谷川	伊藤川	H25. 2. 22	137
川辺町 14	日高川		江ノ隅谷川	平川	H25. 2. 22	137

(2) 中津地域

整理番号	幹川名	支川名	溪流名	大字	指定年月日	告示番号
中津村 01	日高川	高津尾川		高津尾	S30. 4. 12	463
中津村 02	日高川	伊佐の川		西原	S54. 1. 27	93
中津村 03	日高川	三十井川		三十井川	S56. 8. 21	1451
中津村 04	日高川	小津茂谷川 右支川		船津	S59. 3. 24	704
中津村 05	日高川	東谷川		上田原	S62. 1. 26	109
中津村 06	日高川	鷺の川		田尻	S62. 1. 26	109
中津村 07	日高川	東谷川		上田原	S63. 1. 21	101
中津村 08	日高川	岩の谷川		西原	S63. 11. 8	2150
中津村 09	日高川	沖谷川		船津	S63. 11. 8	2150
中津村 10	日高川	高津尾川		高津尾川	H3. 3. 28	815
中津村 11	日高川	伊佐の川	岩の谷川	高津尾、西原	H3. 4. 9	1020
中津村 12	日高川	沖谷川		船津	H4. 3. 25	830
中津村 13	日高川	奥の谷川		三佐	H5. 3. 16	761
中津村 14	日高川	日高川	日高川	高津尾	H6. 1. 28	137
中津村 15	日高川	日高川	弥谷川	田尻	H7. 3. 7	513
中津村 16	日高川	日高川	芦谷川	高津尾	H8. 5. 13	1326
中津村 17	日高川	日高川	弥谷川	田尻、三佐	H11. 3. 19	737
中津村 18	日高川	日高川	久保谷川	三佐	H12. 5. 16	1319
中津村 19	日高川	日高川	風呂ノ谷川	佐井	H12. 5. 16	1319
中津村 20	日高川	日高川	岩の谷川	船津	H14. 3. 14	196
中津村 21	日高川	高津尾川	井の谷川	高津尾	H16. 10. 4	1207
中津村 22	日高川		石の谷川	三佐	H16. 12. 2	1484
中津村 23	日高川		三十井川	三十井	H18. 9. 28	1148
中津村 24	日高川		清水の谷川	船津	H18. 11. 13	1371
中津村 25	日高川		露谷川	佐井	H19. 11. 5	1467
中津村 26	日高川		井の関谷川	船津	H19. 11. 5	1467
中津村 27	日高川		だいが谷川	三十井川	H21. 6. 17	638
中津村 28	日高川		瀧の谷川	三十井川	H21. 9. 14	1000
中津村 29	日高川		森の谷川	船津	H24. 3. 29	339
中津村 30	日高川		妙見谷川	高津尾	H28. 4. 5	625

(3) 美山地域

整理番号	幹川名	支川名	溪流名	大字	指定年月日	告示番号
美山村 01	日高川	寒川		寒川	S26. 11. 15	968
美山村 02	日高川	寒川	小藪川	小藪川	S30. 4. 12	463
美山村 03	日高川	寒川	朔日川	朔日	S29. 7. 29	1303
美山村 04	日高川	寒川	西ノ川	寒川	S30. 6. 20	989
美山村 05	日高川	猪谷川		初湯川	S30. 12. 9	1422
美山村 06	日高川	初湯川		初湯川	S30. 6. 20	989
美山村 07	日高川	愛川		愛川	S29. 7. 29	1303
美山村 08	日高川	愛川		季	S30. 4. 12	463
美山村 09	日高川	野々子川		熊野川	T7. 5. 9	42
美山村 10	日高川	野々子川		熊野川	S31. 11. 15	1800
美山村 11	日高川	弥谷川		弥谷	S30. 6. 20	989
美山村 12	日高川	西の谷川		熊野川	S53. 1. 6	6
美山村 13	日高川	田上谷川		熊野川	S55. 3. 29	693
美山村 14	日高川	日高川	猪谷川	初湯川	H8. 5. 13	1326
美山村 15	日高川	日高川	日高川	寒川	H14. 3. 14	196
美山村 16	日高川	日高川	木戸の串谷川	寒川	H16. 10. 4	1207
美山村 17	日高川		梅坂谷川	皆瀬	H18. 9. 28	1148
美山村 18	日高川	日高川	猪谷川	上初湯川	H16. 10. 4	1207
美山村 19	日高川		猪谷川	上初湯川	H19. 7. 5	879
美山村 20	日高川		木滝谷川	愛川	H18. 11. 13	1371
美山村 21	日高川	愛川	木滝谷川	愛川	H21. 8. 10	885
美山村 22	日高川	小藪川	中西谷川	寒川	H24. 3. 29	339
美山村 23	日高川		寺谷	愛川	H21. 6. 17	638
美山村 24	日高川		堂の谷川	皆瀬	H20. 8. 26	1007
美山村 25	日高川		加門谷川	皆瀬	H20. 8. 26	1007
美山村 26	日高川		加門谷川	皆瀬	H21. 1. 26	107

1.2.2 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 川辺地域

整理番号		区域名	告示番号	告示年月日	大字1	大字2
川辺	1	小熊	487	昭和62年07月16日	小熊	
川辺	2	入野	556	昭和63年08月10日	入野	
川辺	3	入野(2)	397	平成02年06月05日	入野	
川辺	4	若野	366	平成07年04月18日	若野	
川辺	5	向山野	12	平成13年01月09日	山野	
川辺	6	江川	322	平成13年04月03日	江川	
川辺	7	三津ノ川	978	平成13年12月21日	山野	
川辺	8	三百瀬	626	平成14年06月28日	三百瀬	
川辺	9	山野西	692	平成14年07月23日	山野	
川辺	10	平川	692	平成14年07月23日	平川	
川辺	11	和佐	408	平成15年03月28日	和佐	
川辺	12	重家	408	平成15年03月28日	江川	
川辺	13	江川	1357	平成15年12月24日	江川	
川辺	14	下平川中	233	平成17年03月01日	平川	
川辺	15	山野北	233	平成17年03月01日	山野	
川辺	16	松瀬	335	平成17年03月18日	松瀬	
川辺	17	鳥居	710	平成19年05月25日	平川	
川辺	18	松瀬	1079	平成19年09月04日	松瀬	
川辺	19	上江川	667	平成20年05月02日	江川	
川辺	20	大滝川	667	平成20年05月02日	山野	
川辺	21	平川上	667	平成20年05月02日	平川上	
川辺	22	中津川	667	平成20年05月02日	中津川	
川辺	23	中津川1	667	平成20年05月02日	中津川	
川辺	24	志どし	567	平成21年04月17日	和佐	
川辺	25	東宮脇	567	平成21年04月17日	山野	
川辺	26	平川楨	567	平成21年04月17日	平川	
川辺	27	中市川	233	平成22年03月12日	山野	
川辺	28	伊藤川4	282	平成26年03月14日	伊藤川	
川辺	29	胡桃谷	339	平成28年04月01日	江川	

(2) 中津地域

整理番号		区域名	告示番号	告示年月日	大字1	大字2
中津	1	本郷	366	平成07年04月18日	高津尾	
中津	2	田尻	366	平成07年04月18日	田尻	
中津	3	本郷	388	平成08年04月05日	高津尾	
中津	4	広瀬	388	平成08年04月05日	高津尾	
中津	5	中木	388	平成08年04月05日	高津尾	
中津	6	大又	388	平成08年04月05日	大又	
中津	7	上滝本	388	平成08年04月05日	船津	
中津	8	小釜本	544	平成10年04月17日	小釜本	
中津	9	佐井	12	平成13年01月09日	佐井	
中津	10	老星	322	平成13年04月03日	老星	大又
中津	11	上田原	978	平成13年12月21日	上田原	
中津	12	下滝本	978	平成13年12月21日	船津	
中津	13	三十木	978	平成13年12月21日	三十木	
中津	14	滝尻	978	平成13年12月21日	高津尾	
中津	15	尾曾	978	平成13年12月21日	高津尾	
中津	16	坂野川	692	平成14年07月23日	坂野川	
中津	17	上老星	1	平成15年01月07日	老星	
中津	18	長子	1	平成15年01月07日	小釜本	
中津	19	下老星	408	平成15年03月28日	老星	
中津	20	上滝本	295	平成16年03月19日	船津	
中津	21	三十井川	336	平成17年03月18日	三十井川	
中津	22	西原	677	平成18年05月12日	西原	
中津	23	下田原	677	平成18年05月12日	下田原	
中津	24	本郷2	710	平成19年05月25日	高津尾	
中津	25	姉子1	667	平成20年05月02日	姉子	
中津	26	姉子5	667	平成20年05月02日	姉子	
中津	27	田尻1	667	平成20年05月02日	田尻	
中津	28	下滝本(2)	667	平成20年05月02日	船津	
中津	29	下滝本(3)	667	平成20年05月02日	船津	
中津	30	三十井川2	953	平成20年07月04日	三十井川	
中津	31	畑ヶ瀬	567	平成21年04月17日	坂野川	
中津	32	田尻	1220	平成21年11月10日	田尻	
中津	33	大又6	233	平成22年03月12日	大又	
中津	34	岡本	989	平成22年10月15日	船津	
中津	35	三十井川3	1060	平成22年11月12日	三十井川	
中津	36	大又2	1322	平成23年12月27日	大又	
中津	37	坂本1	754	平成27年06月23日	船津	

(3) 美山地域

整理番号		区域名	告示番号	告示年月日	大字1	大字2
美山	1	皆瀬	382	昭和 59 年 05 月 26 日	皆瀬	
美山	2	李	382	昭和 59 年 05 月 26 日	愛川	
美山	3	露谷	1007	平成 14 年 11 月 29 日	皆瀬	
美山	4	梅原	1007	平成 14 年 11 月 29 日	寒川	
美山	5	弥谷	408	平成 15 年 03 月 28 日	弥谷	
美山	6	阿田木	295	平成 16 年 03 月 19 日	皆瀬	
美山	7	下郷原	295	平成 16 年 03 月 19 日	皆瀬	
美山	8	中垣内前(1)	295	平成 16 年 03 月 19 日	熊野川	
美山	9	中垣内前(2)	295	平成 16 年 03 月 19 日	熊野川	
美山	10	中切レ(1)	295	平成 16 年 03 月 19 日	熊野川	
美山	11	中切レ(2)	295	平成 16 年 03 月 19 日	熊野川	
美山	12	大津呂	1593	平成 17 年 12 月 20 日	皆瀬	
美山	13	西(1)	1593	平成 17 年 12 月 20 日	愛川	
美山	14	西(2)	1593	平成 17 年 12 月 20 日	愛川	
美山	15	西(3)	1593	平成 17 年 12 月 20 日	愛川	
美山	16	碓の谷(1)	1593	平成 17 年 12 月 20 日	寒川	
美山	17	碓の谷(2)	1593	平成 17 年 12 月 20 日	寒川	
美山	18	高野下 1	677	平成 18 年 05 月 12 日	寒川	
美山	19	片串	677	平成 18 年 05 月 12 日	初湯川	
美山	20	上の段	677	平成 18 年 05 月 12 日	熊野川	
美山	21	浅間 1	710	平成 19 年 05 月 25 日	浅間	川原河
美山	22	笠松	667	平成 20 年 05 月 02 日	初湯川	
美山	23	竿本	667	平成 20 年 05 月 02 日	熊野川	
美山	24	猪谷(1)	567	平成 21 年 04 月 17 日	初湯川	
美山	25	猪谷(2)	567	平成 21 年 04 月 17 日	初湯川	
美山	26	猪谷(3)	567	平成 21 年 04 月 17 日	初湯川	
美山	27	猪谷(4)	567	平成 21 年 04 月 17 日	初湯川	
美山	28	寒川土居	1060	平成 22 年 11 月 12 日	寒川	
美山	29	浅間 2	732	平成 23 年 07 月 01 日	浅間	
美山	30	熊野川友渕 3	754	平成 27 年 06 月 23 日	熊野川	
美山	31	熊野川友渕 4	795	平成 27 年 07 月 03 日	熊野川	

1.2.3 土砂災害警戒区域

(1) 川辺地域

＜急傾斜地の崩壊＞

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
平成 20 年 6 月 20 日	和歌山県告示 第 884 号	江川	市井谷（Ⅰ-990）	
		中津川	中津川 1（Ⅱ-4180）	
		平川	森前田首（Ⅰ-1001）	
		山野	主郷（Ⅰ-987）	
平成 21 年 3 月 13 日	和歌山県告示 第 294 号	山野	東宮谷 2（Ⅰ-982）	
		山野	山野市川 1（Ⅰ-3981）	
		和佐	中ノ瀬（Ⅱ-4255）	
		和佐	和佐下和佐 6（Ⅱ-4257）	
		和佐	和佐下和佐 7（Ⅱ-4258）	
		和佐	中ノ瀬 2（Ⅳ-5003）	
平成 24 年 5 月 29 日	和歌山県告示 第 631 号	平川	平川 4（Ⅱ-4155）	
		平川	平川 5（Ⅱ-4157）	
		和佐	志どし（Ⅰ-0994）	

＜土石流＞

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
平成 20 年 6 月 20 日	和歌山県告示 第 884 号	平川	日高川右支溪（5-384-1-009）	○
		平川	日高川右支溪（5-384-1-010）	
		平川	日高川右支溪（5-384-2-008）	○
		山野	大滝川右支溪（5-384-1-033）	
平成 21 年 3 月 13 日	和歌山県告示 第 294 号	山野	大滝川右支溪（5-384-2-036）	
		山野	大滝川右支溪（5-384-2-037）	○
		平川	日高川右支溪（5-384-2-010）	○
平成 23 年 9 月 2 日	和歌山県告示 第 972 号	伊藤川	伊藤川左支溪（5-384-2-021）	○
		江川	江川右支溪（5-384-1-026-1）	○
		江川	江川右支溪（5-384-1-026-2）	○
		山野	江川右支溪（5-384-1-028）	○
		山野	岡の谷（5-384-2-044）	○
		入野	数珠の谷川（5-392-4-001）	
		平川	日高川右支溪（5-384-1-011）	○
		平川	日高川右支溪（5-384-2-009）	○

(2) 中津地域

<急傾斜地の崩壊>

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
平成 18 年 10 月 13 日	和歌山県告示 第 1204 号	三十井川	三十井川 (Ⅰ-2286)	
		三十井川	三十井川 1 (Ⅱ-4299)	
		三十井川	三十井川 2 (Ⅱ-4300)	
		三十井川	三十井川 3 (Ⅱ-4301)	
		三十井川	三十井川 4 (Ⅱ-4304)	
		三十井川	三十井川 5 (Ⅱ-4306)	
		三十井川	三十井川 6 (Ⅱ-4314)	
平成 21 年 3 月 13 日	和歌山県告示 第 294 号	大又	大又 11 (Ⅱ-4390)	
		大又	大又 12 (Ⅱ-4391)	
		大又	大又 14 (Ⅳ-5004)	
		大又	大又 15 (Ⅳ-5005)	
		坂野川	坂野川 7 (Ⅱ-4372)	
平成 24 年 5 月 29 日	和歌山県告示 第 631 号	姉子	姉子 1 (Ⅰ-1046)	
		姉子	姉子 2 (Ⅰ-3986)	
		姉子	姉子 1 (Ⅱ-4320)	
		姉子	姉子 2 (Ⅱ-4323)	
		姉子	姉子 3 (Ⅱ-4324)	
		姉子	姉子 4 (Ⅱ-4326)	
		坂野川	畑ヶ瀬 (Ⅰ-2285)	
		坂野川	坂野川 8 (Ⅱ-4373)	
		三十木	三十木 (Ⅰ-1045)	
		高津尾	西原 (Ⅰ-1021)	
		高津尾	西原 3 (Ⅱ-4336)	
		高津尾	大江 (Ⅱ-4333)	
		高津尾	蔵平 (Ⅰ-1029)	
		田尻	田尻 (Ⅰ-1040)	
		田尻	田尻 1 (Ⅱ-4363)	
		田尻	田尻 2 (Ⅱ-4364)	
		原日浦	平岩 (Ⅰ-1049)	
		原日浦	原日浦平岩 1 (Ⅰ-3984)	
		船津	船津小津茂 2 (Ⅱ-4349)	
		船津	船津小津茂 1 (Ⅱ-4343)	

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
		船津	小津茂（Ⅰ-1014）	
		船津	船津下滝本 3（Ⅰ-3991①）	
		船津	船津下滝本 3（Ⅰ-3991②）	
		船津	下滝本（Ⅰ-1016）	
		船津	船津下滝本 1（Ⅰ-3987）	
		船津	船津下滝本 2（Ⅰ-3988）	
		船津	船津上滝本（Ⅰ-3990）	
		船津	上滝本（Ⅰ-1018）	
		船津	船津上滝本（Ⅱ-4346）	
		船津	船津坂本 2（Ⅱ-4354）	
		船津	坂本 1（Ⅰ-1011）	
		船津	船津坂本 1（Ⅱ-4347）	
		船津	岡本 1（Ⅰ-1013）	
		船津	船津岡本 1（上段）（Ⅱ-4341（上段））	
		船津	船津岡本 1（下段）（Ⅱ-4341（下段））	
		船津	船津岡本 2（Ⅱ-4344）	
		三佐	三佐 1（Ⅰ-1038）	
		三佐	三佐 2（Ⅰ-3995）	
		三佐	三佐 1（Ⅱ-4369）	
		三佐	三佐 2（Ⅱ-4379）	

<地すべり>

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
平成 23 年 9 月 2 日	和歌山県告示 第 972 号	高津尾	早稻田 (65)	
平成 25 年 8 月 2 日	和歌山県告示 第 1001 号	船津	下滝本 (69)	
平成 28 年 3 月 11 日	和歌山県告示 第 232 号	船津	間野 (68)	

<土石流>

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
平成 18 年 10 月 13 日	和歌山県告示 第 1204 号	三十井川	芦谷（5-385-1-027）	○
		三十井川	大股谷川（5-385-1-028-1）	○

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
		三十井川	大股谷川（5-385-1-028-2）	○
		三十井川	大股谷川（5-385-1-028-3）	○
		三十井川	大股谷川（5-385-1-028-4）	○
		三十井川	大股谷川（5-385-1-028-5）	○
		三十井川	前谷（5-385-2-025）	○
		三十井川	瀧の谷（5-385-2-026）	○
		三十井川	三十井川（5-385-2-027-1）	○
		三十井川	三十井川（5-385-2-027-2）	○
		三十井川	三十井川（5-385-2-027-3）	○
		三十井川	支溪（5-385-2-028）	○
		三十井川	みの谷（5-385-2-029）	○
		三十井川	だいご谷（5-385-2-030）	○
平成 23 年 9 月 2 日	和歌山県告示 第 972 号	三十木	庵の谷（5-385-2-034）	○
		高津尾	日高川右支溪（5-385-1-012）	○
		船津	森の谷（5-385-1-005）	○
		船津	森の谷（5-385-1-005）	○
		老星	老星谷（5-385-2-041）	○
平成 24 年 3 月 27 日	和歌山県告示 第 286 号	高津尾	左支溪（5-385-1-010）	○
		高津尾	支溪（5-385-2-058）	
		高津尾	支溪（5-385-2-059）	○
		田尻	左支溪（5-385-1-033）	○
		田尻	田首谷（5-385-2-040）	○
		西原	右支溪（5-385-1-007）	
		船津	支溪（5-385-1-001）	○
		船津	支溪（5-385-1-002）	
		船津	右支溪（5-385-1-003）	○
		船津	岩の谷（5-385-1-004）	
		船津	滝本谷（5-385-1-006）	○
		船津	左支溪（5-385-1-041）	○
		船津	支溪（5-385-1-042）	○
		船津	左支溪（5-385-1-043）	
		船津	滝谷（5-385-1-044）	○
		船津	大谷（5-385-1-045）	○
		船津	小谷（5-385-1-046）	○

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
		船津	西の谷(5-385-2-001)	○
		船津	右支溪(5-385-2-002)	○
		船津	井の関谷(5-385-2-003)	○
		船津	井の関谷(5-385-2-004)	○
		船津	支溪(5-385-2-060)	○
		船津	支溪(5-385-2-061)	
		船津	支溪(5-385-2-062)	
		船津	支溪(5-385-2-063)	○
		三佐	弥谷川(5-385-1-034)	
		三佐	石の谷川(5-385-1-035)	○
		三佐	奥の谷川(5-385-1-036)	
		三佐	久保ノ谷(5-385-1-037)	
平成 24 年 5 月 29 日	和歌山県告示 第 631 号	姉子	東株井谷左支溪(5-385-1-025)	○
		姉子	支溪(5-385-1-026)	○

(3) 美山地域

<急傾斜地の崩壊>

告示年月日	告示番号	大字	箇所名 (箇所番号)	特別警戒区域
平成 20 年 6 月 20 日	和歌山県告示 第 884 号	熊野川	熊野川 1 (Ⅱ-4509)	
		熊野川	熊野川 2 (Ⅱ-4513)	
		熊野川	熊野川 3 (Ⅱ-4519)	
		熊野川	熊野川 4 (Ⅱ-4520)	
		初湯川	笠松 (Ⅰ-1075)	
平成 21 年 3 月 13 日	和歌山県告示 第 294 号	浅間	浅間 2 (Ⅰ-3999)	
		皆瀬	鳥居原 (Ⅰ-1052)	
平成 23 年 9 月 2 日	和歌山県告示 第 972 号	寒川	寒川 9 (Ⅰ-50001)	
		寒川	寒川 7 (Ⅰ-50002)	
		寒川	寒川 14 (Ⅰ-50008)	
		寒川	寒川 17 (Ⅰ-50011)	
		寒川	寒川 23 (Ⅰ-50017)	
		寒川	寒川 30 (Ⅱ-50001)	
		寒川	寒川 10 (Ⅱ-50002)	
		寒川	寒川 13 (Ⅱ-50003)	
		寒川	寒川 8 (Ⅱ-50004)	
		寒川	寒川 11 (Ⅱ-50005)	
		寒川	寒川 12 (Ⅱ-50006)	
		寒川	寒川 31 (Ⅱ-50007)	
		寒川	寒川 32 (Ⅱ-50008)	
		寒川	寒川 15 (Ⅱ-50009)	
		寒川	寒川 16 (Ⅱ-50010)	
		寒川	寒川 18 (Ⅱ-50012)	
		寒川	寒川 19 (Ⅱ-50013)	
		寒川	寒川 20 (Ⅱ-50014)	
		寒川	寒川 21 (Ⅱ-50015)	
		寒川	寒川 22 (Ⅱ-50016)	
		寒川	寒川 24 (Ⅱ-50018)	
		寒川	寒川 25 (Ⅱ-50019)	
		寒川	寒川 26 (Ⅱ-50020)	
		寒川	寒川 27 (Ⅱ-50021)	
		寒川	寒川 28 (Ⅱ-50022)	

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
		寒川	寒川 29(Ⅱ-50023)	
		寒川	寒川 33(Ⅱ-50024)	
		寒川	寒川 34(Ⅱ-50025)	
		寒川	寒川上小薮川 1(Ⅱ-4499)	
		寒川	寒川上西ノ谷 4(Ⅱ-4502)	
		寒川	寒川上小薮川 2(Ⅱ-4503)	
		寒川	小薮垣内(Ⅱ-4504)	
		寒川	西ノ谷(Ⅱ-4506)	
		寒川	寒川下板 1(Ⅱ-4510)	
		寒川	寒川上板 1(Ⅱ-4511)	
		寒川	寒川 2(Ⅲ-2634)	
		寒川	寒川滝ノ上 5(Ⅲ-2635)	
		寒川	寒川滝ノ上 6(Ⅲ-2636)	
		寒川	寒川上西ノ川 4(Ⅲ-2637)	
		寒川	寒川上西ノ川 7(Ⅲ-2638)	
		寒川	寒川上西ノ川 8(Ⅲ-2640)	
		寒川	寒川朔日(Ⅲ-2645)	
		寒川	寒川 4(Ⅲ-2649)	
		寒川	寒川 5(Ⅲ-2650)	
		寒川	寒川 6(Ⅲ-2651)	
		寒川	寒川高野上(Ⅲ-2654)	
		寒川	寒川上長志(Ⅲ-2655)	
平成 24 年 5 月 29 日	和歌山県告示 第 631 号	寒川	西ノ川(Ⅰ-1088)	
		寒川	ヲソ越エ(Ⅰ-1093)	
		寒川	梅原(Ⅰ-1096)	
		寒川	土居(Ⅳ-5006)	
		寒川	ハザノ谷・碓ノ谷(2)(Ⅰ-1098)	
		寒川	蛇原(Ⅰ-1099)	
		寒川	平野(Ⅰ-1101)	
		寒川	上平 1(Ⅰ-1102)	
		寒川	曾ワ垣内(Ⅰ-1103)	
		寒川	寒川土居・碓ノ谷(1)(Ⅰ-4002)	
		寒川	小川(Ⅱ-4394)	
		寒川	寒川滝ノ上 1(Ⅱ-4441)	

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
		寒川	寒川滝ノ上 2(Ⅱ-4442)	
		寒川	寒川滝ノ上 3(Ⅱ-4444)	
		寒川	寒川上西ノ川 1(Ⅱ-4446)	
		寒川	東谷(Ⅱ-4450)	
		寒川	寒川朔日 1(Ⅱ-4453)	
		寒川	寒川上西ノ川 2(Ⅱ-4454)	
		寒川	朔日(Ⅱ-4457)	
		寒川	寒川朔日 2(Ⅱ-4460)	
		寒川	寒川朔日 3(Ⅱ-4463)	
		寒川	寒川朔日 4(Ⅱ-4468)	
		寒川	寒川上西ノ川 3(Ⅱ-4472)	
		寒川	寒川朔日 5(Ⅱ-4475)	
		寒川	寒川下西ノ川 1(Ⅱ-4476)	
		寒川	寒川中村 1(Ⅱ-4478)	
		寒川	寒川西ノ谷 1(Ⅱ-4479)	
		寒川	寒川西ノ谷 2(Ⅱ-4480)	
		寒川	寒川西ノ谷 3(Ⅱ-4481)	
		寒川	寒川中村 2(Ⅱ-4483)	
		寒川	寒川下西ノ川 2(Ⅱ-4484)	
		寒川	寒川中村 3(Ⅱ-4485)	
		寒川	寒川中村 4(Ⅱ-4486)	
		寒川	寒川中村 5(Ⅱ-4487)	
		寒川	寒川下西ノ川 3(Ⅱ-4488)	
		寒川	寒川下西ノ川 4(Ⅱ-4489)	
		寒川	寒川中村 6(Ⅱ-4490)	
		寒川	寒川下西ノ川 5(Ⅱ-4491)	
		寒川	寒川中村 7(Ⅱ-4494)	
		寒川	小棚垣内(Ⅱ-4497)	
		寒川	中村(Ⅱ-4498)	
		寒川	寒川下板 3(Ⅱ-4545)	
		寒川	寒川滝ノ上 4(Ⅲ-2630)	
		寒川	寒川 1(Ⅲ-2633)	
		寒川	高野下 1(Ⅱ-4512)	
		寒川	高野下 2(Ⅱ-4514)	

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
		寒川	高野 1(Ⅱ-4515)	
		寒川	下小薮川 1(Ⅱ-4517)	
		寒川	下小薮川 2(Ⅱ-4518)	
		寒川	下長志 1(Ⅱ-4522)	
		寒川	下板 2(Ⅱ-4523)	
		寒川	高野下 3(Ⅱ-4524)	
		寒川	下長志 2(Ⅱ-4526)	
		寒川	下長志 3(Ⅱ-4527)	
		寒川	上板 2(Ⅱ-4528)	
		寒川	下長志 4(Ⅱ-4529)	
		寒川	上板 3(Ⅱ-4530)	
		寒川	下長志 5(Ⅱ-4534)	
		寒川	上長志 1(Ⅱ-4538)	
		寒川	上長志 2(Ⅱ-4539)	
		寒川	上長志 3(Ⅱ-4540)	
		寒川	下西ノ川 6(Ⅱ-4542)	
		初湯川	坂本 3(Ⅰ-1079)	
		初湯川	堂浦(Ⅱ-4461)	
		皆瀬	皆瀬・露谷(Ⅰ-1055)	

＜地すべり＞

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
平成 23 年 9 月 2 日	和歌山県告示 第 972 号	寒川	下長志(58)	
平成 26 年 3 月 24 日	和歌山県告示 第 319 号	初湯川	佐々木(59)	
		初湯川	片串(60)	

＜土石流＞

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
平成 20 年 6 月 20 日	和歌山県告示 第 884 号	熊野川	日高川右支溪 (5-386-2-007)	○
		熊野川	日高川右支溪 (5-386-2-008)	○
		熊野川	日高川右支溪 (5-386-2-009)	○
		熊野川	日高川右支溪 (5-386-2-010)	
		皆瀬	加門谷川 (5-386-1-001-1)	

告示年月日	告示番号	大字	箇所名（箇所番号）	特別警戒区域
		皆瀬	加門谷川（5-386-1-001-2）	○
		皆瀬	堂の谷川（5-386-1-002）	○
平成 23 年 9 月 2 日	和歌山県告示 第 972 号	寒川	西の川右支溪(5-392-2-0001)	○
		寒川	西の川右支溪(5-392-2-0002)	○
		寒川	朔日川右支溪(5-392-2-0003)	○
		寒川	朔日川左支溪(5-392-2-0004)	○
		寒川	朔日川右支溪(5-392-2-0005)	○
		寒川	碓ノ谷(5-392-2-0006)	○
		寒川	小藪川右支溪(5-392-2-0007)	○
		寒川	小藪川右支溪(5-392-2-0008)	○
		寒川	西の川左支溪(5-392-2-0009)	○
		寒川	西の川左支溪(5-392-2-0010)	○
		寒川	小藪川右支溪(5-392-2-0011)	○
平成 24 年 5 月 29 日	和歌山県告示 第 631 号	寒川	寒川右支溪(5-386-1-014)	○
		寒川	朔日川左支溪(5-386-1-015)	○
		寒川	木戸の串谷(5-386-1-016)	○
		寒川	西の川右支溪(5-386-2-035)	○
		寒川	西の川右支溪(5-386-2-036)	○
		寒川	西の川左支溪(5-386-2-037-1)	○
		寒川	西の川左支溪(5-386-2-037-2)	○
		寒川	朔日川右支溪(5-386-2-038)	○
		寒川	朔日川右支溪(5-386-2-039)	○
		寒川	朔日川右支溪(5-386-2-040)	○
		寒川	朔日川右支溪(5-386-2-041)	○
		寒川	朔日川左支溪(5-386-2-042)	○
		寒川	小藪川右支溪(5-386-2-043)	○
		寒川	小藪川右支溪(5-386-2-044)	○
		寒川	小藪川右支溪(5-386-2-045-1)	○
		寒川	小藪川右支溪(5-386-2-045-2)	○
		寒川	板谷(5-386-2-046)	○
		寒川	小藪川左支溪(5-386-2-047)	○
		寒川	日高川左支溪(5-386-2-048)	○
		寒川	日高川左支溪(5-386-2-049)	○

2 気象観測施設に関する資料

2.1 雨量観測所

2.1.1 テレメーターにより情報を収集する観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	字							
御坊	御坊市	財部	日高総合庁舎	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 24-2918	日高川	日高	テレメーター
川辺	日高川町	土生	日高川町役場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 22-1700	日高川	日高	テレメーター
坂野川	日高川町	坂野川	畑ヶ瀬集会場	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 24-2918	日高川	日高	テレメーター
山野	日高川町	山野	垣内十市宅横 真妻山山腹	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 24-2918	江川	日高	テレメーター
中津	日高川町	高津尾	日高川町役場 中津支所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 54-0321	日高川	日高	テレメーター
三十木	日高川町	三十木	子十浦多目的施設	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 24-2918	日高川	日高	テレメーター
美山	日高川町	川原河	日高川町役場 美山支所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 56-0321	日高川	日高	テレメーター
寒川	日高川町	寒川	日高川町 美山支所 寒川出張所	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738 24-2918	朔日川	日高	テレメーター
小川	日高川町	寒川	椿山ダム 小川雨量局	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	日高	テレメーター
椿山ダム	日高川町	初湯川	椿山ダム	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	日高	テレメーター
龍神	田辺市	西	田辺市庁舎中政局	和歌山県	西牟婁振興局 建設部職員	0738 24-2918	日高川	西牟婁	テレメーター
安井	田辺市	安井	(旧)日高振興局 建設部龍神班	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	西牟婁	テレメーター
三ツ又	田辺市	三ツ又	椿山ダム 三ツ又雨量局	和歌山県	椿山ダム 管理事務所	0738 57-0400	日高川	西牟婁	テレメーター

2.1.2 和歌山地方気象台所管の観測所

観測所	種 類	所 在 地		設 置 場 所	備 考
		市町村	字		
川辺	降水量、風、気温、日照時間	日高川町	和佐	かわべ天文公園	日高川

2.1.3 その他の観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
	市町村	字							
御坊市 消防本部	御坊市	湯川町 財部	御坊市消防本部	御坊市	消防署職員	0738 22-0800	日高川	日高	
御坊市 農林水産課	御坊市	菌	御坊市役所	御坊市	御坊市 農林水産課職員	0738 23-5510	日高川	日高	
高津尾	日高川町	高津尾	関西電力(株) 高津尾制御所	関西電力	高津尾制御所 職員	0738 54-0233	日高川	日高	

2.2 水位観測所

2.2.1 テレメーターにより情報を収集する観測所

河川名	観測所	所在地		設置場所	水 位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考	所 管 振興局 建設部
		市町村	字		通報	警戒	左岸	右岸					
日高川	川原河	日高川町	川原河	川上橋右岸 上流100m	2.50	3.50	6.40	7.10	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高
日高川	高津尾	日高川町	高津尾	新田橋橋脚	3.50	4.50	12.40	11.30	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高
日高川	川辺	日高川町	早藤	松瀬橋右岸	3.30	4.60	10.20	9.50	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高
日高川	野口橋	御坊市	藤田町	野口橋橋脚	4.00	5.50	11.00	11.00	和歌山県	日高振興局 建設部職員	0738-22-3111	(テ) 半導体式	日高

2.3 地震観測施設

県総合防災課

NO	観 測 点 名	設 置 場 所 所 在 地	計測震度計等座標				震度 計の 所管
			北緯		東経		
			度	分	度	分	
38	日高川町土生	土生160 日高川町役場本庁敷地内	33	54	135	11	県
39	日高川町高津尾	高津尾29 日高川町役場中津支所敷地内	33	57	135	17	県
40	日高川町川原河	川原河202 日高川町役場美山支所敷地内	33	59	135	22	県

3 水防に関する資料

3.1 重要水防箇所

知事管理河川

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	備考
				市町村名	場 所	延長m		
34	日高川	日高川	左	日高川町	上和佐集会所前～江川合流点	1,000	A	
35	日高川	日高川	右	日高川町	入野・玄子字界～若野橋上流350m	800	A	
36	日高川	日高川	右	日高川町	若野橋～若野橋下流800m	800	A	
37	日高川	日高川	右	日高川町	小熊、高速道路橋上流200m～土生川合流点	900	B	
38	日高川	江川	左	日高川町	森屋橋～JR橋	1,800	A	
39	日高川	江川	右	日高川町	宮下橋～日高川合流点	2,200	A	
40	日高川	土生川	左	日高川町	一の井橋～日高川合流点	1,500	B	
41	日高川	土生川	右	日高川町	一の井橋～日高川合流点	1,500	B	
42	日高川	別所川	左	日高川町	清水橋～日高川合流点	200	B	
43	日高川	別所川	右	日高川町	清水橋～日高川合流点	200	B	
44	日高川	日高川	左	日高川町	畑ヶ瀬橋～三佐奥の谷川合流点	400	A	
45	日高川	日高川	左	日高川町	長子橋～(旧)川中第一小学校	350	A	
46	日高川	日高川	左	日高川町	原日浦橋～上田原橋	2,100	B	
47	日高川	日高川	右	日高川町	船津中学校～新田橋	350	A	

3.2 ため池

地区名	ため池名	台帳番号	指定基準	所在地	1 堤長 (m)	2 堤高 (m)	3 受益 面積 (ha)	4 想定 被害 面積 (ha)	5 民家 戸数 (戸)	6 公共施設等
川辺	見川池	22	B	大字千津川	45.0	11.2	5.3	3.4	6	県道、町道、ケーブルTV事務所
	新艾池	31	B	大字鐘巻	43.0	10.9	8.6	19.1	52	県道、町道
	穴池	48	B	大字土生	70.0	12.2	28.0	36.0	125	神社、集会場、役場、 小学校 県道、町道、J R、 下水処理場
	矢田大池	52	B	大字小熊	74.0	9.8	11.0	39.1	136	県道、町道、J R、 役場 小学校、下水処理場
	別所谷池	55	B	大字小熊	29.0	8.6	1.3	2.0	0	県道、町道、J R、 役場 小学校、下水処理場
	横垣大池	58	A	大字入野	33.0	9.4	8.1	2.3	4	県道、町道
	古池	135	B	大字平川	48.0	9.4	7.4	2.0	3	県道、町道、集会所
	大池	146	A	大字三百瀬	74.0	10.2	11.4	1.5	7	県道、町道、小学校
	前田池	162	B	大字江川	39.0	9.3	2.7	6.1	16	町道
	庵ノ谷池	185	B	大字松瀬	43.0	8.1	10.0	6.5	4	県道、町道、集会所、 漁業協同組合
中津	坂本(上)池	1	B	大字船津	47.0	15.8	7.8	3.0	9	県道、町道
	風呂の谷池	10	B	大字佐井	45.0	15.1	7.4	6.2	24	町道
	柳瀬池	13	B	大字坂野川	34.0	6.8	1.9	3.4	5	県道
	長子谷池	19	B	大字小釜本	48.0	12.0	5.4	0.8	0	町道
美山	打尾ため池	1	B	大字皆瀬	28.0	1.9	0.4	0.6	5	町道打尾浅間峠線
	竿本ため池	2	B	大字熊野川	34.0	11.4	1.5	1.8	1	町道浅間竿本線

3.3 水門・樋門・こう門の操作表

河川名	名 称	位 置	管理者	操作担当者	操 作 基 準
日高川	別所川水門	左岸 日高川町和佐	和 歌 山 県 (河)	和佐区長	日高川の水位が別所川の水位より高くなった時閉門する。
日高川	若野井堰	右岸 日高川町若野	日高川 土地改良区	堀江 才二	操作基準による。
日高川	小熊排水樋門	右岸 日高川町小熊	小熊地区	小熊区長	日高川の水位が池田川の水位より高くなった時閉門する。

3.4 ダム・ポンプ場の操作表

河川名	名 称	位 置	管理者	操作責任者	操作基準
日高川	椿山ダム	日高川町初湯川	和歌山県知事 (河)	椿山ダム 管理事務所長	椿山ダム操作規則 による。
日高川	越方発電所 (浅間堰堤)	日高川町浅間	関西電力(株)	関西電力(株)	浅間ダム管理規程 ならびに土木設備 運転所則による。
日高川	新高津尾発電 所 (上田原堰堤)	日高川町上田原	関西電力(株)	関西電力(株)	土木設備運転所則 による。
日高川	船津発電所 (船津堰堤)	日高川町船津	関西電力(株)	関西電力(株)	土木設備運転所則 による。

3.5 水防上影響のある橋梁

河川名	橋梁名	管理者	位 置	構 造 等				橋梁の状態又は水防上の影響	備 考
				形 式	幅員m	延長m	径間		
土生川	土生川B	J R 西日本	日高川町土生	鋼スルーゲータ		9.7	1	断面狭小による流下能力不足	J R きのくに線

3.6 主要備蓄資材

番号	河川名	水防倉庫名	位 置	袋 類 (枚)	むしろ (枚)	な わ (巻)	杭 (本)	鉄 線 (kg)	掛 矢 (丁)	スコープ (丁)	もっこ (組)	照明器 (台)	水 防 マット	備考
1	日高川	日高川町水防倉庫	日高川町土生	1,700		5	120		20	30			200	
2	日高川	高津尾消防水防倉庫	日高川町高津尾			10				10		2		
3	日高川	丸山分団水防倉庫	日高川町川原河	20		1	10	50	1	2		3		
4	日高川	愛徳分団水防倉庫	日高川町初湯川	20		1	10	50	1	2		5		
5	朔日川	寒川分団水防倉庫	日高川町寒川	20		1	10	50	1	2		2		

4 災害対策本部に関する資料

4.1 日高川町災害対策本部条例（平成 17 年 5 月 1 日条例第 15 号）

日高川町災害対策本部条例（平成 17 年 5 月 1 日条例第 15 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、日高川町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めたときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

4.2 日高川町災害対策本部規則（平成 17 年 5 月 1 日規則第 14 号）

日高川町災害対策本部規則（平成 17 年 5 月 1 日規則第 14 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、日高川町災害対策本部条例（平成 17 年日高川町条例第 15 号）第 5 条の規定に基づき日高川町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長等）

第 2 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、総務課長、企画政策課長、住民課長、税務課長、保健福祉課長、上下水道課長、農業振興課長、林業振興課長、建設課長、議会事務局長、教育課長、生涯学習課長、農業委員会事務局長及び各支所長並びに災害対策副本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた者をもって充てる。

（本部の会議）

第 3 条 災害に関する応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

（本部の組織）

第 4 条 本部に次の班を置く。

総務対策班

救助対策班

衛生対策班

上下水道対策班

産業・輸送対策班

土木対策班

文教対策班

支所駐在班

消防対策班

2 各班の編成及び事務分掌は、別表のとおりとし、事務分担者欄に掲げる者をもって充てる。

（その他）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長及び日高川町地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 26 日規則第 4 号）

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日規則第 23 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

日高川町災害対策本部事務分担

班名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長	班員	
総務対策班	総務課長	総務課員 企画政策課員 議会事務局員 出納室員	(1) 庶務に関すること。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 防災会議その他関係機関、団体との連絡等に関すること。 (4) 職員の動員及び派遣に関すること。 (5) 警報等の伝達及び災害広報に関すること。 (6) 県との連絡及び調整に関すること。 (7) 被害状況の収集、記録及び報告に関すること。 (8) 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 (9) 消（水）防団及びその他団体の出動、応援の要請等に関すること。 (10) 他の市町村、県、自衛隊等への応援要請及び受入れに関すること。 (11) 庁舎等町施設の被害調査に関すること。 (12) 各班との連絡調整に関すること。 (13) 関係機関との情報連絡に関すること。 (14) り災証明の発行に関すること。 (15) 通信及び電力施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。 (16) 交通機関の状況調査及び連絡調整に関すること。 (17) 災害写真の撮影に関すること。 (18) 前各号に掲げるもののほか、各班に属しない事項に関すること。
救助対策班	住民課長	住民課員 税務課員 出納室員	(1) 災害救助に関すること。 ア 避難及び救出に関すること。 イ 炊出しに関すること。 ウ 生活必需物資の供給に関すること。 エ 応急仮設住宅に関すること。 オ アからエまでに掲げるもののほか、災害救助の全般的な計画実施に関すること。 (2) 清掃に関すること。 (3) 避難所の開設及び運営に関すること。 (4) 義援金品の受付、保管及び配分に関すること。 (5) ボランティア団体の支援の受入れに関すること。 (6) 被害納税者の調査及び減税に関すること。
衛生対策班	保健福祉課長	保健福祉課員	(1) 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 (2) 社会福祉関係の救助対策に関すること。 (3) 災害時の医療、助産、防疫に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること。

上 下 水 道 対 策 班	上下水道 課 長	上 下 水 道 課 員	(1) 水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 (2) 災害時の給水に関すること。 (3) 各下水処理場の被害調査及び応急復旧に関すること。
産業・輸 送 対 策 班	企画政策 課 長	企 画 政 策 課 員 農 業 振 興 課 員 林 業 振 興 課 員 農業委員会 事務局員	(1) 応急物資及び緊急輸送のための車両の確保並びに緊急輸送対策に関すること。 (2) 燃料の確保及び配給に関すること。 (3) 応急輸送等の実施についての情報収集及び記録に関すること。 (4) 農林産物の災害対策及び被害調査に関すること。 (5) 農林業施設及び観光施設の被害調査に関すること。 (6) 被害農林業者の経営指導に関すること。 (7) 応急用主要食料の需給対策に関すること。 (8) 商工業の災害対策及び被害調査に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、経済一般に関すること。
土 木 対 策班	建設課長	建 設 課 員	(1) 土木関係被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 (2) 水防に関する応急措置及び資材の調達に関すること。 (3) 建築物の被害及び被害宅地の調査に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、土木関係の防災に関すること。 (5) 地震被災建築物応急危険度判定及び被害宅地危険度判定に関すること。
文 教 対 策班	教育課長	教 育 委 員 会 職 員	(1) 小中学校の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 災害時の応急教育及び避難等に関すること。 (3) 教科書等の手配に関すること。 (4) 学校、公民館等を被害住民の避難所とする場合の対策に関すること。 (5) 社会教育施設及び文化財の被害調査並びに災害対策に関すること。
支 所 駐 在班	支 所 長	支 所 職 員	(1) 各支所の区域の被害状況の把握に関すること。 (2) 本部への連絡及び各支所の区域の住民への災害広報に関すること。 (3) 各支所の区域の救助活動に関すること。
消 防 対 策班	消防団長	消 防 団 員	(1) 消防の企画に関すること。 (2) 被害対策に関すること。 (3) 資材の確保調整に関すること。 (4) 危険区域の避難に関すること。 (5) 罹災者の救出に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、必要なこと。

5 情報の収集・伝達に関する資料

5.1 非常通信経路

区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	距離
日高川町 (総務課) ←→ 日高振興局	A	2.3km	日高川町役場 ———— 日高振興局 [専用] [地星] (総務県民課)	0.4km
	B		[相互]	
	B		■玄子駐在所 ———— 御坊警察署 [警察] (地域課)	
日高川町 (総務課) ←→ 和歌山県庁	A	2.3km	日高川町役場 ———— 和歌山県庁 [専用] [地星] (防災企画課)	構内
	B		■玄子駐在所 ———— 県警察本部 [警察] (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況			
公 立 文 教 施 設		千円					
農 林 水 産 業 施 設		千円					
公 共 土 木 施 設		千円					
そ の 他 の 公 共 施 設		千円					
小 計		千円					
公共施設被害市町村数		団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 助 状 況			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額		千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 自主避難の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所） ・ ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無等） ・ その他関連事項						

※被害額は省略することができるものとする。

様式2 災害概況即報

災害名	報 告 日 時	月 日 時 分
	市 町 村	
	報 告 者 名	
	電 話 番 号	

災 害 の 状 況	発生場所				発 生 日 時		月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明 人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計 人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 設 置 状 況								

様式3 被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

区 分				被害	区 分				被害	区 分				被害	対 応 措 置 等			
人的被害	死者		1	人	文教施設	全壊		30	箇所	農林水産業施設	農地		62	千円	市の防災体制	発令	解除	
	行方不明		2	人		半壊		31	箇所		農業用施設		63	千円				
	負傷者	重傷	3	人		その他		32	箇所		林業用施設		64	千円				
		軽傷	4	人		(計)		33	箇所		共同利用施設（農林）		65	千円				
住 家	全壊		5	棟	農地被害	田	流失、埋没	34	ha	農林水産業施設	共同利用施設（水産）		66	千円	市の水防体制	発令	解除	
			6	世帯			冠水	35	ha		(計)		67	千円				
			7	人		畑	流失、埋没	36	ha		施 土	道路	68	千円				市の水防体制
	半壊		冠水	37			ha	設 木	橋りょう	69		千円						
			9	世帯		畦畔	38		箇所	河川	70	千円						
			10	人		一般休地			39	箇所	海岸	71	千円	市災害対策本部	設置	解除		
	一部破損		農林水産業施設	農業用施設	40	箇所	港湾	72	千円	災害適	救用	助状						
				林業用施設	41	箇所	砂防	73	千円									
				共同利用施設（農林）	42	箇所	漁港	74	千円									
	床上浸水		共同利用施設（水産）	43	箇所	(計)	75	千円	災 の 害 適 救 用 助 状 法 況									
			道路	44	箇所	病院	76	千円										
			橋りょう	45	箇所	水道	77	千円										
	床下浸水		土 木 施 設	河川	46	箇所	そ の 他 公 共 施 設	清掃施設	78	千円	救 用 助 状 法 況							
				海岸	47	箇所		県	一般	79				千円				
				港湾	48	箇所			公営企業	80				千円				
り災害者	世帯		20	世帯	農林水産業施設	砂防		49	箇所	農林水産業施設	公社		81	千円	災害適	救用	助状	
	人員		21	人		漁港		50	箇所		市町村		82	千円				
非 住 家	公共建物	県	全壊	22	棟	衛生関係施設	病院		51	箇所	衛生関係施設	(計)		83	千円	避難命令・状況	報告	状況
			半壊	23	棟		水道		52	箇所		小計		84	千円			
		市町村	全壊	24	棟		清掃施設		53	箇所		公共施設被害 市町村数		85	団体			
			半壊	25	棟		農産被害		86	千円								
	(計)		26	棟	商工関係		54	箇所	そ の 他	林産被害		87	千円	消防職員 出動延人員	人			
	その他		がけくずれ		55	箇所	畜産被害			88	千円							
			鉄道不通		56	箇所	水産被害			89	千円							
			船舶被害		57	箇所	商工被害			90	千円	消防団員 出動延人員	人					
	(計)		29	棟	通信被害		58	回線	その他		91			千円				
							その他	停電被害		59	軒数	被害総額		92	千円			
ガス被害								60										
文教施設								61	千円									

報告者	課	庁内電話	
-----	---	------	--

明細表 1 民生関係

被害状況報告

概況
中間
確定

年
年
年

月
月
月

日
日
日

時
時
時

分
分
分

現在
現在
現在

(死者又は行方不明者分)

災害名

市町村名	死亡又は行方不明者の別	氏名	性別、年齢、職業			住所	原因
死亡計	0						
行方不明計	0						

明細表 2

被 害 状 況 報 告	概況	年	月	日	時	分	現在
	中間	年	月	日	時	分	現在
	確定	年	月	日	時	分	
	災害名						
市 町 村 名	床 上 浸 水	床 下 浸 水	世 帯 数	主たる被災地（字名）			原 因
計	0	0	0				

明細表 3 教育関係

被 害 状 況 報 告	概況	年	月	日	時	分	現在
	中間	年	月	日	時	分	現在
	確定	年	月	日	時	分	
	災害名						
区 分		市町村名					
学 校	全 壊	校 数					
		学 校 名					
	半 壊	校 数					
		学 校 名					
文化財建造物	全 壊	棟 数					
		名 称					
	半 壊	棟 数					
		名 称					
臨時休校をした学校	小学校	校 数					
		学 校 名					
	中学校	校 数					
		学 校 名					
	高等学校	校 数					
		学 校 名					
計			0	0	0	0	

明細表4 公共施設関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

市町村名	区 分	県 庁 舎		市 庁 舎		公 立 病 院		公 立 診 療 所		し尿処理施設		ごみ処理施設	
		棟数	金 額	棟数	金 額	棟数	金 額	棟数	金 額	棟数	金 額	棟数	金 額
	全 壊												
	半 壊												
	その他												
	名 称												
	全 壊												
	半 壊												
	その他												
	名 称												
	全 壊												
	半 壊												
	その他												
	名 称												

明細表5 道路、河川関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

河川・路線名	区分	位 置		種 類	延長巾員	復旧金額	内応急額	堤 防 高	今回水位	備 考
		市町村	大 字							

明細表 6 急傾斜地、山地関係

被 害 状 況 報 告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区 分	市町村名	区 分			
	地 区 名	延 長 (m)	面 積 (㎡)	住家の被害 (戸)	備 考
	土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)				
	同上による人的被害及び措置状況				

明細表 7 農作物関係

被 害 状 況 報 告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区 分		市町村名					
水稲	冠 水	Ha					
		t o n					
		千円					
	倒 伏	Ha					
		t o n					
		千円					
	埋没・流出	Ha					
		t o n					
		千円					
果樹	み か ん	Ha					
		t o n					
		千円					
	柿	Ha					
		t o n					
		千円					
	桃	Ha					
		t o n					
		千円					
	梅	Ha					
		t o n					
		千円					
	そ の 他	Ha					
		t o n					
		千円					
やさい	そ の 他	Ha					
		t o n					
		千円					
そ の 他							

別表 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流失)	5～7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半壊)	8～10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文施設	文教施設	30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。

被害の種類		報告番号	基準
一般林地		39	41林業用施設、44～50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50に該当するものの被害額をいう。
その他の公共施設	病院	76	51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社） 市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公営施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90の各項に該当しないものをいう。

6 応援・受援に関する資料

6.1 災害時等の応援に関する申し合わせ

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長 上総周平（以下「甲」という。）と日高川町長 玉置俊久（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う、次の各号に掲げる時期とする。

- 一 日高川町内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 日高川町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡は甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年2月7日

甲 近畿地方整備局長 上 総 周 平

乙 日高川町長 玉 置 俊 久

6.2 日高川町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

日高川町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

日高川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人日高川町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり日高川町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日高川町地域防災計画に基づき乙が設置する日高川町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 乙は、次の各号に該当するときは、センターを設置するものとする。

- （1）甲において災害対策本部が設置され、甲が乙にセンターの設置を要請したとき。
- （2）乙がセンターの設置の必要があると判断したとき。

（センターの設置場所）

第3条 乙は、センターを日高川町社会福祉協議会本所内および支所内に設置するものとする。ただし、日高川町社会福祉協議会本所内および支所内に設置することが困難な場合は、その都度、甲と乙が協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- （1）災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入及び派遣に関すること。
- （2）災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- （3）その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務。

（設置の要請内容）

第5条 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に必要な事項を明記し、文書によって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的猶予がないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、センターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告するものとする。

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び消防関係団体と情報交換、防災訓練等を行い、平常時からこれらの団体等との連携に努めるものとする。

（資機材等の確保）

第7条 甲と乙は、協力してセンター設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所を確保する。

(費用負担)

第8条 各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

3 第1項に規定する費用の支払方法は、別に定める。

(損害賠償等)

第9条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

(報告)

第10条 甲は、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成25年 1月 9日

(甲) 日高川町大字土生 160 番地

日高川町長 玉 置 俊 久

(乙) 日高川町大字土生 160 番地

社会福祉法人日高川町社会福祉協議会

会長 赤 松 高 行

6.3 災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書

災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、日高川町災害対策本部が設置された場合又は市町相互の応援措置に必要な場合において、甲が乙に対して要請する物資等の輸送、荷下ろし、仕分け、管理、積み込み業務等（以下「輸送及び荷さばき業務等」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号〔以下「法」という〕）

第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要であると認めるときは、乙又は乙の会員に要請するものとする。

- （1）輸送及び荷さばき業務等
- （2）乙が協力した輸送用車両への甲の職員の同乗
- （3）災害に関する諸情報の収集
- （4）その他乙が応じることができる事項

（実施）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 乙は、甲の要請により協力を行ったときは、協力内容を報告書（別記様式第2号）により甲に提出するものとする。

5 前4項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号その他連絡に必要な事項を連絡体制表（別記様式第3号）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における運賃、料金等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第6条 第2条の規定による要請業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は次に掲げる場合を除き、法第84条第1項の規定による日高川町消防団員等公務災害補償条例（平成17年日高川町条例第139号）の例によりその損害を補償する。

(1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年12月22日

甲 和歌山県日高郡日高川町土生16番地
日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山市湊1414番地
公益社団法人和歌山県トラック協会
会長 龍 田 潤 三

6.4 災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書

御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町及び日高川町（以下「協定市町」という。）との間で、災害時における応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、協定市町のいずれかの地域において、法第2条第1号に規定する災害が発生した場合は、協定市町が相互に協力し、その応急対策活動を行うことに必要な事項を定めるものとする。

（運用体制）

第2条 協定の円滑な運用を図るため、幹事及び副幹事を置くものとする。

2 幹事は、日高郡町村会会長の町とし、副幹事は御坊市とするものとする。

3 幹事は、協定運用の総合調整に当たるものとする。

4 副幹事は、幹事が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事の事務を代行するものとする。なお、幹事及び副幹事が被災等により事務を遂行できない場合は、協定市町が協議の上、事務代行者を選任するものとする。

（連絡担当部局）

第3条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び種類）

第4条 災害が発生して協定市町に応援を求めようとする市町（以下「被災市町」という。）は、災害が発生して協定市町に応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次に掲げる応援を要請するものとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、救助、公衆衛生、応急対策、復旧等に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）被災者の一時受入れ
- （7）被災者への災害情報の発信
- （8）被災者に対する住宅情報の提供
- （9）前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

(要請の手続き)

第5条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は電信により応援を要請した後、速やかに文書を当該協定市町に送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量

(3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での活動内容

(4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援の要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は、法第67条第1項の規定に基づき、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り応ずるものとする。

2 応援を行う者は、被災市町の指揮の下行動するものとする。

3 協定市町は、前条の規定にかかわらず、いずれかの地域において甚大な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合で、必要であると認めたときは、自らの判断で職員を派遣し、被災市町の情報収集を行うとともに、応援を行うことができるものとする。

4 前項に定める応援を開始した場合は、被災市町に応援の内容をできるだけ速やかに通報するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町が協議して別に定めるものとする。

2 被災市町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町が一時繰替支弁するものとする。

3 第4条第4号に定める職員が応援に伴い第三者に損害を与え、その損害が応急対策活動の従事中に生じたものについては、被災市町が負担し、それ以外のものについては、応援市町が負担するものとする。

4 前条第3項に定める情報収集のため、職員の派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した協定市町が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、協定市町は署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 28 年 8 月 10 日

御坊市長 柏木 征夫

美浜町長 森下 誠史

日高町長 松本 秀司

由良町長 畑中 雅央

印南町長 日裏 勝己

みなべ町長 小谷 芳正

日高川町長 市木 久雄

第 3 条関係 連絡担当部局

幹事：日高郡町村会会長の町			副幹事：御坊市		
○御坊市	防災対策課	TEL	23-5528	FAX	23-5090
○美浜町	防災企画課	TEL	23-4902	FAX	23-3523
○日高町	総務政策課	TEL	63-2051	FAX	63-2923
○由良町	総務政策課	TEL	65-1801	FAX	65-0282
○印南町	総務課	TEL	42-0120	FAX	42-0662
○みなべ町	総務課	0739 TEL	72-2051	FAX	72-1223
○日高川町	総務課	TEL	22-1700	FAX	22-8779

6.5 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(越旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村

等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書59通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成8年2月22日

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受付時間		時	分	現在	
1 要請機関名		TEL 受信者			
2 災害の種別		(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他			
3 活動内容		調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 輸送(品名数量) その他()			
4 発生場所及び発生時間		市町村 地内 (発生時間) 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 (目 標) (離着陸場所)			
5 現地の気象条件		天候 風向 風速 気温 視程 m 気象予警報(警報・注意報)			
6 現場指揮者		所属・職名・氏名			
7 現場との連絡手段		無線種別(全国波、県波) 現場指揮本部(車) 呼出名(コールサイン)			
8 要請を必要とする理由					
目標	別添地図のとおり *目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、住宅地図のページ数を明記のこと				
					受信者

和歌山県防災航空センター TEL 0739-43-5897
FAX 0739-43-5899

9 傷 病 者 搬 送 の 場 合	傷 病 者	氏 名		年 齡	才 才 才	性 別	男 ・ 女 男 ・ 女 男 ・ 女
	症 状						
	着陸場所の 目標等	出場先の 所在地及 び目標		搬送先の 所在地及 び目標			
	同 乗 者	医師及び看護婦 の氏名			関係者氏名		
	病院への搬送方法	救急車の手配			病院の手配		
	受 入 病 院	所 在 地			連 絡 先	TEL	
名 称							
搬送先の消防本部の担当者職名				消防本部 課 TEL			

* 以下項目で、防災航空隊で出場の可否
を決定の後、連絡します。

1 使 用 無 線 等	無線種別（全国波、県波） 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）
2 到着予定時刻	平成 年 月 日 （ 曜日）午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃 料 の 確 保	要手配・手配不要 リットル（ドラム缶 本）

6.6 災害時におけるヘリコプター発着予定地

番号	名 称	所 在 地		施 設 管 理 者		発着場面 積 東 西 m 南 北 m	備 考
		住所（字）	電話番号	氏 名	電話番号		
1	川辺若者広場	和佐2136		町教育委員会	0738-22-8816	100×100	
2	三百瀬広場	三百瀬1114		町教育委員会	0738-22-8816	80×80	
3	中津川広場	中 津 川 1357-1		町教育委員会	0738-22-8816	80×80	
4	玄子広場	玄子625-4		町教育委員会	0738-22-8816	80×80	
5	小熊広場	小熊6076		町教育委員会	0738-22-8816	100×98	周辺樹園地ナイター照明、隣に保育所有り
6	南山スポーツ公園（陸上競技場）	和佐1030-1		町教育委員会	0738-22-8816	150×100	
7	中津若者広場	高 津 尾 1040-1		町教育委員会	0738-22-8816	80×80	
8	中津中学校	三佐19-2	0738-55-0012	町教育委員会	0738-22-8816	92×78	北西に日高川、西側に校舎
9	子十浦多目的施設	三十木155		町教育委員会	0738-22-8816	111×65	南300mに山、北側に校舎
10	船津広場	船津1484		町教育委員会	0738-22-8816	100×101	東、西方に人家、北側に日高川、ナイター照明
11	鳴滝ゲートボール場	坂 野 川 150-1		町教育委員会	0738-22-8816	138×52	北に旧校舎
12	美山中学校	川原河129	0738-56-0014	町教育委員会	0738-22-8816	60×70	東に校舎
13	美山若者広場	初 湯 川 213-48		町教育委員会	0738-22-8816	100×100	ナイター照明
14	寒川広場	寒川127		町教育委員会	0738-22-8816	60×80	

6.7 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者		東西×南北(m)	備考
	住 所	電話番号	氏 名	電話番号		
美山若者広場	初湯川 213-48		町教育委員会	0738-22-8816	100×100	ナイター照明

7 法適用

7.1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種 類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅が得ることができない者	1. 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする 2. 限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)			災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡ 2,660,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間最高2年以内		
炊き出しその他のによる食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事のできない者	1人 1日当り 1,110円以内			災害発生の日から7日以内	1. 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)		
供給 飲料水の	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 下表金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること		
		区 分	1 人 世 帯	2 人 世 帯				
		全 壊 全 流 失	夏	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 53,000
			冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900
		半 壊 半 床 浸	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600
			冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000
		6人以上1人増すごとに加算						

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的措置)。	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療 器具修繕費等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は別 途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班による場合は、使用した衛生材料費の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は別 途計上
救災 出害 にか かっ た者 の	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
修た災 理住害 宅に のか 応か 急っ	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最少限度の部分 1 世帯当り 576,000 円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学 用品 の 給 与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)	1. 教科書、教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1 人当り 4,300 円 中学校生徒 1 人当り 4,600 円 高等学校等生徒 1 人当り 5,000 円	災害発生の日か (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人(12 才以上) 1 体 210,400 円以内 小人(12 才未満) 1 体 168,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 搜 索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	洗浄、消毒等 1 体当り 3,400 円以内 一時保存 既存建物借上料、通常の実費、既存建物以外 1 体当り 5,300 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当り 134,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
雇 用 費 及 び 賃 金 職 員 等	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当り 医師、歯科医師 19,500 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,300 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,400 円以内 土木技術者、建築技術者 15,900 円以内 大工 19,700 円以内 左官 21,400 円以内 とび職 22,200 円以内 救急救命士 14,900 円以内	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ ただし、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

7.2 災害時における住家の被害認定に関する協定書

災害時における住家の被害認定に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本建築家協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の近畿支部和歌山地域会員の住所地又は近畿支部和歌山地域会の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号
公益社団法人 日本建築家協会
代表理事 芦 原 太 郎

災害時における住家の被害認定に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の所属する支部の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了

の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山市卜半町38番地

一般社団法人 和歌山県建築士会

会長 池 内 茂 雄

災害時における住家の被害認定に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山市ト半町38番地

一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会

会長 小 川 浩

災害時における住家の被害認定に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成27年12月22日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年1月22日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山市七番町17 和歌山朝日ビル5階
一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会
会長 名 手 孝 和

8 避難に関する資料

8.1 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と和歌山県立日高高等学校中津分校（以下「乙」という。）は、日高川町内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、日高川町地域防災計画に基づく、避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設）

第2条 甲が避難所等として利用できる施設は、原則次のとおりとする。

避難所等の区分	施設名
避難所	日高高等学校中津分校体育館

2 甲は、乙の許可を得て、避難所等として利用できる施設の鍵を所持することができるものとする。（その場合の保管場所は日高川町役場中津支所内とし、甲は、毎年9月30日を目途に一旦乙に返却し、10月1日から再度借用するものとする。）

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、避難所等を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設の被害状況に応じて避難所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前に乙に対しその旨を避難所等開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対して開設した旨を通知するものとする。

3 乙は、甲が避難所等を開設する以前に住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨連絡するものとする。甲は、乙から通知を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣し対応するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、日常生活用品、食料、飲料水及び医薬品、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 当該避難所等の使用料は無料とする。

2 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害については、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 災害の状況により、避難所等開設通知書の開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対し、避難所等使用期限延長申請書（第2号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設について避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（第3号様式）を提出するとともに、その施設を使用前の状態に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所運営マニュアルの作成)

第10条 災害時に円滑な避難所運営が図られるように、避難所運営マニュアルを甲乙協議して作成するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年9月10日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月28日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地
日高川町長 玉置俊久

乙 和歌山県御坊市島45番地
和歌山県立日高高等学校中津分校
校長 高田晴美

8.2 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と御坊日高老人福祉施設事務組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）及び平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（乙への協力要請内容）

第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙はできる限り受諾するよう努めるものとする。

- （1）災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難となった高齢者及び障害者（以下「要援護者」という。）の受入れ
- （2）災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣
- （3）平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡

2 前項の受入れに係る乙の対象施設は、次のとおりとする。

- （1）養護老人ホームときわ寮
- （2）特別養護老人ホームときわ寮
- （3）特別養護老人ホームときわ寮川辺園
- （4）特別養護老人ホームときわ寮梅の里

（甲の協力内容）

第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に協力するものとする。

2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努めるものとする。

3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- （1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）要援護者の身元引受人等の氏名、連絡先

(3) 要援護者別の受入見込み期間

(4) 地域の被災状況の把握要請にあつては、当該地域の範囲、把握すべき事項等

(5) 他施設への職員派遣の要請にあつては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等
(要援護者の移送)

第5条 乙は、甲の要請があれば、要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとする。

(情報提供等)

第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。

2 甲は、災害発生時等における町内の被害状況、復旧の見込み等の情報交換を随時乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は質疑が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月6日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地
日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の180
御坊日高老人福祉施設事務組合
管理者 森 下 誠 史

災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 敬愛会（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）及び平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（乙への協力要請内容）

第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙はできる限り受諾するよう努めるものとする。

- （1）災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難となった高齢者及び障害者（以下「要援護者」という。）の受入れ
- （2）災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣
- （3）平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡

（甲の協力内容）

第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に協力するものとする。

- 2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努めるものとする。
- 3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- （1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）要援護者の身元引受人等の氏名、連絡先
- （3）要援護者別の受入見込み期間
- （4）地域の被災状況の把握要請にあつては、当該地域の範囲、把握すべき事項等
- （5）他施設への職員派遣の要請にあつては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等

（要援護者の移送）

第5条 乙は、甲の要請があれば、要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとする。

(情報提供等)

第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。

- 2 甲は、災害発生時等における町内の被害状況、復旧の見込み等の情報交換を随時乙に提供するものとする。

- 3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は質疑が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月24日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地
日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山県日高郡日高川町大字船津1664
社会福祉法人 敬愛会
理事長 赤 松 義 之

災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人紀成福祉会特別養護老人ホーム美山の里（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における地域の安心の確保等について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。及び平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（乙への協力要請内容）

第2条 甲は、次の事項について乙の協力を要請するものとし、乙はできる限り受諾するよう努めるものとする。

- （1）災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難となった高齢者及び障害者（以下「要援護者」という。）の受入れ
- （2）災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣
- （3）平常時における、地域の高齢者、障害者等への見守り活動等の協力及び異変等の連絡

（甲の協力内容）

第3条 甲は、乙が前条の協力を効果的に実施できるよう、必要に応じ看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に協力するものとする。

- 2 甲は、災害発生時等において、乙から災害ボランティア等の派遣要請があった場合には、行うよう努めるものとする。
- 3 甲は、災害発生時等において、乙から生活物資等の確保について要請があった場合には、協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条第1号及び第2号の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- （1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）要援護者の身元引受人等の氏名、連絡先
- （3）要援護者別の受入見込み期間
- （4）地域の被災状況の把握要請にあつては、当該地域の範囲、把握すべき事項等
- （5）他施設への職員派遣の要請にあつては、派遣先施設の名称及び所在地、派遣人数及び期間等

（要援護者の移送）

第5条 乙は、甲の要請があれば、要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲の要請により、被災状況の把握に要した費用及び他施設への職員派遣費用は、甲が負担するものとする。

(情報提供等)

第7条 乙は、第2条第2号の要請により被災状況の把握を行った場合は、甲にその情報を速やかに報告するものとする。

- 2 甲は、災害発生時等における町内の被害状況、復旧の見込み等の情報交換を随時乙に提供するものとする。

- 3 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は質疑が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月26日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地
日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山県日高郡日高川町大字初湯川213-1
社会福祉法人 紀成福祉会
特別養護老人ホーム 美山の里
施設長 舩 本 満 男

8.3 指定緊急避難場所及び指定避難所

8.3.1 風水害避難所

(1) 川辺地区

地図 番号	避難が予想される住民の 地区名	名称	所在地	指定緊急避難 場所	指定 避難所	備考
1	中津川	中津川農業会館	中津川 1128	○	○	
2	千津川	千津川コミュニティセンター	千津川 5136-1	○	○	
3	千津川	千津川福祉会館	千津川 4600-1	○	○	
4	鐘巻	鐘巻会館	鐘巻 1469	○	○	
5	鐘巻、土生	大成中学校体育館	土生 1228-2	○	○	
6	鐘巻、土生	大成中学校グラウンド	土生 1228-2	○		
7	土生	土生会館	土生 715-3	○	○	
8	土生、小熊	日高川町保健センター	土生 160-2	○	○	
9	土生、小熊	川辺西小学校体育館	小熊 3141	○	○	
10	土生、小熊	川辺西小学校グラウンド	小熊 3141	○		
11	小熊	小熊児童館	小熊 3396-2	○	○	
12	小熊	かわべ保育所	小熊 6076	○	○	
13	小熊	矢田コミュニティセンター	小熊 2508-1	○	○	
14	小熊（川辺地区）	日高川町防災センター	小熊 3774-1	○	○	拠点
15	入野	入野集落センター	入野 179	○	○	
16	若野	若野コミュニティセンター	若野 282	○	○	
17	玄子	玄子集会所	玄子 536	○	○	
18	玄子	下玄子集会所	玄子 125-1	○	○	
19	玄子、早藤、蛇尾、平川（川 辺地区）	早蘇中学校体育館	蛇尾 476-19	○	○	拠点
20	玄子、早藤、蛇尾、平川	早蘇中学校グラウンド	蛇尾 476-19	○		
21	早藤	早藤集会所	早藤 100-1	○	○	
22	早藤	老人憩の家	早藤 444-1	○	○	
23	蛇尾	蛇尾集会所	蛇尾 438-17	○	○	
24	平川	下平川集会所	平川 175	○	○	
25	平川	光導寺	平川 210	○	○	

地図 番号	避難が予想される住民の 地区名	名称	所在地	指定緊急避難 場所	指定 避難所	備考
26	平川	平川生活改善センター	平川 447-1	○	○	
27	平川	吉子集会所	平川 828-2	○	○	
28	平川、三百瀬	三百瀬小学校体育館	三百瀬 885-1	○	○	
29	平川、三百瀬	三百瀬小学校グラウンド	三百瀬 885-1	○		
30	三百瀬	三百瀬公民館	三百瀬 477-2	○	○	
31	伊藤川	伊藤川集会所	伊藤川 23-2	○	○	
32	藤野川	藤野川会館	藤野川 128-4	○	○	
33	山野、市川、大滝川、三津川	山野小学校体育館	山野 538	○	○	
34	山野、市川、大滝川、三津川	山野小学校グラウンド	山野 538	○		
35	山野、市川、大滝川、三津川	山野会館	山野 339-1	○	○	
36	市川	市川集会所	山野 1102	○	○	
37	大滝川	大滝川集会施設	山野 3040-2	○	○	
38	三津川	三津川公民館	山野 3203-6	○	○	
39	江川	江川小学校体育館	江川 2133	○	○	
40	江川	江川小学校グラウンド	江川 2133	○		
41	江川	丹生中学校体育館	江川 536	○	○	
42	江川	丹生中学校グラウンド	江川 536	○		
43	江川	下江川集会所	江川 217	○	○	
44	江川	高畑集会所	江川 1743-2	○	○	
45	江川	江川コミュニティ防災セ ンター	江川 2086-1	○	○	
46	江川、和佐	かわベテニス公園	和佐 2095	○	○	
47	和佐	和佐小学校体育館	和佐 1550	○	○	
48	和佐	和佐小学校グラウンド	和佐 1550	○		
49	和佐（川辺地区）	南山若者センター	和佐 1030-90	○	○	拠点
50	和佐	和佐公民館	和佐 541	○	○	
51	松瀬	松瀬コミュニティセンタ ー	松瀬 564	○	○	

※拠点：避難準備情報発令時に開設する拠点となる避難所

(2) 中津地区

地図 番号	避難が予想される住民の 地区名	名称	所在地	指定緊急避難 場所	指定 避難所	備考
1	坂本	女性若者等交流活動支援 施設	船津 1110-1	○	○	
2	坂本、岡本、小津茂、上滝本、 下滝本（中津地区）	中津小学校体育館	船津 1507	○	○	拠点
3	坂本、岡本、小津茂、上滝本、 下滝本	中津小学校グラウンド	船津 1507	○		
4	岡本	岡本集会所	船津 1315-2	○	○	
5	小津茂	小津茂集会所	船津 659-1	○	○	
6	下滝本	観音寺	船津 531	○	○	
7	下滝本	高齢者等活動生活支援促 進施設	船津 554-1	○	○	
8	下滝本	特別養護老人ホーム白寿 苑	船津 1664	○	○	福祉 避難所
9	上滝本	上滝本集会所	船津 219-1	○	○	
10	西原	西原集会所	西原 47-1	○	○	
11	西原	旧老人憩いの家「歳の神 荘」	西原 384-3	○	○	
12	西原、本郷	日高川町役場中津支所	高津尾 29	○	○	
13	西原、本郷	旧高津尾小学校体育館	高津尾 267	○	○	
14	西原、本郷	旧高津尾小学校グラウン ド	高津尾 267	○		
15	西原、本郷	旧船着中学校体育館	高津尾 266	○	○	
16	西原、本郷	日高高校中津分校体育館	西原 357	○	○	
17	西原、本郷	淘汰寺	高津尾 90	○	○	
18	西原、本郷、尾曾、中木、広 瀬（中津地区）	日高川町地域交流センタ ー	高津尾 718-3	○	○	拠点、 福祉 避難所
19	本郷	なかつ保育所	高津尾 1071	○	○	
20	本郷	旧あやめ保育所	高津尾 121-1	○	○	
21	本郷	本郷集会所	高津尾 124-1	○	○	
22	本郷	新田集会所	高津尾 1060	○	○	
23	尾曾	尾曾集会所	高津尾 685-1	○	○	
24	尾曾	中津荘	高津尾 1049	○	○	
25	中木	鳴滝温泉館	高津尾 852-1	○	○	
26	中木	中木集会所	高津尾 990-1	○	○	

地図 番号	避難が予想される住民の 地区名	名称	所在地	指定緊急避難 場所	指定 避難所	備考
27	広瀬	広瀬集会所	高津尾 319-1	○	○	
28	伊佐の川	伊佐の川集会所	高津尾 1628-2	○	○	
29	高津尾川	区長宅	高津尾川 65	○	○	
30	姉子	姉子集会所	姉子 136-5	○	○	
31	姉子、三十木、原日浦	旧子十浦小学校体育館	三十木 155	○	○	
32	姉子、三十木、原日浦	旧子十浦小学校グラウンド	三十木 155	○		
33	三十木	溪谷寺	三十木 33	○	○	
34	三十木	西鶴記念交流館	三十木 95-1	○	○	
35	原日浦	生活改善センター	原日浦 190-3	○	○	
36	平岩	平岩集会所	原日浦 57-1	○	○	
37	三十井川	三十井川集会所	三十井川 84-1	○	○	
38	佐井	佐井集会所	佐井 212-1	○	○	
39	佐井	極楽寺	佐井 179	○	○	
40	佐井	佐井ゴルフ記念館	佐井 597-1	○	○	
41	坂野川、老星、大又	旧大星小学校体育館	坂野川 150	○	○	
42	坂野川、老星、大又	旧大星小学校グラウンド	坂野川 150	○		
43	坂野川	坂野川集会所	坂野川 194-1	○	○	
44	坂野川	旧老人憩いの家「望月荘」	坂野川 362-1	○	○	
45	坂野川	山向寺	坂野川 256	○	○	
46	坂野川	畑ヶ瀬集会所	坂野川 570-2	○	○	
47	大又	大又集会所	大又 224-6	○	○	
48	老星	大星ゲートボール場	大又 13	○		
49	老星	老星集会所	老星 141-1	○	○	
50	三佐	安楽寺	三佐 130	○	○	
51	三佐	三佐集会所	三佐 296-2	○	○	
52	三佐	旧たちばな保育所	三佐 252-2	○	○	
53	三佐、田尻	中津中学校体育館	三佐 19-2	○	○	
54	三佐、田尻	中津中学校グラウンド	三佐 19-2	○		

地図 番号	避難が予想される住民の 地区名	名称	所在地	指定緊急避難 場所	指定 避難所	備考
55	田尻（中津地区）	旧役場川中支所	田尻 117-1	○	○	拠点
56	田尻	田尻集会所	田尻 169	○	○	
57	田尻、小釜本	旧川中第一小学校体育館	田尻 236	○	○	
58	田尻、小釜本	旧川中第一小学校グラウンド	田尻 236	○		
59	小釜本	小釜本集会所	小釜本 295-1	○	○	
60	小釜本	八幡神社	小釜本 388	○		
61	小釜本	長子集会所	小釜本 442	○	○	
62	下田原	下田原集会所	下田原 261	○	○	
63	下田原	道前会場	下田原 217	○	○	
64	上田原	上田原集会所	上田原 202	○	○	

※拠点：避難準備情報発令時に開設する拠点となる避難所

（３） 美山地区

地図 番号	避難が予想される住民の 地区名	名称	所在地	指定緊急避難 場所	指定 避難所	備考
1	川原河、皆瀬、上越方、下越方	保健福祉センター	川原河 264	○	○	福祉 避難所
2	川原河、皆瀬、上越方、下越方	美山中学校体育館	川原河 129	○	○	
3	川原河、皆瀬、上越方、下越方	美山中学校グラウンド	川原河 129	○		
4	川原河、皆瀬、上越方、下越方（美山地区）	川原河小学校体育館	川原河 381-1	○	○	拠点
5	川原河、皆瀬、上越方、下越方	川原河小学校グラウンド	川原河 381-1	○		
6	上越方	上越方集会所	上越方 21-5	○	○	
7	浅間	浅間集会所	浅間 54	○	○	
8	下村、上ノ段、友渕	熊野川生活改善センター	熊野川 210-2	○	○	
9	滝頭	滝頭集会所	滝頭 191-2	○	○	
10	愛口	愛口集会所	初湯川 33-3	○	○	
11	愛口	旧 J A 愛徳支所	初湯川 35-1	○	○	
12	平（美山地区）	平スポーツセンター	初湯川 213-223	○	○	拠点
13	平	平集会所	初湯川 213-293	○	○	

地図 番号	避難が予想される住民の 地区名	名称	所在地	指定緊急避難 場所	指定 避難所	備考
14	平	笠松小学校体育館	初湯川 168	○	○	
15	平	笠松小学校グラウンド	初湯川 168	○		
16	平	愛徳荘	初湯川 202	○	○	
17	平	介護老人福祉施設美山の 里	初湯川 213-1	○	○	福祉 避難所
18	笠松	笠松集会所	初湯川 526-1	○	○	
19	笠松	林松寺	初湯川 533	○	○	
20	初湯川	初湯川集会所	初湯川 1170-1	○	○	
21	猪谷、妹尾	猪谷集会所	初湯川 1587	○	○	
22	猪谷、妹尾	療養温泉館	初湯川 1587	○	○	
23	猪谷、妹尾	猪谷パーク管理棟	初湯川 1751	○	○	
24	上初湯川	上初湯川ふれあいの家	上初湯川 723-11	○	○	
25	上初湯川	上初湯川集会所	上初湯川 83	○	○	
26	李	李公民館	愛川 388	○	○	
27	愛川	愛川児童館	愛川 68-3	○	○	
28	愛川	遍照寺	愛川 113-1	○	○	
29	打尾	打尾集会所	皆瀬 781-1	○	○	
30	皆瀬	皆瀬公民館	皆瀬 546	○	○	
31	皆瀬、阿田木	下阿田木神社	皆瀬 302	○		
32	阿田木	阿田木集会所	皆瀬 252-3	○	○	
33	下越方	下越方集会所	皆瀬 111	○	○	
34	弥谷	弥谷公民館	弥谷 31	○	○	
35	串本	美山漕艇場	串本 2204	○	○	
36	土居梅原、中村、朔日、滝ノ 上	寒川診療所	寒川 293-2	○	○	
37	土居梅原、中村、朔日、滝ノ 上	安楽寺	寒川 310	○		
38	宮平、上長志、下板、上板、 下小薮川、上小薮川（美山地 区）	寒川第一小学校体育館	寒川 184	○	○	拠点
39	宮平、上長志、下板、上板、 下小薮川、上小薮川	寒川第一小学校グラウン ド	寒川 184	○		
40	土居秋葉	寒川共同会館	寒川 223	○	○	

地図 番号	避難が予想される住民の 地区名	名称	所在地	指定緊急 避難 場所	指定 避難所	備考
41	土居秋葉、下長志	寒川多目的施設	寒川 120	○	○	
42	西ノ川	西ノ川集会所	寒川 1323-1	○	○	
43	上高野、下高野	高野集会所	寒川 60-1	○	○	
44	上小薮川	小薮川集会所	寒川 2230	○	○	
45	小川	大熊コミュニティセンタ ー	田辺市龍神村 龍神 484-5	○	○	

※拠点：避難準備情報発令時に開設する拠点となる避難所

8.3.2 津波避難所

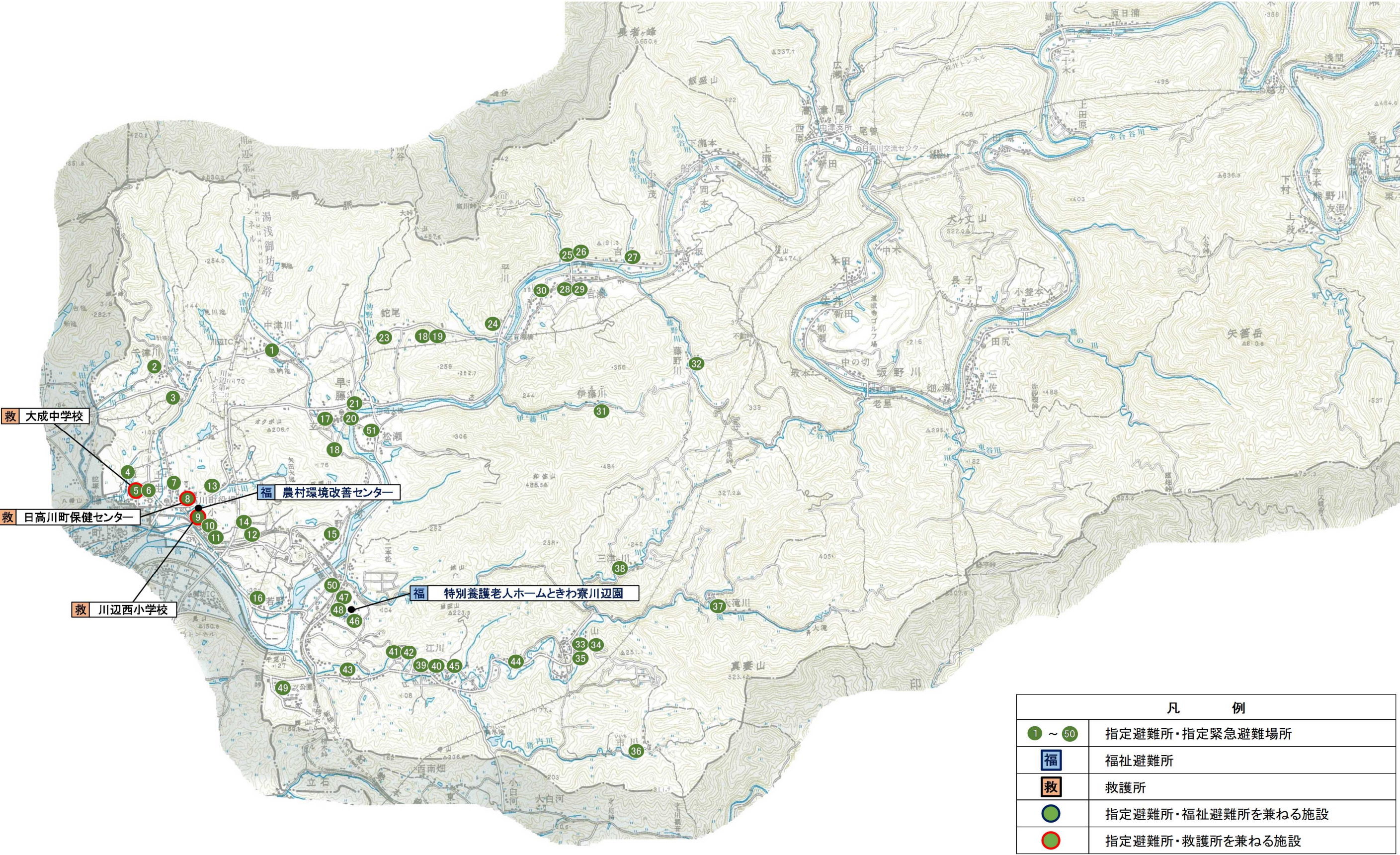
地図 番号	避難が予想され る住民の地区名	名称	所在地	指定緊急 避難場所	指定 避難所	耐震性 有無
9	小熊	川辺西小学校体育館	小熊 3141	○	○	有
11	小熊	小熊児童館	小熊 3396-2	○	○	無
12	小熊	かわべ保育所	小熊 6076	○	○	有
13	小熊	矢田コミュニティセンター	小熊 2508-1	○	○	有
50	小熊	日高川町防災センター	小熊 3774-1	○	○	有

8.4 福祉避難所

避難が予想される 住民の地区名	名称	所在地
川辺地区	農村環境改善センター	小熊 2416
	特別養護老人ホームときわ寮川辺園	和佐 2081-10
中津地区	日高川町地域交流センター	高津尾 718-3
	特別養護老人ホーム白寿苑	船津 1664
美山地区	保健福祉センター	川原河 264
	介護老人福祉施設美山の里	初湯川 213-1

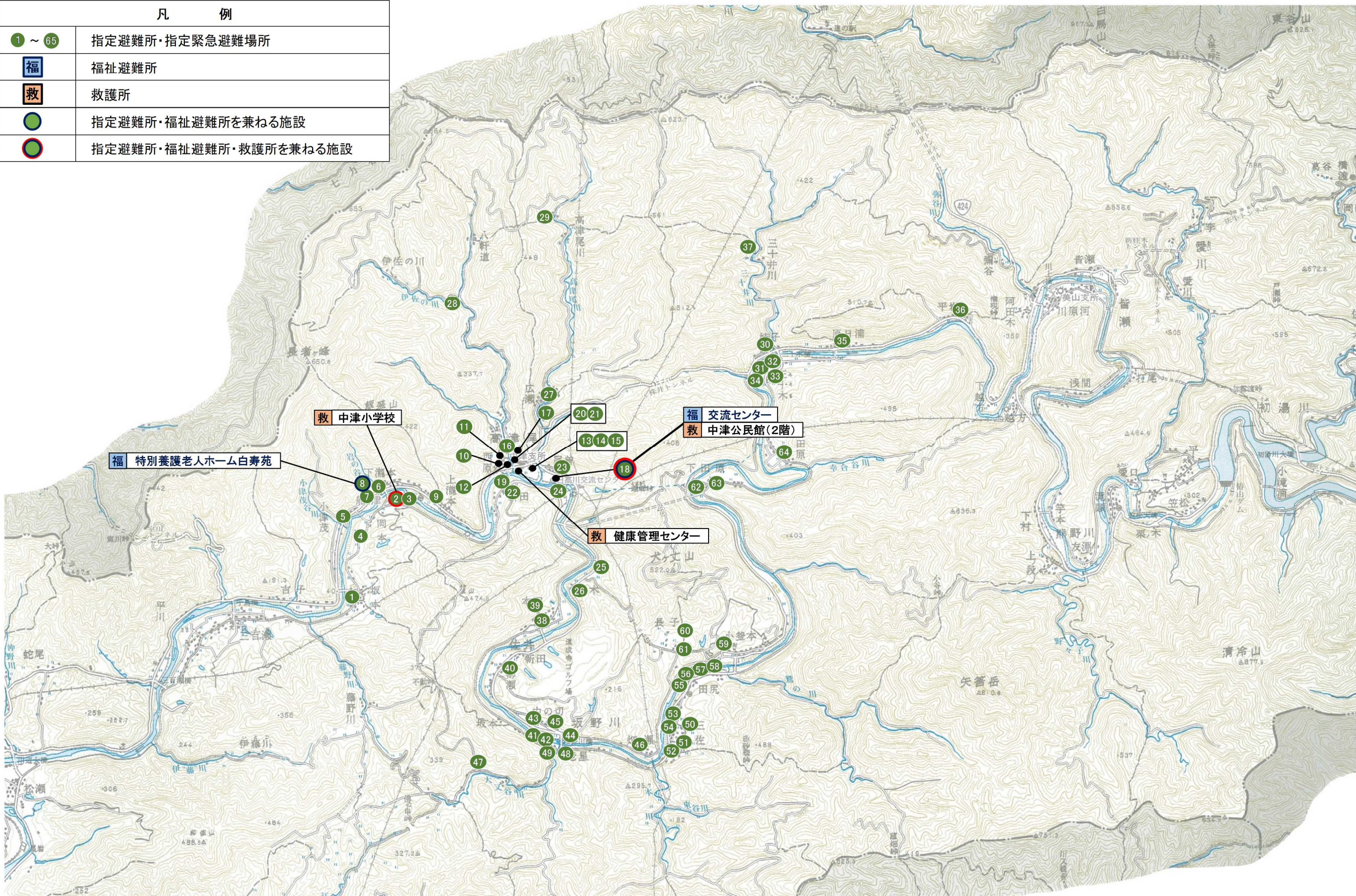
8.5 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所・救護所 位置図（資料 8.3・8.4・9.6 関係）

（１）川辺地区



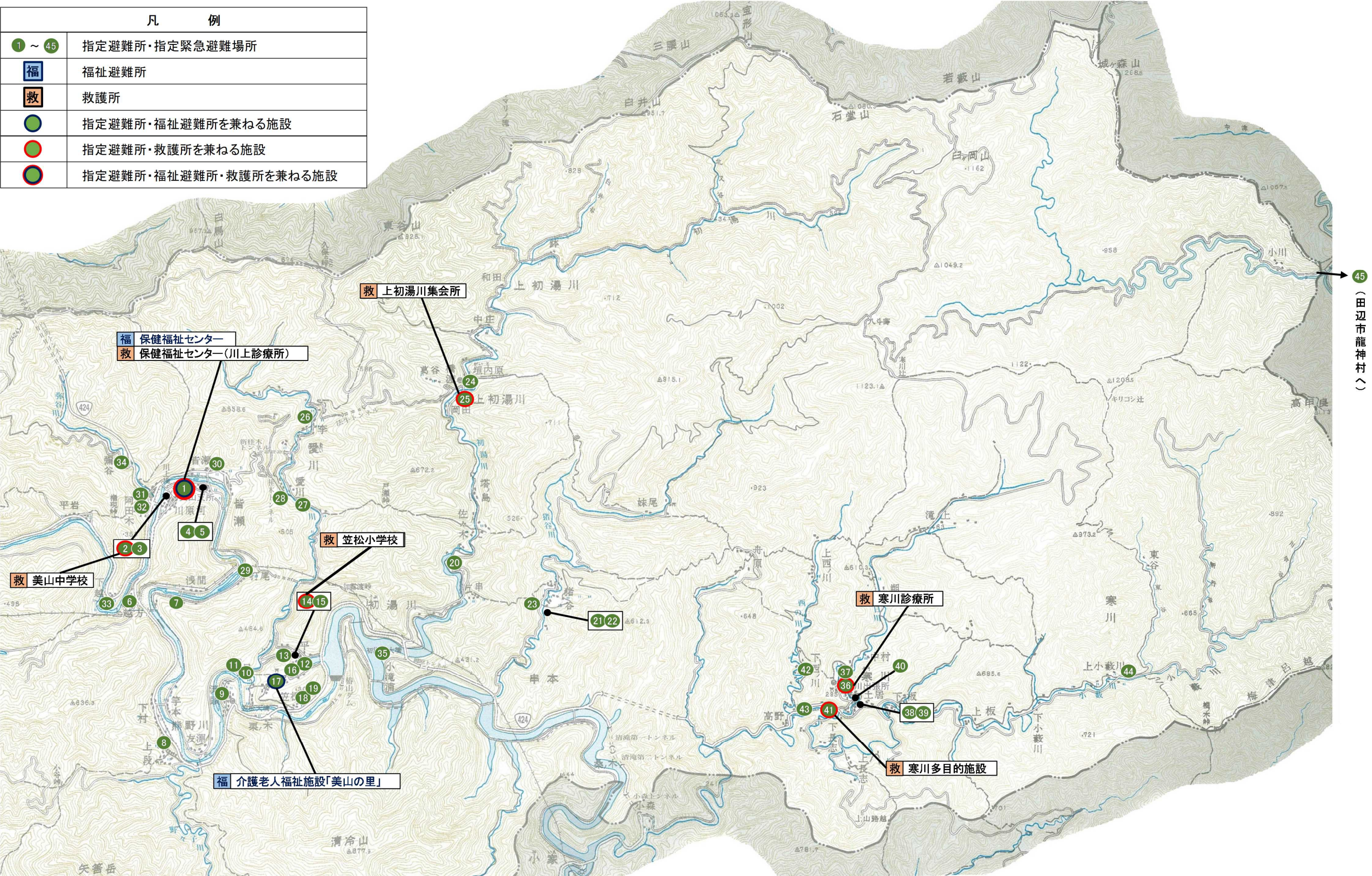
(2) 中津地区

凡 例	
1 ～ 65	指定避難所・指定緊急避難場所
福	福祉避難所
救	救護所
●	指定避難所・福祉避難所を兼ねる施設
●	指定避難所・福祉避難所・救護所を兼ねる施設



(3) 美山地区

凡 例	
① ～ ④⑤	指定避難所・指定緊急避難場所
福	福祉避難所
救	救護所
●	指定避難所・福祉避難所を兼ねる施設
●	指定避難所・救護所を兼ねる施設
●	指定避難所・福祉避難所・救護所を兼ねる施設



④⑤ (田辺市龍神社)

8.6 避難路線

湯浅御坊道路	町道中江川線	町道玄子早藤線	町道千津川栗原谷線
国道424号	町道山野稻原線	町道土生下ノ谷3号線	町道千津川火葬場線
県道広川川辺線	町道市川線	町道入野大山線	町道長岡市畑線
県道御坊中津線	町道大滝川線	町道〆谷開山線	町道古垣内別谷線
県道御坊美山線	町道鐘巻裏門線	町道千曳線	町道土生古垣内2号線
県道日高印南線	町道千津川新道線	町道大神谷線	町道本谷東部線
県道田辺龍神線	町道千津川中央線	町道土生中道線	町道千津川清水線
県道玄子小松原線	町道三百瀬中央線	町道〆谷越内2号線	町道千津川本谷線
県道江川小松原線	町道大山谷線	町道三津ノ川大滝川線	町道長泉寺線
県道玄子和佐線	町道千鳥橋線	町道若野小熊線	町道寺間線
県道船津和佐線	町道和佐駅前線	町道玄子早藤2号線	町道見川池線
県道上初湯川皆瀬線	町道三百瀬中央2号線	町道鐘巻西回り1号線	町道見川線
県道たかの金屋線	町道茶屋畑西萩原線	町道鐘巻西回り2号線	町道中津川上出線
県道美里龍神線	町道小熊岡の段線	町道鐘巻大門線	町道中津川本谷線
町道和佐土生線	町道小熊法徳寺池田谷線	町道鐘巻土生線	町道加納原線
町道三百瀬蛇尾線	町道小熊岡ノ段1号線	町道土生鐘巻線	町道藪坂線
町道松瀬線	町道小熊岡ノ段2号線	町道中学校線	町道中津川広場2号線
町道小熊大橋線	町道池田谷線	町道土生下出線	町道大人線
町道土生吹上線	町道小熊矢田線	町道土生荘司線	町道道ノ坂1号線
町道土生古垣内1号線	町道小熊弥谷1号線	町道土生藤井線	町道道ノ坂2号線
町道中津川1号線	町道矢田4号線	町道土生連絡線	町道早藤中津川線
町道中津川広場1号線	町道矢田禿線	町道土生中間出線	町道中津川七見線
町道若野入野線	町道土生下ノ谷2号線	町道土生上出線	町道役場南線
町道玄子広場線	町道打谷2号線	町道土生東間出線	町道役場東線
町道東蛇尾線	町道打谷3号線	町道城ヶ原線	町道弥谷線
町道樋ノ口大山線	町道打谷4号線	町道土生線	町道新田線
町道三百瀬広場1号線	町道千津川東見川1号線	町道前田線	町道南大砂線
町道伊藤川藤野川線	町道千津川東見川2号線	町道来迎寺線	町道木曽谷線
町道藤野川大又線	町道千津川東見川3号線	町道土生久堀線	町道牛ノ谷線
町道松瀬中津川線	町道中津川高岸橋線	町道土生宮前線	町道法徳寺線
町道小熊広場線	町道中津川猪ノ谷線	町道矢田1号線	町道実満線
町道小熊入野線	町道中津川東岸猪ノ谷線	町道矢田2号線	町道実満奥線
町道〆谷越内線	町道中津川本谷2号線	町道管林山北線	町道小熊鍛冶屋線
町道和佐栗屋谷線	町道小熊弥谷2号線	町道穴池線	町道小熊線
町道三津野川矢田線	町道小熊弥谷3号線	町道矢田穴池線	町道別所谷線
町道和佐西部1号線	町道名主谷線	町道土生下ノ谷線	町道平松線
町道和佐稻原線	町道和佐北裏本線	町道打谷線	町道矢田3号線
町道江川上和佐線	町道江川山野線	町道鐘巻中央線	町道小熊菖蒲谷線
町道小桑越内線	町道和佐若者広場入口線	町道鐘巻艾池線	町道矢田谷線
町道茶屋畑小桑線	町道和佐小学校前線	町道千津川水道線	町道矢田谷西線
町道下江川線	町道玄子寺畑線	町道千津川線	町道小熊パイロット線

町道菅谷線	町道久恵田線	町道越内ヱ谷線	町道山野道仙線
町道小熊清水谷線	町道三百瀬岩ノ岡線	町道ヱ谷奥線	町道山野中央線
町道小熊坂本線	町道三百瀬本谷線	町道若物広場環状線	町道山野保育所線
町道大山若野線	町道三百瀬堂ノ前線	町道和佐門前線	町道山野宮土線
町道大山池田谷線	町道長楽寺線	町道門前ヱ谷線	町道山野小学校線
町道大山水道線	町道三百瀬庄野線	町道光源寺線	町道山野寺前線
町道若野火葬場線	町道三百瀬日高川線	町道中ノ瀬線	町道向山野線
町道若野日高川下線	町道三百瀬広場西回り線	町道下和佐野口線	町道神ノ川線
町道若野日高川中央線	町道三百瀬永屋線	町道下和佐線	町道神ノ川連絡線
町道若野日高川上線	町道三百瀬西谷線	町道和佐越内線	町道市川山野線
町道入野西部線	町道三百瀬東谷線	町道ターミナル1号線	町道市川真妻線
町道下入野日高川線	町道三百瀬千鳥線	町道ターミナル2号線	町道大滝川川中線
町道入野中部線	町道東田線	町道南山線	町道大滝川連絡線
町道小熊入野2号線	町道三百瀬門脇線	町道南山外回り線	町道猪飼谷線
町道入野大谷線	町道三百瀬光導寺線	町道南山西部線	町道三津野川北谷線
町道小熊入野3号線	町道紀道ノ宮線	町道江川西門前線	町道北谷東線
町道上入野線	町道三百瀬藤野川線	町道江川北垣内線	町道三津野川滑谷線
町道中津川2号線	町道藤野川不動線	町道越内今井田線	町道三津野川船着線
町道小熊坂本2号線	町道三百瀬広場2号線	町道下江川今井田線	町道小熊あざつぼう線
町道池田谷2号線	町道松瀬西部線	町道江川西谷線	町道玄子春畝町線
町道池田谷3号線	町道松瀬中央線	町道猿川線	町道入野鳩の巣冷田線
町道池田谷4号線	町道松瀬船場線	町道茶屋の段中央線	町道蛇尾線
町道下ノ原線	町道松瀬大谷線	町道茶屋の段連絡線	町道小津茂坂本線
町道おくぼ線	町道松瀬日高川線	町道三番稲原線	町道高津尾新田線
町道上玄子線	町道松瀬南部2号線	町道三番茶屋畑線	町道佐井河北河南連絡線
町道玄子線	町道松瀬東部線	町道江川小学校線	町道坂野川姉子線
町道玄子平線	町道松瀬南部1号線	町道三番線	町道田尻中木線
町道玄子火葬場線	町道松瀬鈴川線	町道宝重寺線	町道田尻小釜本線
町道早藤岡原線	町道和佐北裏線	町道森屋東部線	町道下田原高津尾線
町道西蛇尾1号線	町道和佐志と志線	町道三番森屋線	町道小津茂岡本線
町道松尾線	町道上和佐川添線	町道保育所前線	町道上滝本岡本線
町道早藤線	町道和佐西部2号線	町道森屋重家線	町道大又岡本線
町道藤野川三津川線	町道滝谷線	町道丹生神社線	町道高津尾八軒道線
町道蛇尾椎ノ原線	町道和佐北岡線	町道里沢線	町道出合津木線
町道西蛇尾2号線	町道権次穴線	町道上当田線	町道広瀬2反田上平線
町道中ノ谷奥線	町道和佐東部線	町道江川吹上1号線	町道尾曾小原線
町道下平川線	町道小段谷線	町道江川吹上2号線	町道大又藤野川線
町道榎線	町道和佐中溝線	町道森屋吹上線	町道三佐畑ヶ瀬線
町道上平川線	町道和佐五反田線	町道鴨尽線	町道小釜本長子線
町道吉子奥ノ谷線	町道和佐城山線	町道重家岡ノ段線	町道幸合谷線
町道吉子線	町道野鳥の小屋線	町道江川岡ノ段線	町道姉子修理川線
町道吉子日高川線	町道和佐川添線	町道高畑中央線	町道三十井川弥谷線
町道三百瀬平川線	町道新田千曳線	町道江川下山野線	町道坂本初丁浦北垣内線

町道坂本山手線	町道坂野川露谷柳瀬線	町道原日浦三十木線	町道愛川線
町道坂本沖谷線	町道坂野川堂免線	町道原日浦線	町道愛川皆瀬峠線
町道坂本原前線	町道畑ヶ瀬線	町道平岩阿田木線	町道木滝線
町道岡本線	町道老星大畑線	町道平岩線	町道弓場 1 号線
町道岡本王子神岩の坂線	町道老星上坂本線	町道三十井川高津尾川線	町道滝尻線
町道岡本赤坂線	町道老星不動峠坂本線	町道坂本広場線	町道楠木橋線
町道岡本前田線	町道老星氏神前線	町道原日浦上の段線	町道竿本愛口線
町道小津茂西田線	町道旧大星校線	町道長子八幡宮線	町道上の段 1 号線
町道西田線	町道大又小久保線	町道長子西山線	町道川又線
町道小津茂谷線	町道柿谷線	町道畑ヶ瀬中央線	町道友沢線
町道小津茂庄田線	町道本川本線	町道三十木土井谷線	町道愛口笠松線
町道下滝本小津茂線	町道本川東谷線	町道上平岩線	町道笠松平線
町道下滝本東田井線	町道三佐横断線	町道西原野首線	町道愛口平線
町道上滝本下滝本線	町道三佐中央線	町道下田原久保線	町道小畑小滝浦線
町道上滝本森の宮前線	町道三佐北地線	町道坂本櫓之浦線	町道小滝浦線
町道上滝本線	町道三佐平線	町道坂本滝の谷線	町道初湯川猪谷線
町道上滝本上の段線	町道川中中学校線	町道三佐北地戸崎線	町道佐々木猪谷線
町道上滝本水落線	町道三佐土井垣内線	町道西原線	町道上初湯川線
町道本郷西原線	町道田尻中央平線	町道鷺の巣線	町道垣内原線
町道西原檜山線	町道田尻古屋線	町道姉子細通り線	町道串本猪谷線
町道高津尾小畑線	町道貝野線	町道三佐奥の谷線	町道芝平線
町道小畑八軒道線	町道田首谷線	町道中木線	町道高野上西の川線
町道新田線	町道田尻谷線	町道下田原糸河谷線	町道土居下長志線
町道淘汰寺線	町道長子岡の上線	町道佐井山手線	町道下板下長志線
町道本郷中瀬線	町道小釜本山手線	町道坂野川中央線	町道下板上山路線
町道中の峪線	町道小釜本福の神線	町道三佐田尻線	町道滝の上小川線
町道広瀬後万田古軒行線	町道小釜本柳川線	町道中木佐井線	町道西の谷線
町道広瀬線	町道下田原上の段線	町道観音寺橋線	町道小藪川東谷線
町道池谷線	町道下田原大神宮瀬詰線	町道川原河初湯川線	町道弓場 2 号線
町道高津尾川八軒道線	町道下田原大神宮線	町道滝頭平線	町道高野下長志線
町道尾曾線	町道幸合谷口線	町道愛川平線	町道川原河鳥井原線
町道尾曾中深線	町道上田原宮の前井の尻線	町道初湯川・上初湯川線	町道川原河 2 号線
町道犬ヶ丈登山線	町道上田原広畑線	町道糠崩舟原線	町道川原河 3 号線
町道中木羽根田線	町道上田原大畝町線	町道土居滝の上線	町道川原河 4 号線
町道佐井本田線	町道上田原河北河南連絡線	町道上初湯川小川線	町道川原河 5 号線
町道佐井坪内線	町道前田伊藤線	町道鳥井原阿田木線	町道川原河 6 号線
町道佐井中垣内線	町道三十木寺前線	町道阿田木線	町道川原河 7 号線
町道佐井不動坂線	町道三十木前田線	町道越方発電所線	町道川原河青木橋線
町道佐井長子線	町道三十木小深線	町道越方バイパス線	町道川原河消防線
町道佐井州崎線	町道姉子中央線	町道皆瀬打尾線	町道皆瀬消防線
町道佐井新田線	町道姉子上の段線	町道丸山浅間線	町道宮前線
町道坂野川大人線	町道姉子線	町道打尾浅間峠線	町道阿田木消防線
町道坂野川長子線	町道姉子瀬戸先線	町道NHK 中継所線	町道阿田木平岩線

町道下越方線	町道舟原妹尾線	農道三十木中の長線	農道友渕 2 号線
町道越方浅間峠線	町道西の川舟原線	農道三十井川広場線	農道川原河 2 号線
町道越方上田原線	町道滝の上西の川線	農道三佐農道線	農道上越方 2 号線
町道大谷線	町道朔日上西の川線	農道姉子瀬戸線	農道上板 2 号線
町道下村西の谷線	町道土居西の川線	農道老星小屋口線	農道滝頭 3 号線
町道上の段 2 号線	町道土居中村線	農道上田原線	林道小薮川線
町道小谷峠線	町道梅原線	農道宇井渕線	林道妹尾線
町道浅間竿本線	町道長志上山路線	農道越方線	林道橘川線
町道池の谷線	町道下板線	農道友渕線	林道高野猪谷線
町道滝頭消防線	町道下板谷山線	農道滝頭線	林道西の川線
町道愛口消防線	町道弥谷線	農道猪谷線	林道上越方上田原線
町道愛口天神線	町道笠松バイパス線	農道丸山線	林道西の谷線
町道平 1 号線	町道上堂浦橋線	農道平線	林道神場線
町道平 2 号線	町道上長志線	農道愛川線	林道下露里線
町道平 3 号線	町道坂本線	農道上板線	林道東谷線
町道愛口線	町道中ノ庄線	農道猪谷 2 号線	林道板谷線
町道木地屋線	町道中谷線	農道朔日線	林道名の谷線
町道加露渡峠線	町道下西の川線	農道中の前線	林道佐々木線
町道戸瀬峠線	町道栗の木桑の木線	農道初湯川線	林道出合白馬線
町道城山宇井峠線	町道長峪線	農道梅の木谷線	林道新田後山線
町道李五村線	町道清滝五味線	農道中村線	林道八軒道高津尾川線
町道葛谷線	町道浅間消防線	農道谷山線	林道中ノ峪峰越線
町道上初湯川消防線	町道浅間ダム線	農道弥谷線	林道西原線
町道上初湯川妹尾線	町道土居消防線	農道朔日 2 号線	林道高津尾川線
町道不動滝線	町道皆瀬川原河線	農道愛口線	林道三十井川弥谷線
町道猪谷線	町道笠松消防線	農道上越方線	林道井の又線
町道串谷峠線	町道友渕消防線	農道川原河線	林道弥谷線
町道土居線	町道桂木峠線	農道朔日 3 号線	林道大滝川線
町道高野間野線	町道皆瀬線	農道田の上線	林道三津ノ川藤野川線
町道小棚線	町道竿本消防線	農道東垣内線	林道猪内川線
町道西の川猪谷線	町道美山中津線	農道上小薮川線	林道三津ノ川線
町道舟原線	町道友渕平線	農道大家垣内線	

その他各避難所に通じる和佐 1216-2 地先西側道路、和佐 1232-2 地先東側道路及び里道等も全て避難路とする。

8.7 日高川浸水想定区域内にある施設

	施設名称	所在地	電話	FAX	浸水深
福祉 施設	みやま保育園	川原河 204-2	0738-56-0393		1.0～2.0m 未満
	はるす・デイサービス美山	川原河 264	0738-56-7010	0738-56-7013	1.0～2.0m 未満
学校	和佐小学校	和佐 1550	0738-53-0218		0.5m 未満
	中津中学校	三佐 19-2	0738-55-0012		1.0～2.0m 未満
	美山中学校	川原河 129	0738-56-0014		2.0～5.0m 未満
医療 機関	川上診療所	川原河 264	0738-56-0396		1.0～2.0m 未満
	歯科診療所	川原河 122-1	0738-56-0238		1.0～2.0m 未満
	村上クリニック	高津尾 38	0738-54-0787	0738-54-2006	2.0～5.0m 未満

8.8 土砂災害警戒区域内にある施設

	施設名称	所在地	電話	FAX	土砂災害の種類
福祉 施設	特別養護老人ホーム 白寿苑	船津 1664	0738-54-0071	0738-54-0074	急傾斜地の崩壊 土石流 地すべり
学校	寒川第一小学校	寒川 217	0738-58-0215		急傾斜地の崩壊 土石流
	山野小学校	山野 538	0738-53-0217		土石流
	中津小学校	船津 1507	0738-54-0032		土石流
	中津中学校	三佐 19-2	0738-55-0012		土石流
	日高高等学校中津分校	西原 357	0738-54-0226	0738-54-0879	土石流
医療 機関	白寿苑診療所	船津 1664	0738-54-0071	0738-54-0074	急傾斜地の崩壊 土石流 地すべり
	村上クリニック	高津尾 38	0738-54-0787	0738-54-2006	土石流

9 医療救護に関する資料

9.1 災害時の医療救護に関する協定書

災害時の医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づき日高郡町村が実施する医療救護について、日高郡町村（以下「甲」という。）と日高医師会（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、救助法に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救助について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第 2 条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。

（救護班の派遣）

第 3 条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合、和歌山県に要請し実施するが、和歌山県が実施しない小災害の場合で実施を要する際は、甲が乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、要請を受けた場合は、医療救護計画に基づき救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により甲又は和歌山県からの要請を受ける暇がない場合は、乙は救護班を派遣した後速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（救護班に対する指揮）

第 4 条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第 5 条 乙が派遣する救護班の業務は次の通りとする。

- （1）被災者に対する選別
- （2）傷病者に対する応急処置、及び必要な医療
- （3）医療機関への転送の要否、及び順位の決定
- （4）死亡の確認及び死体の検案
- （5）助産

（救護所の設置）

第 6 条 乙が派遣する救護班は、甲又は和歌山県が避難場所、避難所及び災害現場に設置する救護所において医療救護を行う。

(救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 甲の要請により乙が派遣する救護班の使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第10条 厚生部救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第11条 甲からの要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲へ請求するものとする。但し、和歌山県からの要請に基づき県医師会を通じて乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、和歌山県へ請求するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

ウ 収容医療機関の施設等の損傷

エ 医療救護班員が医療救護において負傷し疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

2 前項アからウに定める実費弁償の額については和歌山県地域防災計画に定める額とし、エに定める実費弁償の額については、和歌山県町村非常勤職員公務災害補償組合の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 救護班が転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な処置をとるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から5年間とする。

2 協定期間の満了する1ヵ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、協定期間は、その満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため本書 10 通を作成し、甲、乙署名のうえ各自 1 通を保有する。

平成 11 年 8 月 1 日

甲 御坊市湯川町財部 651

日高郡町村会長 柏 木 勉

美浜町長 成 瀬 峯 次

由良町長 中 井 勤

川辺町長 柏 木 勉

中津村長 笹 朝 一

美山村長 池 本 功

龍神村長 古久保 治 一

南部川村長 山 田 五 良

南部町長 山 崎 繁 雄

乙 御坊市藺 290 番地

日高医師会長 岡 延 哉

9.2 災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名	住 所	標榜診療科目	電 話 等
総合	和歌山	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	内・精・神内・小・ 外・整外・脳外・泌 尿・産婦・眼・耳鼻・ 歯腔・放射・麻・皮・ リハ	(TEL) 073-447-2300 (衛星携帯) 090-8654-2703 (FAX) 073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センタ ー	和歌山市小松原通四丁目 20	内・精・神内・循・ 小・外・整外・泌尿・ 産婦・眼・耳鼻・歯 腔・放射・麻・呼・ 呼外・心血外・形成 外・消・脳外・皮・ リハ	(TEL) 073-422-4171 (衛星携帯) 090-7355-2418 090-8829-1228 (FAX) 073-427-2344
地域	御 坊	国保日高総合病院	御坊市菌 116-2	内・精・神・小・外・ 整外・脳外・泌尿・ 眼・耳鼻・放射・産 婦・皮	(TEL) 0738-22-1111 (衛星携帯) 090-8653-7699 (FAX) 0738-22-7140

注) 区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

9.3 災害支援病院

医療圏	医療機関名	住 所	標榜診療科目	電 話 等
御坊	(独)国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田 1138	内・呼・循・小・外・呼外・ 心外・リハ・放・歯・神内	(TEL) 0738-22-3256 (衛星携帯) 090-7489-7855 (FAX) 0738-23-3104

※ 災害支援病院の指定要件

- ①公的病院で病床数原則150床以上
- ②平常時の概ね1.5倍の入院患者を収容できること
- ③医療救護班の派遣体制

9.4 救急告示医療機関

県医務課

(平成19年3月末現在)

地区	医療機関	住所	電話番号	病床数
御坊	北出病院	御坊市湯川町財部728-4	0738-22-2188	182
	国保日高総合病院	御坊市菌116-2	0738-22-1111	405
	整形外科北裏病院	御坊市湯川町小松原454	0738-22-3352	100
	(独) 国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	0738-22-3256	375

9.5 医師会

県医師会

医師会名	住所	電話	FAX
和歌山県医師会	〒640-8514 和歌山市小松原通1-1県民文化会館内	073-424-5101	073-436-0530
日高医師会	〒644-0002 御坊市菌290	0738-22-3144	0738-23-5472

9.6 救護所

川辺地区	日高川町保健センター
	川辺西小学校
	大成中学校
中津地区	健康管理センター
	中津公民館（2階）
	中津小学校
美山地区	保健福祉センター（川上診療所）
	寒川診療所
	寒川多目的施設
	笠松小学校
	上初湯川集会所
	美山中学校

10 消防に関する資料

10.1 和歌山県下消防広域相互応援協定

和歌山県下消防広域相互応援協定の一部を変更する協定

平成8年3月1日付けで締結した和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「現協定」という。）の一部変更について次のとおり協定を締結する。

- 1 現協定第1条中「第21条」を「第39条」に変更する。
- 2 現協定第4条第1項中「災害が発生した市町村等」を「災害が発生した地域を管轄する市町村等」に、「消防長（消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。）」を「長（一部事務組合の管理者を含む。以下同じ。）又は消防長」に、「消防長に」を「長又は消防長に」に変更する。
- 3 現協定第5条中「消防長」を「長又は消防長」に変更し、同条に次の1項を加える。
 - 3 応援側市町村等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、要請側市町村等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、前条の応援要請を待つことなく応援隊を派遣することができるものとする。この場合において、当該応援隊の派遣は、同条の応援要請により行ったものとみなす。
- 4 現協定第6条中「消防長」を「長又は消防長」に変更する。

この協定の証として、この協定書34通を作成し、市町村等において記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年9月2日

和歌山市長 大 橋 建 一

海南市長 神 出 政 巳

橋本市長 木 下 善 之

有田市長 望 月 良 男

御坊市長 柏 木 征 夫

田辺市長 真 砂 充 敏

新宮市長 田 岡 実千年

紀の川市長 中 村 慎 司

岩出市長 中 芝 正 幸

紀美野町長 寺 本 光 嘉

かつらぎ町長 井 本 泰 造

九度山町長 岡 本 章

高野町長 木 瀬 武 治

湯浅町長 上 山 章 善

広川町長 白 倉 充

有田川町長 中 山 正 隆

美浜町長 森 下 誠 史

日高町長 中 善 夫

由良町長 畑 中 雅 央

印南町長 日 裏 勝 己

みなべ町長 小 谷 芳 正

日高川町長 市 木 久 雄

白浜町長 井 潤 誠

上富田町長 小 出 隆 道

すさみ町長 岩 出 勉

那智勝浦町長 寺 本 眞 一

太地町長 三 軒 一 高

古座川町長 武 田 丈 夫

北山村長 奥 田 貢

串本町長 田 嶋 勝 正

那賀消防組合管理者
 中 芝 正 幸

伊都消防組合管理者
 井 本 泰 造

湯浅広川消防組合管理者
 白 倉 充

日高広域消防事務組合管理者
 中 善 夫

和歌山県下消防広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、和歌山県域内（以下「県下」という。）において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町村等（以下「要請側市町村等」という。）の消防長（消防本部を置かない町村の場合は、町村長。以下同じ。）が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等（以下「応援側市町村等」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の消防長は、前条の規定により応援要請けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費、災害補償費
- イ 出勤車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出動中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

(2) 要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した化学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
- カ その他、応援活動中に要した諸経費

2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあつては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 58 通を作成し、市町村等において各 1 通を保有するものとする。

平成8年3月1日

和歌山市長 尾崎吉弘

海南市長 石田真敏

橋本市長 北村翼

有田市長 中本重夫

御坊市長 柏木征夫

田辺市長 脇中孝

新宮市長 岸順三

下津市長 橋爪麟兒

野上町長 黒西健司

美里町長 小馬場俊彦

打田町長 根来公士

粉河町長 岡正之

那賀町長 東 健 兒

桃山町長 山 下 忠 男

貴志川町長 中 村 慎 司

岩出町長 中 村 隆 行

かつらぎ町長 南 衛

高野口町長 松 本 一 郎

九度山町長 奥 野 恒太郎

高野町長 西 田 正 弘

花園村長 部 矢 敏 三

湯浅町長 妻 木 尚 武

広川町長 石 原 久 男

吉備町長 平 松 貞 昭

金屋町長 熊ノ郷 健

清水町長 川 原 淳 造

美浜町長 成 瀬 峯 次

日高町長 志 賀 政 憲

由良町長 中 井 勤

川辺町長 柏 木 勉

中津村長 笹 朝 一

美山村長 池 本 功

龍神村長 古久保 治 一

南部川村長 山 田 五 良

南部町長 山 崎 繁 雄

印南町長 大 谷 泰 治

白浜町長 眞 鍋 清兵衛

中辺路町長 廣 畑 一 夫

大塔村長 松 本 善 美

上富田町長 山 根 好 一

日置川町長 三 倉 重 夫

すさみ町長 桂 功

串本町長 岸 谷 昇

那智勝浦町長 湯 浅 昌 治

太地町長 濱 中 節 夫

古座町長 城 盛 治

古座川町長 田 中 誠 也

熊野川町長 宮 本 留 雄

本宮町長 中 山 喜 弘

北山村長 三 谷 雄 明

野上美里消防組合管理者
 黒 西 健 司

那賀郡消防組合管理者
 中 村 隆 行

伊都消防組合管理者
 南 衛

有田消防組合管理者
 平 松 貞 昭

湯浅広川消防組合管理者
 妻 木 尚 武

日高広域消防事務組合管理者
 志 賀 政 憲

大辺路消防組合管理者
 桂 功

古座川消防組合管理者
 田 中 誠 也

和歌山県下消防広域総合応援協定に基づく覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、消防相互応援を円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

(基本計画)

第2条 協定に基づく応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防隊の運用を円滑かつ迅速に行うために、協定市町村等と和歌山県が協力して、和歌山県下消防広域応援基本計画を策定するものとする。

2 応援要請、応援部隊編成、応援隊登録及び情報連絡体制等については、和歌山県下消防広域応援基本計画の規定によるものとする。

(費用負担)

第3条 協定第8条第1項第1号ウの小修理とは、修理に要する費用が10万円未満の修理とし、それ以上の費用を要する修理は、大修理とする。

2 同項第2号オの賞じゅつ金の金額については、応援側の条例を尊重のうえ両方で協議するものとする。

(疑義)

第4条 この覚書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等で協議のうえ決定するものとする。

平成8年3月1日

和歌山市消防局長

有田市消防長

海南市消防長

御坊市消防長

橋本市消防長

田辺市消防長

新宮市消防長

那賀町総務課長

下津町消防長

桃山町総務課長

野上町総務課長

貴志川町総務課長

美里町総務課長

岩出町総務課長

打田町総務課長

かつらぎ町総務課長

粉河町総務課長

高野口町総務課長

九度山町総務課長

金屋町総務課長

高野町消防長

清水町総務課長

花園村総務課長

美浜町総務課長

湯浅町総務課長

日高町総務課長

広川町総務課長

由良町総務課長

吉備町総務課長

川辺町総務課長

中津村総務課長

白浜町消防長

美山村総務課長

中辺路町総務課長

龍神村総務課長

大塔村総務課長

南部川村総務課長

上富田町総務課長

南部町総務課長

日置川町総務課長

印南町総務課長

すさみ町総務課長

串本町消防長

本宮町消防長

那智勝浦町消防長

北山村総務課長

太地町総務課長

野上美里消防組合消防長

古座町総務課長

那賀郡消防組合消防長

古座川町総務課長

伊都消防組合消防長

熊野川町総務課長

有田消防組合消防長

湯浅広川消防組合消防長

日高広域消防事務組合消防長

大辺路消防組合消防長

古座川消防組合消防長

10.2 消防団組織

10.2.1 人員構成

消防団の名称	定 数		管 轄 区 域
	職 名	人 数	
日高川町消防団	団長	1	日高川町全域
	副団長	3	
	分団長	8	
	副分団長	8	
	班長	24	
	副班長	19	
	団員	200	
	計	263	

10.2.2 分団及び班編制

名 称	区分	班	管 轄 区 域
日高川町消防団	第1分団	第1班	大字小熊、入野、若野
		第2班	大字土生、鐘巻
		第3班	大字中津川、千津川
	第2分団	第1班	大字山野
		第2班	大字江川
		第3班	大字和佐
		第4班	大字松瀬
	第3分団	第1班	大字玄子、早藤、蛇尾
		第2班	大字平川、三百瀬、伊藤川、藤野川

	第4分団	第1班	大字船津
		第2班	大字西原、高津尾、高津尾川
		第3班	大字姉子、三十木、原日浦、三十井川
	第5分団	第4班	大字佐井、坂野川、大又、老星
		第5班	大字三佐、田尻、小釜本
		第6班	大字上田原、下田原
	第6分団	第1班	大字川原河、上越方、浅間、愛川、皆瀬、弥谷、上初湯川
		第2班	
		第3班	
	第7分団	第1班	大字熊野川、滝頭、初湯川、串本
		第2班	
		第3班	
	第8分団	第1班	大字寒川
		第2班	
		第3班	

10.2.3 消防ポンプ自動車等現有数

(平成28年4月1日現在)

	普通消防 ポンプ自動車 B 1 以上	水槽付消防 ポンプ自動車 B 1 以上	はしご付消防自動車				消防自動車 屈折はしご付	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防車		救急自動車	指揮車	消防艇	救助工作車	電源・照明車	小型動力ポンプ			広報車	空気充填車	資機材搬送車	震災救難車	自動二輪車	小型動力ポンプ付 水槽車	移動無線電話車	防災指導車	起震車	その他の車両
			18m 以下	24m 級	30m 級	38m 以上				泡消火型	粉末消火型						ポンプ付 積載車	車向に積載 していない	手引動力 ポンプ										
日高広域 消防事務組合 消防本部	4											6	1			2		4		5		4			2				2
川辺	2																	8	12										
中津																		6											
美山		3																3	6										
日高川町 (合計)	2	3																17	18										

10.2.4 消防水利の現況

平成28年4月1日現在

	計 A+B+C	消火栓 A	防 火 水 槽 B				井戸 C	その他
			100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満		
日高川町	262	124	0	1	112	25	0	0

1 1 給水に関する資料

1 1.1 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常渇水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部（以下「県支部」という。）及び和歌山県水道協会（以下「県水協」という。）に所属する市町村（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織編成)

第2条 県支部内の会員を6ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の3地区ブロック（以下「地区ブロック」という。）を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連絡を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。

2 県支部長都市（以下「県支部長」という。）に事務局を設置する。

(応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。

なお、日本水道協会関西地方支部から要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援内容)

第4条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員はブロックで構成されている代表都市へ応援を依頼する。
- (2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、県支部長へ応援を要請する。
- (3) 県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表2により速やかに要請先まで提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(応援職員の派遣)

第6条 前条より応援要請をうけた水道事業体は、ただちに応援要請を整え被災水道事業体に協力しなければならない。

- 2 各水道事業体は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工具および緊急資材のほか衣類、食料、日用品等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。
- 4 応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。
(応援物資等の調査)

第7条 各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表3により毎年4月末日までに県支部長に提出するものとする。

- 2 県支部長は、前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ各水道事業体に送付するものとする。
(費用の負担)

第8条 この要請に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

- 2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。
- 3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。
- 4 前3項の定めにより難いときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。

(訓練)

第9条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。

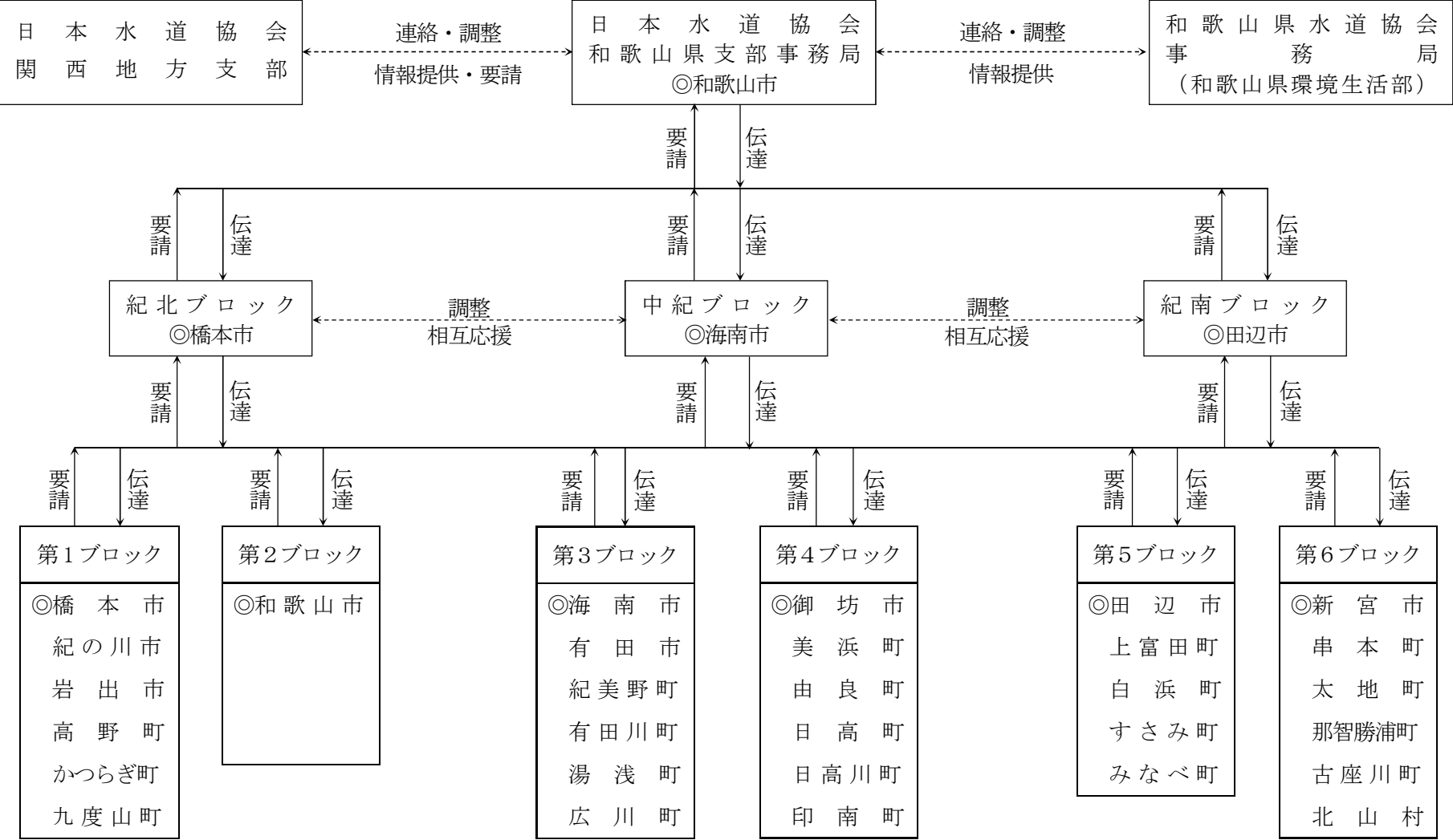
(適用)

第11条 この要綱は、平成8年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から適用する。

別表 1 水道災害に伴う相互応援ブロック組織図



◎代表市

別表 2

応 援 要 請 書

水道事業体名

1. 要請物資・資機材等

必要時間	品 目	数 量	場 所

派遣場所に、地図等を添付すること。

2. 輸送手段

(1) 陸路

(2) 海路

3. その他

被 害 状 況

水道事業体名			対策本部の 設置年月日	
報告日時				
担当課名			連絡先	
水道の被害状況		内 容		
場 内	取水場			
	浄水場			
	配水池			
管 状 況	導水管			
	送水管			
	配水管			
	給水栓			
断水世帯数			断水人口	
被害集中・発生地域				
主な活動内容				
その他 家の被害状況 : 道の被害状況 : 罹 災 世 帯 : 罹 災 者 数 :				

連絡担当部課等調査表

(平成 年4月1日 現在)

連絡担当部課			
連絡責任者	職 名		
	氏 名		
	連絡先	勤務時間内	☎
			FAX
		勤務時間外	☎
			FAX
同補助者	職 名		
	氏 名		
	連絡先	勤務時間内	☎
			FAX
		勤務時間外	☎
			FAX
備 考			

応急給水用具調査表

名 称		(A) 要 量	(B) 個 数	(A) × (B) 水 量	備 考
給 水 車		(トン)		(トン)	
タ ン ク		(トン)		(トン)	
携 行 容 器	ポリ容器	(ℓ)		(ℓ)	
	〃				
	ポ リ 袋				
そ の 他					
船 舶		(トン)		(トン)	

(備考) 給水車は、給水タンク専用車とする。

1 1.2 災害時における応急対策業務に関する応援協定書

災害時における応急対策業務に関する応援協定

日高川町（以下「甲」という。）と日高川町水道協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする資機材、車両等の品目、数量及び人員数
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）給水装置の修繕業務（ボールタップを除く。）
- （2）給水管の止水栓止め、キャップ止め、立水栓仮設置の応急処置工事
- （3）応急給水業務
- （4）漏水の修繕業務
- （5）その他、甲が必要と認める緊急応急作業

（乙の責任）

第3条 乙は、その所属会員をあらかじめ地区を定めて緊急作業に対応できるよう連絡網を作成し、協定締結後2週間以内に甲に提出し、その承認を得るものとする。

2 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別の理由が無い限り、応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式2）により、次に掲げる事項を明らかにし、速やかに報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数

- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項
- (秘密の保持等)

第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報について、その漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、従事者及び従事者であった者に対し、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことを遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙より費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 乙又はその指示を受けた所属会員は、第2条に規定する業務により甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を負担しなければならない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第9条 この協定に関して、あらかじめ甲及び乙が連絡担当者を定めるものとする。災害が発生した際には速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第10条 甲並びに乙及びその所属会員は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成 19 年 7 月 27 日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160

日高川町長 笹 朝 一 印

乙 和歌山県日高郡日高川町大字入野 750－6

日高川町水道協会

会長 山 本 幸 生 印

様式 1

平成 年 月 日

日高川町水道協会

会長 山 本 幸 生 殿

日高川町長

災 害 応 急 対 策 業 務 要 請 書

1 災害の状況及び業務内容

2 応援を必要とする資機材、車両等の品目、数量及び人員数

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 日 時

(2) 場 所

(3) 期 間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

(日高川町連絡担当者)

所 属	上下水道課
役 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	0738-22-4814

様式2

平成 年 月 日

日高川町長

殿

日高川町水道協会

会長 山 本 幸 生

災 害 応 急 対 策 業 務 実 施 報 告 書

1 応援に従事した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数

(1) 事業者、現場責任者名

(2) 資機材等の種類、数量及び人員数

2 業務内容及び場所

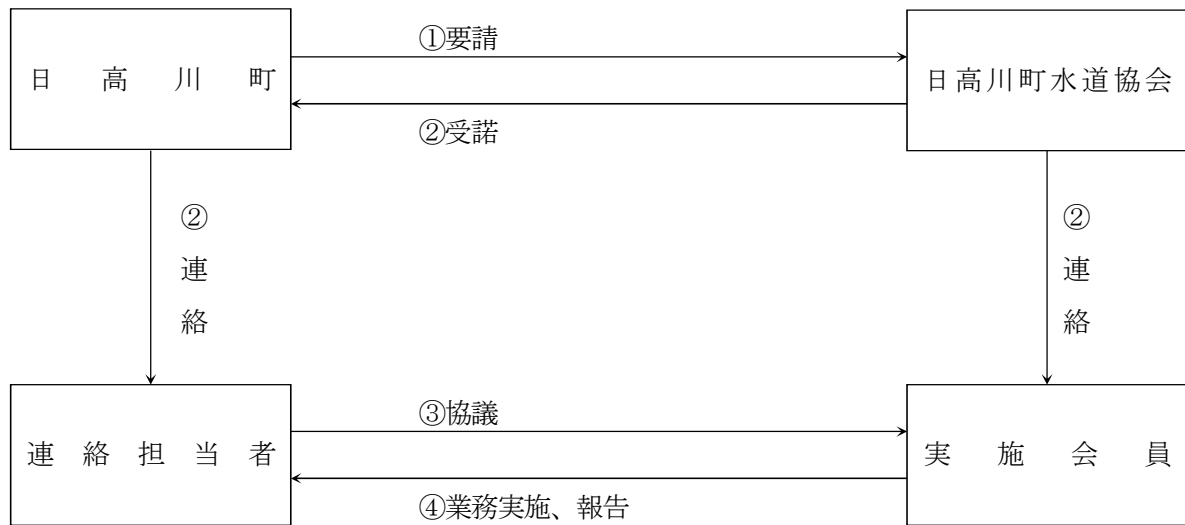
3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

(日高川町水道協会連絡担当者)

氏 名	
電 話 番 号	0738-

災害応急対策業務のフロー



1 1.3 給水資機材保有状況

	携 行 容 器													
	ポ リ 容 器								ポ リ 袋					
	6 ^{リツ} _{トル}	10 ^{リツ} _{トル}	18 ^{リツ} _{トル}	20 ^{リツ} _{トル}	30 ^{リツ} _{トル}	40 ^{リツ} _{トル}	60 ^{リツ} _{トル}	500 ^{リツ} _{トル}	5 ^{リツ} _{トル}	6 ^{リツ} _{トル}	10 ^{リツ} _{トル}	12 ^{リツ} _{トル}	20 ^{リツ} _{トル}	
日高川町		20	100											上下水道課

1 2 廃棄物処理に関する資料

1 2.1 災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

無償団体救援協定書 (災害一般廃棄物の収集運搬)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物（以下「災害一般廃棄物」という。）の収集運搬に関して、日高川町（以下「甲」という。）が日高環境衛生協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続)

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害一般廃棄物の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

(被災市町村との協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し確認するものとする。

(経費負担)

第4条

1. 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力を要する一切の経費負担を求めないものとする。
2. 乙は甲に対して仮設トイレの寄付及び提供をする。ただし災害時に使用する。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱い窓口は甲においては日高川町総務政策課 乙においては日高環境衛生協同組合とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成21年2月18日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 21 年 2 月 18 日

甲 日高川町長 笹 朝 一

乙 日高環境衛生協同組合
理事長 龍 田 仙太郎

1 2.2 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）大規模災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

（2）災害廃棄物

大規模災害により、倒壊し、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理をする必要が生じた廃棄物をいう。

（3）災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合（以下「被災市町村」という。）が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村からの協力要請があるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（1）市町村名

（2）協力内容

（3）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理に関する協力を行うものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

(1) 市町村名

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該処理等に係る被災市町村が負担する。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(損害補償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

(1) 甲は、和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課

(2) 乙は、社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、協会員ごとの収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(他の被災都道府県への応援)

第11条 甲が、災害廃棄物の処理に関し、被災した他の都道府県から協力要請があるときは、この協定に準じて乙に協力を要請するものとする。この場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定を円滑に運用するために、甲が必要と認めたときは、乙及び被災市町村との調整を行うものとする。

(適用)

第14条 この協定は、平成18年7月26日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成18年7月26日

甲 和歌山県知事 木 村 良 樹

乙 和歌山市小松原通1丁目1番11号 大岩ビル6階

社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会 長 武 田 全 弘

覚 書

日高川町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、平成 18 年 7 月 26 日に和歌山県と乙との間で締結した大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、協定において使用する用語の例による。
- 2 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
 - (1) 甲は、日高川町 住民課
 - (2) 乙は、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局
- 3 災害廃棄物は一般廃棄物として処理する必要があることから、次のとおり確認する。
 - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第 2 条及び第 2 条の 3 の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。
 - (2) 甲は、法施行令第 4 条の規定により、乙の会員の処分場所が甲の区域以外の市町村にある場合、当該処分場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を通知（別記様式 1）するものとする。
- 4 協定第 4 条に基づく災害廃棄物の処理等の実施について、甲及び乙は次の措置を講じるものとする。
 - (1) 甲は、災害廃棄物の処理のために使用する車両等が明確に識別できるよう、専用ステッカー及び災害派遣等従事車両証明書（別記様式 2）を乙及び乙の会員に配布するものとする。
 - (2) 甲は、甲が指定する災害廃棄物の仮置場及び集積場を適切に管理し、乙は甲の指示に従い、これに協力するものとする。
 - (3) 災害廃棄物の仮置場及び集積場への搬入については、甲が交付した罹災証明書の原本を所持した者に限るものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、日高川町内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 6 甲は、乙との間で、災害廃棄物の処理等に関する管理委託契約を締結するものとする。
- 7 乙の会員の災害廃棄物の処理については、適正処理の確保及び処理実績の確認のためマニフェスト等を活用し、乙は取りまとめられた実績等を集約し、甲に報告するものとする。
- 8 協定第 7 条第 2 項に定める費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。
- 9 甲は、乙との連携を図るため、災害対策会議及び情報伝達訓練等への参加を乙に要請するものとする。
- 10 乙は、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 11 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成27年6月22日

甲 日高郡日高川町大字土生160

日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル3階

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会長 武 田 全 弘

1 2.3 ごみ焼却施設

循環型社会推進課

設 置 主 体	処理能力（t／日）	所 在 地	電話番号
御坊広域行政事務組合	147	御坊市名田町野島2731-4	0738-29-3030

1 2.4 し尿処理施設

設 置 主 体	処理能力（kℓ／日）	所 在 地	電話番号
御坊広域行政事務組合	131	御坊市熊野1282	0738-22-2504

1 2.5 廃棄物運搬車

市町村	ご み 処 理			し 尿 処 理		
	収集形態	ごみ運搬車(台)	積 載 量 (t)	収集形態	し尿運搬車 (台)	積 載 量 (kℓ)
日高川町	直営・委託・許可	5	14	許可	13	36.8

1 3 輸送・交通に関する資料

1 3.1 救援物資の集積場所

施 設 名	所 在 地	電話番号
川辺西小学校体育館	日高川町大字小熊3141	0738-22-1014

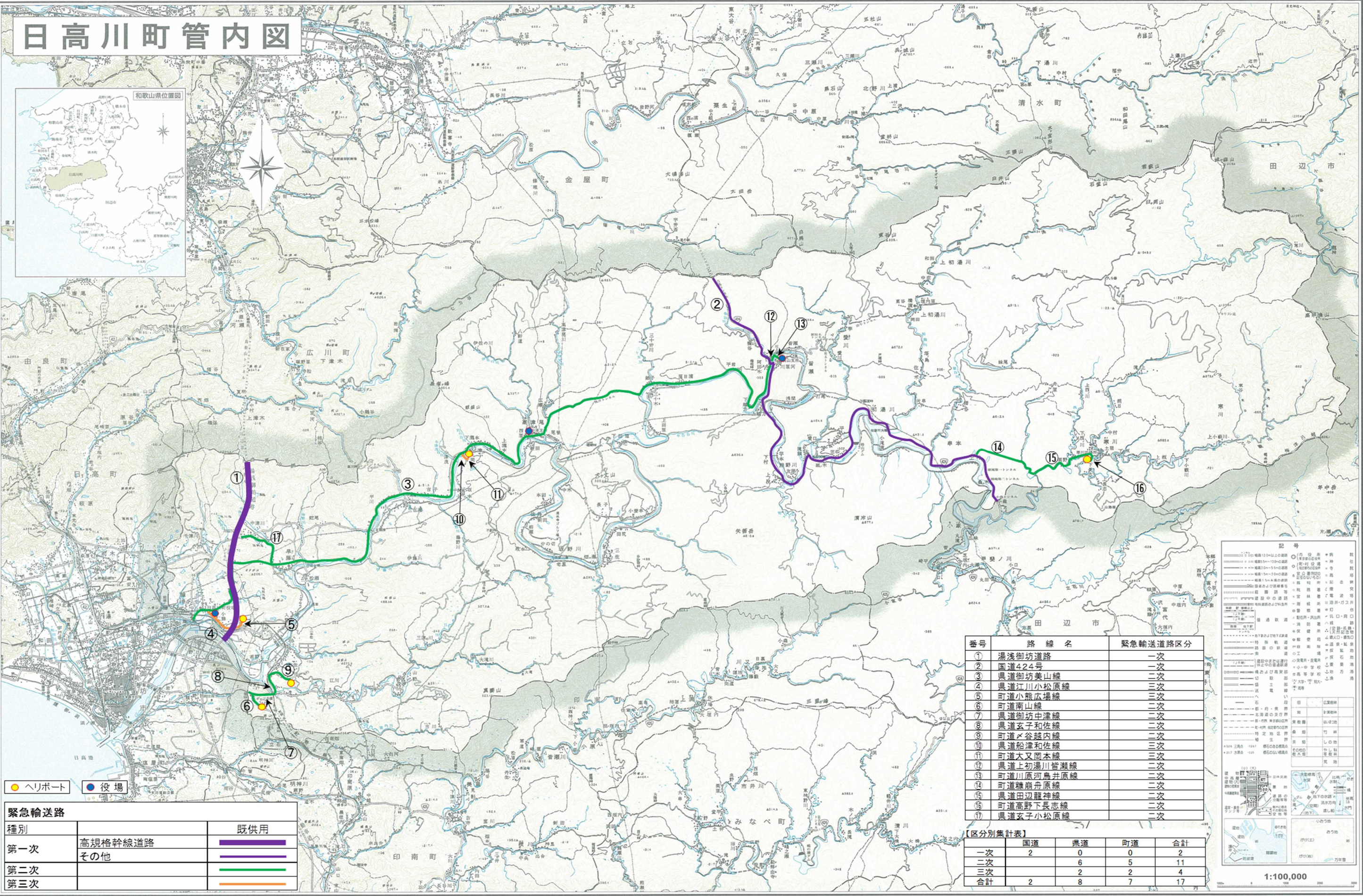
1 3.2 異常気象時における道路通行規制基準

主要県道（県管理）

県道路保全課

図面対象番号	路 線 名	規 制 区 間		交通量 T 9 0 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)			危険内容	備考
		所 在 地	延長 (km)		気象等基準値		気象等観測所		
					連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm)			
42	御坊美山線	日高川町川原河 日高川町高津尾	9.4	2,268	160	40	日高川町 川原河 高津尾 三十木	落石、 土砂崩落	

1 3.3 緊急輸送道路図



1 4 建設に関する資料

1 4.1 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と日高川町建設業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）大規模災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

(業務報告)

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書(様式3)を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等

(2) 業務内容及び場所

(3) 応援に従事した期間

(4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては日高川町助役、乙においては日高川町建設業協同組合 組合長理事とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成18年9月1日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成18年9月1日

(甲) 日高川町長 笹 朝 一

(乙) 日高川町建設業協同組合
組合長理事 更 井 直 次

様式1（第1条関係）

建設資機材等応援要請書		
1 災害の状況及び業務内容（緊急輸送路の確保、その他）		
2 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等		
資材名（規格等） 機械名（車種、規格） 職 種	数 量 台 数 人 員	備 考
※数量、台数及び人員欄は、総計（延べ）を記入し、備考欄に内訳を記載。		
3 応援を必要とする日時、場所及び期間		
(1) 希望日時		
(2) 希望場所		
(3) 期 間		
4 現地連絡責任者		
5 その他必要な事項		
平成 年 月 日 日高川町建設業協同組合 組合長理事 更井 直次 様		日高川町長 笹 朝一

担当者 所 属 日 高 川 町 建 設 課 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

様式2（第3条関係）

建設資機材等応援受諾書

1 実施会員

(1) 実施会員名

(2) 住 所

(3) 責 任 者 名

2 応援する建設資機材等の車種、台数、人員等

資材名（規格等） 機械名（車種、規格） 職 種	数 量 台 数 人 員	備 考

※数量、台数及び人員欄は、総計（延べ）を記入し、備考欄に内訳を記載。

3 応援する日時、場所及び期間

(1) 日 時

(2) 場 所

(3) 期 間

4 その他必要な事項

平成 年 月 日

日高川町長 笹 朝一 様

日高川町建設業協同組合
組合長理事 更井 直次

様式3（第4条関係）

建設資機材等使用報告書		
1 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等		
資材名（規格等） 機械名（車種、規格） 職 種	数 量 台 数 人 員	備 考
	※使用した資機材の 総数量を記載してく ださい。 （詳細は、別紙によ り提出してくださ い。）	
※詳細については、別紙のとおり。		
2 業務内容及び場所		
3 応援に従事した期間		
4 その他必要な事項		
		平成 年 月 日
日高川町長様		日高川町建設業協同組合 実施会員 〇〇建設 代表取締役社長 〇〇 〇〇

実施会員 住 所 _____

氏 名 _____

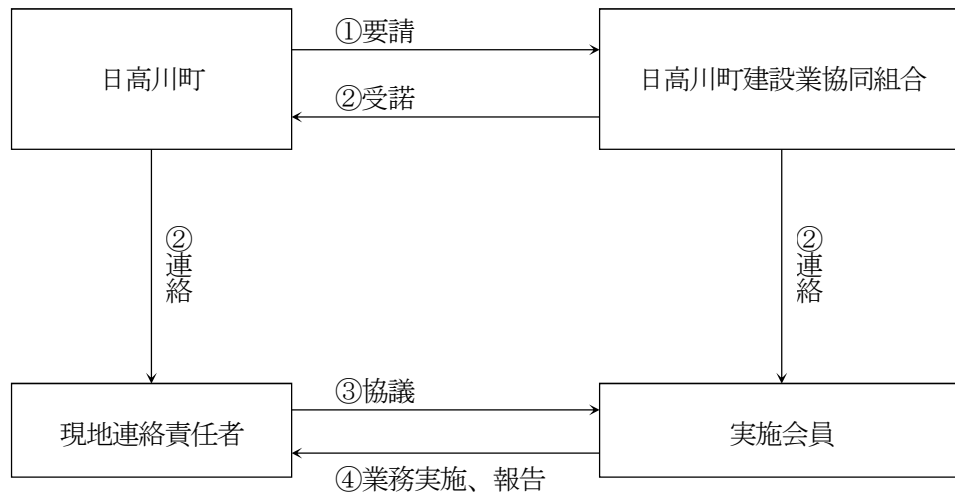
電話番号 _____

別紙（様式3 関係）

建設資機材等使用明細書

[illegible]

応急対策業務のフロー



15 その他協定書

15.1 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と関西電力株式会社和歌山支店（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保及び使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有し管理する土地で、乙の災害復旧活動（工事用資機材の設置を含む。）に供する土地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として確保し、電気・通信等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表に掲げるとおりとする。

（使用要請）

第3条 乙が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲に対して、様式1の書面により使用要請を行うものとする。

ただし、書面による使用要請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに様式1の書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペースを同時期に他所と共同で使用する場合は、甲・乙が協議のうえ、使用範囲・方法等を定めるものとする。

2 乙は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、甲と協議して使用内容・期間等を定めるものとする。

3 乙は、災害復旧用オープンスペース又は施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲と協議のうえ、自己の責任と負担において設置できるものとする。

（無償使用）

第5条 甲は、災害復旧用オープンスペース及び施設を、乙に無償で使用させるものとする。

（原状回復）

第6条 乙は、災害復旧用オープンスペース又は施設を返還する場合は、それぞれ自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第4条第3項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事

者または第三者に損害をおよぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成26年2月25日から、その効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年2月25日

甲 和歌山県日高郡日高川町土生160番地
日高川町長 市 木 久 雄 印

乙 和歌山県和歌山市岡山丁40番地
関西電力株式会社 和歌山支店
支店長 戸 神 良 章 印

別 表

災害復旧用オープンスペース一覧表

(平成 26 年 月 日現在)

使用時 優先順位	所 在 地	面 積	所有・ 管理者	備 考
1	和歌山県日高郡日高川町 和佐 2223-5	19,794 m ²	日高川町	南山スポーツ公園 (陸上競技場)
2	和歌山県日高郡日高川町 和佐 2223-5	7,911 m ²	日高川町	南山スポーツ公園 (駐車場)
3	和歌山県日高郡日高川町 和佐 2223-5	11,840 m ²	日高川町	南山スポーツ公園 (野球場)
4	和歌山県日高郡日高川町 和佐 2223-5	6,274 m ²	日高川町	南山スポーツ公園 (サブグラント)
5	和歌山県日高郡日高川町 玄子 626-9	2,237 m ²	日高川町	玄子グラウンド (野球場)
6	和歌山県日高郡日高川町 和佐 2136	10,000 m ²	日高川町	川辺若者広場野球場 (野球場・駐車場)
7	和歌山県日高郡日高川町 中津川 1330	6,400 m ²	日高川町	中津川広場

(様式1)

平成 年 月 日

様

要請者

住 所:

氏 名:

印

災害時における災害復旧用オープンスペース災害復旧用オープン使用要請書

平成 年 月 日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する「協定書」に基づき、下記のとおり使用を要訪します。

記

1. 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. 要請地

要請地 (名称)	所在地	面積 (㎡)	所有者 管理者	備考

3. 連絡先

以上

1 5.2 防災関係の協働事業に関する協定書

防災関係の協働事業に関する協定

日高川町（以下「甲」という。）と、紀州農業協同組合（以下「乙」という。）は、日高川町内における災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙に対し協力を要請して、地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

- （1）甲が乙へ災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、甲乙協議の上、乙は住民への防災情報の提供に協力すること。
- （2）甲が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を乙へ依頼したときは、甲乙協議の上、乙は協力すること。
- （3）乙は、必要と認める場合には、甲が実施する防災訓練に参加すること。

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

- （1）乙は、災害により JA の所在する地域の NTT 回線等が断絶又は通信困難な状況に陥った場合には、JA の来所（店）者に対し、災害伝言ダイヤル等の周知を行うものとする。
- （2）乙は、災害発生時に、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。
- （3）災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。
- （4）乙は、所在する地域における防災情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、日高川町地域内における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し物資の調達を要請できるものとし、乙は、乙が調達可能な範囲において、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

- （1）調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、応急資材及び各種道具類等とする。
- （2）調達の要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただしその暇がないときは口頭によることができるものとし、その後速やかに別記第1号様式により、要請するものとする。
- （3）物資の取引価格は、災害発生時前の価格によるものとし、甲は乙と協議の上、物資の引き渡し後、乙に代金を支払うものとする。

(4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

(5) 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする
(救援物資等の集積及び車輛の提供)

第5条 甲は、日高川町地域内において災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、乙に次の協力を要請することができる。

(1) 救援物資等の一時集積場所〈総合選果場等、集積に適した場所〉の提供

(2) 各避難所等への救援物資等の搬送車輛の提供

(防災訓練及び教育)

第6条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう相互に協力するとともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、災害発生時の的確な対応に努めるものとする。

(乙への支援)

第7条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から可能な範囲で所要の支援を行うものとする。

(甲乙の連携)

第8条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

(協定の細目)

第9条 第2条から第5条までに定める事業を確実に実施するため、甲及び乙は、担当者及び連絡先等に関する情報について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成26年6月4日

甲 日高川町長

市 木 久 雄

乙 紀州農業協同組合

代表理事組合長 久 保 秀 夫

別記第1号様式 (第4条関係)

第 号
年 月 日

紀州農業協同組合

様

日高川町長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

防災関係の協働事業に関する協定第4条第2号の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

調達希望期日	品 目	数 量	搬入希望場所
年 月 日			

担当：_____

電話：_____

別記第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

日高川町長 様

紀州農業協同組合

災害救助に必要な物資の調達の要請について

防災関係の協働事業に関する協定第4条第5号の規定に基づき、下記のとおり物資を収納しましたので報告します。

記

収納した物資

収納期日 年 月 日	品 目	数 量	搬入場所

担当：_____

電話：_____

1 5.3 災害発生時における LP ガス等の供給に関する協定書

災害発生時における LP ガス等の供給に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）と和歌山県 LP ガス協会日高支部日高川町事業部（以下「乙」という。）は、災害が発生し、日高川町に災害対策本部が設置された場合において、甲が乙に対して要請する LP ガス、応急対策用資機材その他必要な物品で、乙が供給可能なもの（以下「LP ガス等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第 1 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において、LP ガス等の確保が必要と認めるときは、乙に対して供給を要請することができるものとする。

（実施）

第 3 条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

（要請の手続き）

第 4 条 甲は、第 2 条の規定により要請するときは、様式第 1 号を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により乙又は乙の会員に要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

2 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

3 LP ガス等の引渡場所は、甲の要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して LP ガス等を確認の上、引き取るものとする。

4 乙は LP ガス等を納品した場合は、速やかに様式第 2 号により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 本協定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における甲の調達価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（会員名簿の提出）

第 6 条 乙は、甲に会員名簿を提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

（連絡窓口）

第 7 条 本協定に関する連絡窓口は、様式第 3 号により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもって行わない限り、期間満了の翌日からさらに1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月4日

甲 日高川町長 市 木 久 雄

乙 和歌山県日高川町三百瀬456番地
和歌山県LPガス協会日高支部
日高川町事業部長 西 修 二

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者 様

日高川町長 市木 久雄

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害発生時における L P ガス等の供給に関する協定書第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり
要請します。

記

要請する物品

調達希望年月日	調達要請品目	調達要請数量	搬入希望場所

担当：

電話：

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

日高川町長 様

団体名
代表者

災害救助に必要な物資の調達報告について

災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

納品した物品

納品年月日	納品品目	納品数量	搬入場所

担当：

電話：

連 絡 体 制 表

甲：日高川町

連 絡 先			
担当課	総務課	TEL	0738-22-1700
		FAX	0738-22-8779

乙：和歌山県L P ガス協会日高支部日高川町事業部

連 絡 先			
会社名	西商店	TEL	0738-52-0040
会社名	岡ガス商会	TEL	0738-53-0118
会社名	加藤善商店	TEL	0738-54-0154
会社名	高由商店	TEL	0738-54-0012
会社名	(株)旭屋	TEL	0738-56-0231
会社名	三尾屋	TEL	0738-58-0003

1 5.4 防災 AR システム利用に関する協定書

防災 AR システム利用に関する協定書

日高川町（以下「甲」という。）及び一般社団法人 全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は協働して、甲の住民に対し、甲の気象情報、地震津波情報及び災害時における避難場所など必要な防災情報（以下「防災情報等」という。）の提供を行い、防災意識の向上及び減災対策に取り組むことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- （1）甲は、防災情報等を乙に提供し、乙は、端末装置（スマートフォン）により利用することができる防災 AR システム（以下「本システム」という。）において、当該防災情報等を平常時から掲載し、甲の住民等に広く周知する。
- （2）甲及び乙は、本システムの導入にあたり、甲の住民に対し説明用パンフレットを作成し、配布するものとする。
- （3）前2号の取組みの具体的な内容については、甲及び乙の両者の協議により決定するものとする。
- （4）甲及び乙は、第1号及び第2号の事項が円滑に遂行するようにお互いの窓口となる連絡先及び担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。
- （5）本システムは、甲の住民への防災情報等の提供を主目的とするが、利用状況下が災害時など緊迫した状況時における本システムの稼動状況及び防災情報等の信頼性については、甲及び乙は責任を負わない。また利用者にもその旨を周知徹底するものとする。
- （6）本システムにより、企業等の広告情報を提供する場合は、別途、甲の承認を得た「広告掲載要綱」等を乙が取り決め、その内容を満たすものとする。

（責任の範囲）

第3条 本協定における責任の範囲については次のとおりとする。

- （1）甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの何らかの苦情及び問題（以下「苦情等」という。）が発生した場合は、直ちに当該苦情等の解決のために対応するものとする。
- （2）甲は、乙に提供した防災情報等に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- （3）乙は、前号以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

（費用）

第4条 甲は、本システムの導入及び稼動に伴う費用については無償とする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、甲から提供があった防災情報等については、本協定の目的を達成するため以外に使用してはならないものとする。また、当該防災情報等を第三者に漏らしてはならない。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から本協定を終了する旨について書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義)

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年2月23日

甲 和歌山県日高郡日高川町大字土生160
日高川町長 市 木 久 雄

乙 滋賀県大津市一里山1-16-1
一般社団法人 全国防災共助協会
代表理事 池 光 博 明

1 5.5 「道の駅」防災利用に関する基本協定書

「道の駅」防災利用に関する基本協定書

国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）、和歌山県（以下「乙」という。）及び紀南地域市町村（田辺市、新宮市、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町。以下「丙」という。）は、当該地域における「道の駅」について、防災（災害復旧、救助・救援活動を含む）に関する利用について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和歌山県紀南地域内における「道の駅」の防災利用の推進に関し、基本的な事項について定めることにより、今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される台風による豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的でかつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的とする。

（防災利用の内容）

第2条 丙は、災害発生時において、その管理する「道の駅」の施設を防災活動への利用に努めるものとする。

- （1）道路に関する通行情報、被災情報の提供
- （2）道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- （3）住民が避難・休憩するための施設の提供、救援物資の提供・保管、その他防災活動を支援するための業務

2 甲及び乙は、丙の行う前項に規定する業務が効率的かつ迅速に行えるよう支援するものとする。

（防災活動への平素からの取り組み）

第3条 甲、乙及び丙は「津波防災の日」（毎年11月5日）における防災啓発活動をはじめ、平素から地域住民と協働して「道の駅」の防災活動が効率的かつ迅速に行えるよう努めるものとする。

（その他）

第4条 本協定に関する手続き及び活動費用等については、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定は、変更の必要が生じた場合には甲乙丙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書14通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自1通保有する。

平成27年11月17日

国土交通省
近畿地方整備局長 山田 邦博

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

田辺市長 真 砂 充 敏

新宮市長 田 岡 実千年

みなべ町長 小 谷 芳 正

日高川町長 市 木 久 雄

白浜町長 井 澗 誠

上富田町長 小 出 隆 道

すさみ町長 岩 田 勉

那智勝浦町長

寺 本 眞 一

太地町長

三 軒 一 高

古座川町長

武 田 丈 夫

北山村長

奥 田 貢

串本町長

田 嶋 勝 正

16 条例・規則等

16.1 日高川町防災会議条例（平成 17 年 5 月 1 日条例第 14 号）

日高川町防災会議条例（平成 17 年 5 月 1 日条例第 14 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、日高川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）日高川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）日高川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行うこと。

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - （2）和歌山県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - （3）和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - （4）町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5）教育長
 - （6）消防長及び消防団長
 - （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が完了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。